

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

外部検証報告書

平成25年3月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構
外部検証委員会

目 次

外部検証に当たって	1
---------------------	---

外部検証結果

I 評価事業	3
II 学位授与事業	8
III 調査及び研究	1 1
IV 情報の収集、整理、提供	1 9
V その他附帯する業務	
(1) 評価文化の定着と評価に携わる人材の育成	2 3
(2) 国際的な質保証に関する活動	2 5
VI 業務運営の効率化等	2 6
VII 海外の質保証機関の関係者による検証	2 8
用語解説	3 2

資料編

○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構の外部検証について（概要）	3 5
○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証実施要項	3 7
○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会規則	3 9
○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会委員名簿	4 1
○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構評価に関する外部検証委員会委員名簿	4 2
○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構学位授与に関する外部検証委員会委員名簿	4 3
○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構国際連携に関する外部検証委員会委員名簿	4 4
○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会開催状況等	4 5
○ 外部検証に係る自己評価書	4 6
○ Self-Assessment Report of NIAD-UE for External Review 2012	7 9
○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構法	1 0 3
○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構第2期中期目標・中期計画対照表	1 0 8

委員名簿（任期：平成24年9月1日～平成25年3月31日）

外部検証委員会

◎石井 紫郎	日本学術振興会学術システム研究センター顧問
河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
黒田 壽二	日本高等教育評価機構理事長、金沢工業大学学園長・総長
齋藤 康	千葉大学長
佐野 慶子	日本公認会計士協会常務理事、佐野慶子公認会計士事務所所長
○鈴木典比古	大学基準協会専務理事
関口 修	郡山開成学園理事長、短期大学基準協会理事長
松本洋一郎	東京大学理事・副学長
Peter Williams (Dr.)	英国高等教育質保証機構(QAA)前会長

<小委員会>

評価に関する外部検証委員会

青山 彰	東京都立国際高等学校長
◎河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
京兼 純	明石工業高等専門学校長
○齋藤 康	千葉大学長
佐藤 弘毅	目白大学長
柴田洋三郎	福岡県立大学長
鈴木典比古	大学基準協会専務理事
高橋 宏志	日弁連法務研究財団理事長

学位授与に関する外部検証委員会

阿保 順子	長野県看護大学長
桂 晃洋	日立製作所日立総合技術研修所所長付
北村 聖	東京大学教授
國分 良成	防衛大学校長
関口 修	郡山開成学園理事長、短期大学基準協会理事長
○中尾 充宏	佐世保工業高等専門学校長
◎松本洋一郎	東京大学理事・副学長

国際連携に関する外部検証委員会

大森 勝	野村證券法人企画部長
○榊 佳之	豊橋技術科学大学長
◎鈴木典比古	大学基準協会専務理事
田中 明彦	国際協力機構理事長
Syed Ahmad Hussein (Dato' Dr.)	マレーシア資格機構(MQA)会長
Judith Eaton (Dr.)	米国高等教育ア kreditation 協議会 (CHEA) 会長
Peter Williams (Dr.)	英国高等教育質保証機構 (QAA) 前会長

(◎…委員長、○…委員長代理)

外部検証に当たって

独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、平成 3 年 7 月に学位授与機構として設置されて以来、平成 12 年の大学評価・学位授与機構への改組、平成 16 年の独立行政法人化を経て現在に至っている。

機構はこれまで、大学等の教育研究水準の向上及び高等教育段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的として、評価事業及び学位授与事業の二つの大きな柱と、それを支える基盤となる調査研究、情報の収集・整理・提供等を行ってきた。また、近年では、グローバル化が進展する中で、質保証機関による国際的な役割の重要性が一層高まってきており、我が国の高等教育の国際通用性を向上させ、高等教育機関の国際競争力の強化を支援するため、海外の質保証機関等との積極的な連携を図っている。

機構における中期目標期間は 5 年間と定められており、平成 24 年度は第 2 期目の 4 年目に当たり、平成 26 年度から第 3 期目を迎えようとしている。この度、機構は自らが実施した自己点検・評価の結果を第三者によって検証するために、大学等関係者、産業界関係者等で構成される独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会を設置した。

検証するに当たって、本委員会の下に、評価業務の有効性・適切性に関する検証を行う「評価に関する外部検証委員会」、学位授与業務の有効性・適切性に関する検証を行う「学位授与に関する外部検証委員会」、並びに、国際連携業務の有効性・適切性に関する検証を行う「国際連携に関する外部検証委員会」の 3 つの小委員会を設置した。各小委員会においては、それぞれに付託された任務に応じて、機構が作成した自己評価書等を基にヒアリングを行い、機構がこれまで第 2 期中期目標期間の 3 年間における業務の進捗・達成状況及び今後 2 か年（平成 24 年度及び平成 25 年度）の業務計画について「検証」し、当該検証を踏まえて機構が業務を行う意義、必要性、継続性について「評価」を行うとともに、次期中期目標期間に向けて、今後の業務の方向性や在り方について「提言」を行った。また、国際的な視点から検証するため、海外の質保証機関の長、あるいは長の経験者 3 名に対し、機構が作成した「自己評価説明書」（英文）等を基に個別に面談、説明を行い、検証等を依頼した。

本委員会では、これらの小委員会及び海外の質保証機関の関係者からの報告を精査した上で、機構の業務全般の検証と提言を取りまとめた。

本委員会は、今回の検証等を通じて、機構が実施している業務が中期計画の実現に向けて総じて適切に進められていると判断するとともに、次期中期目標期間に向けて、機構が業務を行う意義、必要性が明確であることを再確認し、今後も引き続き実施し、戦略的・重点的に業務の充実・強化を図っていくことが適当であると評価した。

我が国の高等教育の質保証・質向上が強く求められている現在、機構が実施している評価事業及び学位授与事業等を通じて得られる成果は、我が国の高等教育を発展させる力となっており、高等教育の国際化がさらに進展し、諸外国との競争が激化する環境下にあっては一層その重要性が増してきている。機構には、我が国の高等教育のさらなる発展に向け、事業を通じて得られた成果を高等教育界に向けて積極的に発信していくことが期待されている。その一方で、昨今の行政刷新会議による事業仕分けや、独立行政法人の見直しが検討されるなど、機構を含む独立行政法人を取り巻く環境は日々変化してきている。そうした状況の下、本委員会は、検証結果に示すように、我が国の高等教育の質の向上を促し、国際的な信頼性を確保するために、機構の使命・役割を今後も着実に果たしていくことを期待する。

平成25年3月13日

外部検証結果

I 評価事業

(1) 国立大学法人評価

【第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、その業務の実績について、毎事業年度及び中期目標期間（6年）毎に評価を行うこととされ、機構では、文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請を受けて、中期目標期間における評価のうち教育研究活動等の評価を実施している。機構は、平成22年度に国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間（平成16～21年度）における教育研究活動等の最終的な評価の確定作業、平成23年度にその検証を実施し、第2期中期目標期間（平成22～27年度）の評価に向けた検討を行ってきている。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

国立大学法人等における教育研究活動等の確定評価（平成22年度実施）に当たって、暫定評価（平成20年度実施）の検証結果を踏まえ、評価方法を大幅に改善して効率的な評価を実施し、国立大学法人等及び評価委員の双方から高い評価を得たことは特記するに値する。また、確定評価の検証結果に基づき、第2期中期目標期間の教育研究活動等の評価実施要項の策定に当たって、訪問調査の原則廃止や分析項目の集約による効率化を図り、評価方法の改善を講じていることを高く評価する。今期の今後の計画遂行に当たって、平成28年度に予定されている国立大学法人等の第2期中期目標期間の評価に向けて、適切な評価体制と評価方法を設計することを期待する。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

機構は文部科学省の国立大学法人評価委員会から国立大学法人等の中期目標期間における教育研究活動等の評価を要請されている。これは、国立大学法人等の教育研究活動の自主性・自律性や学問の自由を尊重しながら評価を実施する必要があること、及びピアレビューに基づく専門的な観点からの評価が求められていることから、国から一定の独立性を有し、国立大学の評価に実績を持つ第三者評価機関が大学関係者によるピアレビュー評価を実施することが適当であるとの理由による。機構による国立大学法人等の第1期中期目標期間における教育研究活動等の評価においては、国公私

立大学教員等による教育研究の専門性を踏まえた評価を行ったが、この評価実施後のアンケート調査による検証結果から、国立大学法人等の関係者がこの評価を概ね肯定的に受け止めていることが確認されており、当初の要請に適確に応え得たといえる。

機構では、平成 28 年度に実施する国立大学法人等の第 2 期中期目標期間の教育研究活動等に関する評価体制・方法の検討を進めており、国立大学法人等からのパブリックコメントにより得られた意見を評価実施要項等に反映させるとともに、国立大学法人等の負担軽減にも配慮しつつ効率的に評価を実施するように計画している。引き続き第 1 期における評価の知見と経験をもとに、教育研究活動等の質の向上に資するべく、実効的な評価方法を定めて、国立大学法人等の教育研究活動等に関する評価を効果的に実施することを期待する。その際、実効的な評価を行うには、国立大学法人等の負担の軽減も求められようが、評価の本質を見失うことがないように工夫しつつ、国立大学法人等の“評価疲れ”を避けるよう配慮することが望まれる。

機構では、国立大学教育研究評価委員会に他の評価機関の関係者の参画を求め国立大学法人評価に係る知見の共有を進めるとともに、評価実施要項において、国立大学法人等は既に受審したいずれの認証評価機関による評価結果をも教育研究活動等の状況の根拠資料とすることができるとしている。機構には今後、更に他の認証評価機関との連携を密にし、効率的な評価ができるよう検討することが望まれる。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行い、さらに発展・充実させることが適当であると判断する。

（２）機関別認証評価

【第２期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

認証評価は、学校教育法に定められた文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価であり、大学等の教育研究水準の向上に資するため、評価機関が定める評価の基準に基づいて大学等を定期的に評価し、その基準に照らして状況を明らかにすることにより、社会からの理解を得るとともに、評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ることを促すものである。

機構は、認証評価機関として、大学、短期大学、高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める評価基準に従って教育研究活動等の状況について評価するとともに、実施した評価に関する検証を行って、評価方法や評価作業の改善、効率化に努めている。また、第２期中期目標期間において、短期大学を対象とする機関別認証評価事業を廃止したこと、機関別認証評価に係る手数料を改定したことは認証評価事業の中期計画に沿った対応として適当である。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

機構では、機関別認証評価に加えて、選択評価Ａ「研究活動の状況」及び選択評価Ｂ「地域貢献活動の状況」を実施しており、さらに、社会の要請に応じて平成２５年度からは選択評価Ｃ「教育の国際化の状況」を追加し、特色のある活動の評価を行うとしたことを高く評価する。

なお、機構は認証評価を実施して８年という短い期間にもかかわらず評価機関としての成果をあげている。一方で、第１サイクルの機関別認証評価の検証アンケート結果には、大学等による自己評価書作成の作業量に関する課題が指摘されている。第２サイクルにおいては、国公立大学等の情報データベース「大学ポートレート（仮称）」の活用等、評価を受審する大学等の評価資料準備の簡素化を検討することが望まれる。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

機構においては、大学に対する第１サイクルの機関別認証評価の検証に基づき、平成２４年度から第２サイクルの評価を実施することとしているが、平成２６年度以降も多数の大学が機構の評価を受審する意向を示していることから、次期中期目標期間においても、機構が継続して大学機関別認証評価を実施する必要があるといえる。高等専門学校については、他に認証評価機関が存在しないこと、また機構における第１サイクルの評価の検証に基づいた第２サイクルの評価の継続性の観点からも、機構が高等専門学校機関別認証評価を実施する必要がある。機構においては、大学及び高等専門学校の機関別認証評価を通じて、教育成果にかかる質保証の水準を一層高めることが重要である。なお、機関別認証評価の実施に当たっては、これまでと同様に、各年

度の評価の検証結果や、大学改革に関する国際的動向、評価に対する社会的要請等も踏まえ、不断に効率的で効果的な実施方法に向けた検討を行い、改善を図ることが望まれる。また、評価文化の定着に向けて、引き続き啓発活動や評価者に対する十分な研修等、適切な評価の実施に向けた取組を期待する。

機構では、第2サイクルの機関別認証評価で、国際的にも重視されている学習の成果と大学等の内部質保証機能に重点を置いた評価を実施している。このような認証評価の実施とその検証状況等、様々な情報を認証評価機関連絡協議会等を通じて他の認証評価機関に提供し、我が国の認証評価の質の向上に努めていくことは重要である。同時に、我が国の認証評価機関が共同で解決すべき課題への対応に関しても、認証評価機関連絡協議会の中核機関としての機構の役割が期待される。

機構は我が国を代表する評価機関として、評価機関の国際的なネットワークに参画し、高等教育の質保証の観点から諸外国の質保証機関と積極的な情報交換を行ってきた。このような活動は、我が国の高等教育の評価の発展充実に大きな役割を果たすとともに、評価の国際通用性の向上にも寄与しているといえる。機構のこれまでの高等教育の質保証に関わる国際的活動によって得られた信頼は、評価の実施主体としての認証評価機関であることによるところが大きい。このため、機構が引き続き認証評価を実施し、その知見を基に、我が国における高等教育の評価の国際通用性の向上に努めるとともに、国内外の他の認証評価機関とも連携して、評価指標や水準等を共有化し国際通用性が担保された認証評価制度の確立に努めることが重要である。このことを通じて、機構が国際通用性の向上のための改善策を高等教育関係者のみならず一般社会にも具体的に示すことが望まれる。その際、評価の国際通用性の維持の点からも、英語による結果公表等、認証評価の充実に努めることも検討すべきである。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行い、さらに発展・充実させることが適当であると判断する。

（３）専門職大学院の認証評価

【第２期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

機構は、法科大学院に対する認証評価を実施する機関として、法科大学院からの求めに応じて、機構が定める評価基準に従って教育研究活動等の状況について評価を行うとともに、実施した評価に関して検証を行い、評価システム等評価作業の改善、効率化に努めている。

本委員会において実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

機構における法科大学院に係る認証評価については、平成 22 年度までの第 1 サイクルの認証評価の検証に基づき、平成 23 年度からの第 2 サイクルの評価基準等を大幅に改定している。今後、この基準の運用をさらに充実させることが望まれる。

法科大学院制度に関しては種々の改善課題が指摘されている状況から、機構が他の認証評価機関と連携を密にして、情報を交換し、評価手法を共有するなど、評価の在り方を検討する必要がある。そのために、認証評価機関によって組織される認証評価機関連絡協議会においても、現在議論されている法科大学院に関する諸問題について認識を共有し、認証評価機関全体として対応することが望まれる。

平成 26 年度以降も法科大学院が機構の評価を受審する意向を示しており、各法科大学院が認証評価を通じて社会的評価に資する改善に向かうよう、機構では引き続き認証評価を実施しつつ、我が国の法科大学院の質の向上に資することが期待される。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行うことが適当であると判断する。

Ⅱ 学位授与事業

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

【第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

高等教育レベルの学習機会の多様化とともに、生涯学習の機会を高め、その成果を学位取得につなげることが期待されている。機構では、このような社会の要請に応えて、大学以外の高等教育機関における様々な履修形態による多様な学習の成果を適切に評価し、大学の卒業者と同等の水準にあると認められる者に対して、審査の上で学士の学位を授与している。これまで、短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、毎年度4月期と10月期の2度、学位授与申請を受け付け、修得単位の審査及び学修成果・試験の審査を経て、約3,000名に学士の学位を授与してきている。また、機構では、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、専攻科に対して、教員組織及び教育課程を審査し、当該専攻科を大学教育に相当する水準を有するものとして認定し、当該専攻科の単位を修得単位として認めることとしている。さらに、認定した専攻科が大学教育に相当する水準を維持していることを保証するために、教育の実施状況等を定期的に審査している。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

機構では、短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対する学位授与に当たっては、当該専攻科の要望を踏まえつつ試験の適正化に向けて改善に努めている。今後とも引き続き、現実に即した適切な対応を期待する。また、学修成果・試験の結果が不可となった申請者に対して、「学修成果書き直しのための留意事項」を通知している点は評価できる。学位授与の円滑化に向けた努力を評価するとともに、引き続き、不合格となったすべての申請者にその理由を通知するよう検討することを期待する。

学位授与申請者の利便性向上に向けた取組として、機構が行う学士の学位授与制度の仕組み、申請の手順等を解説した「新しい学士への途」のウェブサイトへの掲載や、申請の電子化を推進してきたことは評価できる。しかしながら、申請については、電子申請の利用が順調に増大してきているものの、まだ約半数に留まっている。今後は申請者への周知に努めるとともに、利用者が増加するよう改善に努めることを期待する。併せて、今後も引き続き申請者に配慮し、利便性を高めることが望まれる。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

機構における単位積み上げ型による学士の学位授与に当たっては、申請者の多様な学習機会における修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験により、各

専攻分野における学士の水準を有していることを判定する。機構が行う学士の学位授与は、我が国における高等教育段階における学習機会の多様化、及び生涯学習への展開に寄与するものである。毎年約 3,000 名の申請があることは、本業務の社会的必要性を示しているといえる。少子化が進む我が国では、人材の育成と確保が必要であり、とりわけ単位積み上げ型で学士を目指すような申請者の意欲は重要である。今後も同程度の申請が見込まれるとともに、生涯学習の促進の観点からも、本業務の充実を期待する。

機構における単位積み上げ型による学士の学位授与は、すでに「新しい学士への途」として社会に定着してきている。機構により授与される学位と大学の学位の等質性を確保するために、不断に、学士の水準を有することの審査を検証し、それに基づく審査方法の改善等を行い、継続的に事業を行う必要がある。引き続き申請者の利便性の向上に努めるとともに、我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展、大学における教育の実施状況、認定専攻科修了見込み申請者に対する学位授与の円滑化の要請等を踏まえ、必要に応じて専攻の区分や修得単位の審査の基準等審査方法・基準を見直し、整備することを期待する。

また、一定の条件の下で、単位積み上げ型による学士の学位授与申請者が大学以外の教育機関で修得した単位を用いることができることも適当であるといえる。短期大学及び高等専門学校の特攻科の教員組織と教育課程を審査し、当該専攻科を大学教育に相当する水準を有するものとして認定し、短期大学及び高等専門学校の特攻科修了生に、専攻科の単位によって学士の学位取得の途を開いていることは評価できる。単位積み上げ型による学士の学位取得者のうち、短期大学又は高等専門学校の特攻科修了生が 80%を超えている状況からも、機構が継続してこの認定業務を行う必要があるといえる。同時に、認定した専攻科が大学教育に相当する水準を維持していることを保証するために、継続して教育状況等を定期的に審査する必要がある。

単位積み上げ型による学士の学位授与においては、学修成果の内容が申請者の学力として定着していることを確認するための小論文試験等を実施している。申請者が学修成果の整理と論述の能力を養う上でも、これは重要な役割を果たしているといえる。機構では、試験の在り方や修得単位の審査に関する課題について不断の見直し・検討を進め、その改善に努めているが、今後も近年の高等教育改革の動向等を踏まえつつ、さらなる学位審査の円滑化に向けた適切な対応を行うことを期待する。

なお、単位積み上げ型による学士の学位審査に係る経費については、事業の効率化を図って収支の改善に努めるとともに、申請者に配慮した適切な公費負担と受益者負担の在り方を検討することが望まれる。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行い、さらに発展・充実させることが適当であると判断する。

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与

【第２期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

機構では、大学・大学院と同等の水準の教育研究を組織的・体系的に行っている教育施設において学修し、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、その履修の成果が社会的に適切に評価されるよう、審査を行った上で学位を授与している。機構では、この対象となる省庁大学校の課程について教育課程と教員組織等を審査し、大学・大学院と同等の水準にあると認定するとともに、省庁大学校の課程を修了し学位授与申請を行った者に対し、単位修得状況や論文及び口頭試問による審査を経て、学士、修士又は博士の学位を授与している。また、認定している省庁大学校の課程については、上記の水準が維持されていることを保証するために定期的（５年毎）に教育の実施状況等の審査を行っている。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

機構が、省庁大学校の課程の認定及び審査において質保証を担保しつつ審査業務の合理化を適切に図っていることは特記するに値する。また、省庁大学校の課程修了者に対する学位授与に関する業務において、経費の収支の改善に向けた努力がなされ、既に平成 23 年度時点で収支均衡を達成したことは評価できる。今後も効率的な業務の遂行に努めることを期待する。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

省庁大学校は、高等教育レベルの高度な専門能力を修得する場として、重要な役割を果たしている。機構では、大学・大学院と同等の水準の教育が行われていると認められる省庁大学校の修了者に学士、修士、及び博士の学位取得の機会を与えるために、この学位授与事業を継続して実施する必要がある。また、課程の認定に当たっては、これまでと同様に、課程認定を希望する省庁大学校に対して、教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等が大学設置基準等の関係規定に照らして大学の学部又は大学院課程に相当することを審査する必要がある。なお、省庁大学校には、それぞれに固有の理念と実際の業務・技術とが存在している。教育課程等の状況の審査に当たっては、そのことを踏まえた学位の質保証という観点が重要である。

なお、機構において本業務の軽減や収支均衡を図るに当たっては、実質的に学位授与審査による学位の質を確保できることが前提であることに留意されたい。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行うことが適当であると判断する。

Ⅲ 調査及び研究

(1) 評価事業に係る評価の基盤的研究及び評価の開発・検証等の実証的研究、並びに大学等の内部質保証システムの確立及び運用に関する研究

【第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

機構は、国立大学法人評価、機関別認証評価、専門職大学院の認証評価の各事業と密接に関連する調査研究、及び国際的な質保証の動向調査や、新しい質保証の概念の確立や方法の開発等の学術研究を実施している。

機構では、平成23年度から「評価研究部」と「学位審査研究部」を「研究開発部」に改組統合し、調査研究を効果的に進めている。また、調査研究を効率的に事業に反映させるために、教員及び事務職員による協働組織として3つの企画室を設置して迅速な業務運営を行うなど、積極的な組織改編への取組は評価できる。さらに、機構では、我が国の高等教育の改革につながる調査研究を行い、その水準の向上に寄与しており、国際共同プログラムの調査研究や教育の国際化に関する調査研究等、国際化への対応も適切に実施しているといえる。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

大学等の外部評価機関による多面的な評価が定着しつつある現在、引き続き、機構が率先して各種の情報を的確に分析して関係者に提供することが望まれる。また、機構で進めているキャンパス・アジア共同教育プログラムのモニタリング事業等を通じて、我が国の教育の国際化に関する教育政策を牽引する役割を果たすことが期待される。平成25年度から実施される選択評価C「教育の国際化の状況」の基礎となった調査研究は高く評価できるが、さらに、我が国の大学へ優秀な留学生が入学する仕組みと、グローバル人材養成が可能となるような評価項目の検討も望まれる。

教員の業績評価や質向上のためのティーチング・ポートフォリオやアカデミック・ポートフォリオ及び業務の評価可能性のアセスメント手法について、研修会、及び導入後の指導を行い、研究成果を大学の業務につなぐという成果を生みだしている点は高く評価できる。事例のアーカイブ化を進めるとともに、さらに、各国公私立大学等にこれらの手法の導入を促すことが期待される。

我が国における大学等の情報公開は未だ完成途上であるが、「大学ポートレート（仮称）」において公開する情報の内容を質・量の両面で向上させ、アクセスを容易にし、公開性を高めることが重要である。機構においても、大学コミュニティと連携の上で、高等学校における教育の質保証への貢献も期待される大学情報の公開に関わる調査研究を進めることが期待される。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

機構が継続的に実施している評価事業における新たな評価の開発や評価実施後の検証による改善に資するよう、一層効率的な質保証のための評価に向けた調査研究を行うことが必要である。また、大学等と共同して内部質保証の在り方を調査研究し、成果を学術論文等で公表するほか、関係者が共有できる質保証参照情報として提供するとともに、それに基づいて大学等の評価人材育成のための研修プログラムを開発し、質保証の定着に向けた取組を行うことが望まれる。さらに、国公私立大学等の情報データベース「大学ポートレート（仮称）」を活用した評価指標の設定やそれに基づく分析手法を開発して評価の効率化を追究することも重要である。

機構が、大学等の教育研究活動等に関して、このような高等教育の評価に関する基盤的研究、及び評価事業に係る実証的な調査研究を行うことにより、我が国の高等教育の質保証を確立するために、以下の調査研究を展開することを期待する。

《 大学評価システムの検証と開発に関する研究 》

大学等を取りまく社会環境の変化に伴い、機能分化、国際化、グローバル人材養成、イノベーション創出等の新たな課題が提起されており、大学等は自らがそれぞれの課題への対応に努めているが、第三者評価においてもその活動を適切に評価する必要がある。そのためには、高等教育やその政策に関する調査研究を基礎に、大学評価制度や評価方法の検討、国内外の評価制度に関する調査、及び評価の有効性・適切性の検証等を行って、大学評価システムの基盤を形成し、さらにそれを基に新たな評価システムの開発へつなぐことが不可欠である。機構は、基盤的な評価分析に基づいて、不断の継続的な改善機能が組み込まれた大学評価システムの開発と普及に取り組むことが重要である。

機構において、大学等の新たな課題への活動の評価に対応するために、これまでの評価結果の実証的分析を行ってきたことは高く評価できる。今後とも、機構が評価結果の分析を通じて新たな評価手法を開発し、大学評価の改善に活用するとともに、国際的に通用性の高い評価を目指すことが望まれる。同時に、評価事業を担う機構の研究者しか持ち得ない評価実践に基づいて、機構外の研究者等と連携して評価システムに関する調査研究を行い、我が国の高等教育政策や高等教育に関わる評価に向けた提言を行うことを期待する。

《 大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究 》

大学等の多様化・個性化が進む中では、大学等が自らの使命や目的に即して教育研究活動の質保証・質向上を自律的に進めることが不可欠である。近年は、一定の質保証に加えて、社会や地域から求められる人材の養成や教育研究の国際競争力の確保等も含めて、大学等における教育の質的転換を図る視点も重要である。

このような質保証に向けた活動を有効に機能させるためには、大学等の体制を踏まえた内部質保証のための共通の観点や基準を大学等及び評価機関が共有する必要がある。機構には、高等教育関係者と連携して内部質保証の理論・手法・組織体制等に係

る調査研究を行い、その成果を参照可能な“質保証参照情報”として提供するとともに、研修やシンポジウム等を通じて普及を図ることが期待される。日本学術会議が作成する「分野別参照基準」等、他機関による質保証に関わる文書等についても、機構が質保証参照情報としてとりまとめて提供することによって、大学等の質の向上に向けた自律的な活動を支援することが望まれる。また、これを通じて、大学等における内部質保証の成果を機構における評価の改善に活用することも検討すべきである。

《 大学評価に必要な情報の確立に関する研究 》

教育研究活動やそれにより生まれる学習成果・研究成果等をいかなる方法で把握・分析し、評価や質保証に活用するのかということは、大学評価の中核的課題であり、教育研究の客観的指標の必要性が指摘されている。

機構においては、大学等と連携しつつ個々の大学等では実現が難しい客観的指標の開発に努めることが望まれる。また、「大学ポートレート（仮称）」の共通基盤の設計・運用に関する調査研究を行うとともに、大学評価に必要な情報を確立して活用するために、各種の教育研究に係る情報の分析手法を開発する必要がある。「大学ポートレート（仮称）」の運営主体は高等教育コミュニティであるが、機構ではその運用を支援するとともに、他の定性的情報等と合わせて分析し、質的向上に資する情報や指標を設計して評価に活用することを期待する。

「大学ポートレート（仮称）」によって各国公私立大学の情報が広く公開されることは、高等学校における大学進学指導を含む教育の質保証にも資するものといえる。なお、「大学ポートレート（仮称）」の運営に当たっては、画一的な序列化を助長しないよう配慮する必要がある。機構は運用を支援し活用方法を検討するに当たっても、この点に配慮しつつ、設置形態別の大学団体、認証評価機関及び日本私立学校振興・共済事業団等関係機関と連携して取り組むとともに、国外からの留学希望者も「大学ポートレート（仮称）」を複数の言語で利用できるように枠組を考慮することが重要である。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行い、さらに発展・充実させることが適当であると判断する。

（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

【第２期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

学位授与事業に期待される役割を生涯学習社会において十分に果たすため、高等教育レベルの学習の成果を適切に評価するシステム、学習の評価に関わる基本的な問題についての調査研究や、学位制度を中心とした高等教育研究を実施している。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

学位の国際通用性を担保するために、海外７カ国の学位授与の要件に関する調査を進めている点は高く評価できる。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

機構において、高等教育制度や単位の互換性、及び学位の通用性に関する調査研究を行い、その成果を学術論文等として公表するほか、大学等に有用な情報を質保証参照情報として提示することが期待される。また、機構の学位授与事業における学位審査の妥当性・有効性を検証するために、継続して、学位取得者の追跡調査を行い、社会通用性を確認するとともに、学位審査体制の改善に努める必要がある。さらに、高等教育における学習機会の多様化に対応した機構の学位授与に係る単位累積加算制度等の検討を行うことや、これらの調査研究の成果に基づき、我が国における生涯学習の促進に資する具体的な政策提言等を行うことが望まれる。これらのことから、機構で以下の調査研究を展開することを期待する。

《 学位の構造・機能と国際通用性に関する調査研究 》

高等教育の学習者の国内外への移動が広がりを見せる中で、高等教育修了者の能力証明としての学位とその質保証は各国共通の課題となっている。我が国の学位が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に評価され、真正性が担保されるように、機構が学位制度の理論的基底及び学位・単位制度の在り方に関する調査研究を行い、高等教育関係者が共有すべき情報を発信することを期待する。また、学位の要件となる学習の体系性、及び学位の構造・機能と国内外での通用性に関する研究を通じて、我が国の学位システムの発展と学位に係る知識の普及に努め、社会的な課題や行政的な要請に応えるべく成果をもとにした提言を行うことが期待される。

《 機構の学位授与制度の教育的・社会的機能に関する調査研究 》

機構の学位授与事業の遂行に当たっては、学術的な論理に基づいて審査を実施するとともに、学位取得者に対する追跡調査を実施して審査の妥当性・有効性を実証的に検証し、授与した学位の社会通用性を確認する必要がある。また、機構の学位審査に

における修得単位認定の妥当性、及び専攻分野の妥当性等を検証して、認定基準の再検討や新たな専攻分野の設置に努めることが求められる。さらに、機構の学位授与制度並びに審査体制が果たしている社会的・教育的な機能にも配慮して、現行の審査体制の見直しを図るとともに、このような学位授与の審査に関連する調査研究の成果を内外に示して、その成果を学位授与制度の改善に活かすための組織的な取組を行うことが期待される。

《 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する調査研究 》

機構における学位授与の理念とされる単位累積加算制度は、大学での課程修了を必要とせずに、科目履修の成果としての単位を体系的に累積して学位取得を可能とするものである。この制度の基盤となる高等教育レベルの多様な学習の成果を適切に認定するための課題について調査研究を行う必要がある。また、近年は、インターネットを通じたオープンコースウェアの普及や、国内外の高等教育機関の連携、中等教育修了後の職業訓練と高等教育の近接化等を背景に、高等教育レベルの学習形態と学習機会は多様化している。機構における学位取得の機会を適切かつ幅広い形で社会に開くために、大学以外で提供される多様な学習の機会とその成果について、大学での学修と同等であると認める基準に関する調査研究を行うことが期待される。

また、EUにおけるエラスムス計画、エラスムス・ムンドゥス計画、米国における州立大学間の科目間調整（articulation）等学生流動化に対応するプログラム枠組の在り方を調査し、我が国における大学間の学生流動化に対する理論的・実線的対応を準備することが望まれる。さらに、諸外国の高等教育政策の動向に関する調査を進め、広く周知することが期待される。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行うことが適当であると判断する。

（３）大学等における学位及び評価の国際通用性に関する調査研究

本項目は、第２期中期目標期間における業務として明記されていないものの、次期中期目標期間に向けた調査研究の展開に関して方向性を提言するものである。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

我が国の学位及び評価の国際通用性を確保するための課題を認識し、その解決策を検討することは、我が国の高等教育界にとって不可欠である。機構では、我が国の大学等が内部質保証のために参照する分野別の基準や指針を諸外国の対応する質保証基準等に照らして、学位の国際通用性の現状を把握するとともに、大学等の関係者と連携して国際通用性を確保するための方策を検討することが望まれる。また、大学等の評価に関しては、国際的な共同教育プログラムのモニタリングを通じて、国際的に共通する評価の観点を実証的に追究することが期待される。

学位につながる学習内容に関しては、科目情報（シラバス等）、科目番号制度（course numbering system）、単位互換制度等の基礎的調査を行い、広く我が国の高等教育界に周知することが求められる。特に、学生の短期派遣、長期留学、諸外国からの留学生受入れのためにも、国際通用性に係る調査研究が必要である。このような学生の移動や学習機会の多様化に対応するために、機構において、国内外の大学及び関係機関、並びに学習者に対する国際的動向の情報提供と照会対応の機能、及びそれを実現する体制に関する調査研究を行うことが望まれる。

高等教育の評価に関しては、我が国の大学等が内部質保証のために参照する基準や指針を諸外国の対応する質保証基準等に照らして、質保証の国際通用性を検討するとともに、第三者評価に関しても、我が国における評価基準と諸外国の評価基準とを照合して、評価の国際的な通用性を検証する必要がある。機構においては、海外評価機関との情報交換により、諸外国における大学の認証評価活動の実態を把握した上で、国際的な標準的基準の情報収集とその普及を通じて国際通用性の向上を図るよう、評価制度の調査研究を更に充実させることが望まれる。機構では、すでに大学等の国際的な共同教育プログラムのモニタリングの取組を進めているが、これを通じて、大学等の評価において国際的に共通する観点を実証的に追究することが期待される。

以上のことから、機構において、以下の調査研究を展開することを期待する。

《 国際連携教育プログラムの質保証に関する調査研究 》

大学の国際連携が政策的に進められる中で、平成 22 年度から実施している日中韓の質保証機関連携によるキャンパス・アジア共同教育プログラムのモニタリングの成果を発展させ、東南アジア・南アジアを含むより広い範囲で国際的な大学間連携プログラムに対する質保証ガイドラインを策定することが望まれる。また、我が国の大学等で実施されつつある海外の大学との共同学位（ダブル・ディグリー等）の在り方につ

いても検討することを望みたい。機構では、このような調査研究を通じて、我が国の質保証参照情報における基準や指針に照らして大学等の評価の国際的な観点を明確にすることが望まれる。その際、シラバスの在り方、科目番号制、学士力の定義等に関して、大学等の共通理解を得ることが重要である。これにより、大学等における教育の国際化に資する情報を広く提供することが期待される。

《 “national information center”機能に関する調査研究 》

学生の国内外の移動や学習機会の多様化に対応するために、機構が、我が国における国際的な高等教育情報に関する現状の課題を把握し、ユネスコの高等教育の資格認定に関する地域条約で定められている national information center の機能を調査して、情報センターの在り方を検討することが必要である。我が国においては、留学生の増加とともに、我が国とは異なる教育制度下で修学した多様な学生に対する入学資格の認定等が課題となるであろうし、我が国の学生が外国の大学等に留学する場合や、我が国の学位取得者が海外で職につく場合には、資格や学位の通用性が課題となるであろう。学生の国内外の移動や学習機会の多様化への対応は機構の学位授与とも深く関連している。これらのことから、機構において、我が国の高等教育機関の多様性を整理しつつ、広く単位の互換性や学位の通用性に係る基準についての調査研究を行うことを期待する。さらに、その成果を国内外の大学及び関係機関並びに学習者に対して情報提供を行いつつ、個別照会への対応の在り方について検討することが望まれる。その際、情報の画一的な収集・公開が大学等の序列化につながることがないように配慮することが重要である。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、機構が当業務を行うことが適当であると判断する。

（４）研究成果の公表等

【第２期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

機構は、学術誌『大学評価・学位研究』を毎年発行しているほか、ウェブサイトや報告書等によって情報提供を図っている。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

研究成果公表の手段として『大学評価・学位研究』を活用するほか、関連学協会誌への論文発表も積極的に推進することが望まれる。また、研究成果を論文の形だけでなく、社会に発信する努力も必要である。

なお、機構が公表している研究成果や各種の刊行物の高等教育機関における活用状況を調査して調査研究の充実に向けた取組を進めることが望まれる。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

機構においては、大学評価及び学位授与を中心として、これらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート、資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』の刊行を継続することが望まれる。また、平成 24 年度に導入する学術機関リポジトリにも掲載することにより、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者等の利用に供することが期待される。なお、調査研究の成果を紙媒体での刊行に代えて電子的な方法で公開することは、利用者の利便性を高めるとともに、利用状況の分析による注目度や関心度を把握できると考えられるので、今後検討することが必要である。

また、機構の研究者が広く高等教育関係者と成果を共有し討議するために、研究集会や国際会議等への参加、関連学協会の学会誌等への投稿ができるよう、機構内における研究支援の充実に期待したい。特に、大学評価及び学位の国際通用性に関わる研究成果については、国際会議での発表・討議が重要である。積極的に機会を拡大されたい。さらに、調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、それらを高等教育関係者や大学等が参照できるように構成して、質保証参照情報として提供することを期待する。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行うことが適当であると判断する。

Ⅳ 情報の収集、整理、提供

(1) 大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供

【第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

機構は、「大学評価情報ポータルサイト」の運用、認証評価に係るリーフレットの提供、「高等教育に関する質保証関係用語集」の改訂、「諸外国の質保証システムの概要」や各国の質保証動向に係る情報のウェブサイトでの提供、「大学情報データベース」の活用、「大学ポートレート（仮称）」の構築に向けた取組等を通じて、評価に資するための国内外の情報を適切に収集、整理し、事業の遂行に活かすとともに、関係機関や学習者への情報提供を図っている。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

機構は、我が国の高等教育制度・質保証システムの状況を国際的に発信する役割を果たしており、また、フォーラム、セミナーを通じて我が国の関係者に情報提供していることは高く評価できる。さらに、より適切な情報提供やその活用を促進するためには、現状を分析する必要がある。例えば、「大学評価情報ポータルサイト」の登録件数は拡大してきているが、そのアクセスログを検証するなど、より認知度を高めることも望まれる。このようにして、発信された情報がどのように活用され有効であったのかということを検証して、今後の発展につなげることが期待される。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

《 大学等の教育研究活動等の状況に関する情報及び自己点検・評価等の情報の収集、整理、提供 》

文部科学省では、大学が公的な教育機関としての説明責任と教育の質の保証・向上という責務を果たすための支援方策として、「大学ポートレート（仮称）」を構築することとしており、平成26年度運用開始に向けて準備委員会で検討を重ねている。機構は、今後設置される大学コミュニティによる「大学ポートレート（仮称）」運営委員会の方針に基づき、その運営を支援することになっている。機構には、これまでの経験を活かしつつ、円滑な運用に努めることが期待される。情報の発信に当たっては、「大学ポートレート（仮称）」の最も重要なステークホルダーである大学進学希望者とその保護者に対して、各国公私立大学の特色や強みを十分に伝えられるように、システムを構築し運用に努めることが重要である。また、機構が、「大学ポートレート（仮称）」を活用して、客観的なデータに基づく評価活動を効率的に実現することも期待される。

また、機構が学術界や高等教育関係者と連携・協力し、大学等が参照することのできる質保証参照情報を公開することによって、多くの関係者がその情報を共有できるようにすることが期待される。

《 国際的な質保証情報の収集、整理、提供 》

機構には、我が国の大学等における質保証を伴った教育研究活動及び質保証システムの国際通用性の向上に資する情報提供という観点から、高等教育における国際的動向を把握し、国際ネットワークで得られた優良事例や我が国の大学等が求める有益な情報を提供することが期待される。そのために、フォーラムやセミナーによる大学等や他の評価機関への情報の提供、機構が行う認証評価の関係資料並びに諸外国の質保証システムの概要の発信等、これまで実施してきた国際的な情報の収集・提供活動を更に継続し、より一層発展させることが望まれる。同時に、機構には、我が国の高等教育制度・質保証システムの状況をわかりやすく国際的に発信することが期待される。なお、評価活動の国際的通用性を確立するために、海外の質保証情報の収集・提供が重要であるが、その際に、併せて背景として、文化や社会・歴史等の観点や、各国固有の教育制度の基盤的特性にも十分に配慮されたい。

また、機構がモニタリングを行っているキャンパス・アジア共同教育プログラムのモニタリング活動等を広く日本の他の認証評価機関や大学等が共有できるようにすることを期待する。さらに、国際的なネットワークの動向を我が国の高等教育関係者に伝えることも望まれる。

機構が作成して提供している『高等教育に関する質保証関係用語集』は認証評価事業の国際的な展開のために貴重な資料であるといえる。今後とも、改訂して整備するよう努めることが期待される。また、評価の国際動向を把握するために日、米、英、豪、蘭、仏等の質保証システム概要を日・英両語で公開し、ウェブサイトを通じて提供していることは評価できる。今後、アジア諸国についても、同様に説明文書を提供することが望まれる。

《 評価事業に関する広報 》

高等教育機関の多様な発展に寄与するために評価事業に係る情報を提供し、我が国の大学等の質保証の情報を発信する拠点としての活動を一層充実させることは機構にとって重要な使命である。評価結果及び調査研究等、多種の情報を一元的に発信すること、また、種々の情報の公開・提供を利用者の立場に立って、迅速性・正確性を高めつつ分かりやすくすることが重要であることから、今後とも、「機構ニュース」や国際連携事業のウェブサイト等を通じて情報の積極的な発信に努めるとともに、従前の広報活動の分析等を行い、より利用者に適した効果的な広報活動を行う必要がある。機構が高等教育に関して、重要な役割を担っているにもかかわらず、社会から見えにくくなっている面がある。そのため、報道機関等を通じた広報活動をも含めて、なお一層の努力を期待する。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行い、さらに発展・充実させることが適当であると判断する。

（２）大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供

【第２期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

機構は、科目等履修生制度の開設状況や機構が認定した短期大学及び高等専門学校の特攻科についての情報提供、機構の学位授与制度の紹介パンフレット等の作成・配布等を通じて、学位授与に資するための情報を適切に収集、整理し、事業の遂行に活かすとともに、関係機関や学習者への情報提供を図っている。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

機構の学位授与制度に関する情報の提供は、生涯学習の観点から社会人に多くの学習機会を与え、学位取得への動機付けになる可能性がある。その手段も含めて、さらに推進する方向で検討されたい。

機構がウェブサイトを活用し学位授与制度の情報を提供していることを評価するとともに、改善を図りつつ継続することを期待する。また、ウェブサイトを利用できない個人に対しても、機構の学位授与制度を紹介するパンフレット等を作成して配布するなど、情報の提供に当たってよく配慮されているといえる。引き続き、事業の社会的意義をより多く、より広く発信していく努力を期待する。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

《 大学等で行われている学習機会に関する情報の収集、整理、提供 》

高等教育段階における学習機会の多様化、及び生涯学習の観点から、大学等における学習機会に関する情報の提供を行うことは重要であり、今後も引き続き情報を収集し提供する必要がある。機構において、科目等履修生制度の開設状況や機構が認定した短期大学及び高等専門学校の特攻科についての情報を、多様な活用方法等も含めて、申請者等にとってより利用しやすくなるように提供することを期待する。

《 学位授与事業に関する広報 》

高等教育の多様な発展に資するため、学位授与事業に係る情報の提供、及び学修の成果を公的に認める学位授与制度の趣旨を社会に認知させる活動等、機構の行う学位授与の幅広い定着化とそのための環境整備を、継続的に行う必要がある。機構において、従前の広報活動の分析等を行い、より利用者に適した効果的な広報活動を行うことを期待する。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行うことが適当であると判断する。

V その他附帯する業務

(1) 評価文化の定着と評価に携わる人材の育成

【第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

機構は、我が国の高等教育の質保証を確立するため、認証評価機関連絡協議会等を通じて国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、大学等の自己評価担当者に対する研修、大学評価フォーラムの開催や評価人材育成プログラムの開発の検討を実施している。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

《 国内の評価機関等との連携・協力 》

国内の評価機関との連携・協力は、評価文化の定着にとって極めて重要である。大学等の認証評価に携わる評価者の資質の向上、評価業務の効率化のためのデータの共通化・共有化、国内外への情報発信等は評価機関間の共通課題であることから、機構は、他の評価機関との連携・協力を一層強化する必要がある。併せて、社会全般に対する啓発的活動を行うことが期待される。

また、機構は、国内の評価機関の質の向上に寄与するために、認証評価機関連絡協議会において中核的役割を果たし、調査・研究、評価の質向上、国際通用性の向上等の課題に取り組むことが求められている。協議を通じて得られる成果については、逐次に検証評価し、連携・協力の効果を高めることが必要である。

さらに、世界の大学等がグローバル化を推進し展開を図っている状況下で、機構が我が国において評価全般にわたって主導的役割を果たし、情報発信を行うなど、国際的に通用する事業を進めていくことを期待する。

《 評価関係者及び評価担当者に対する研修 》

高等教育の質保証の理解を深めるとともに、評価機関における評価業務を円滑に行うために、大学等の評価関係者及び評価担当者に定期的に研修の機会を設けることは重要である。評価を受ける大学等にとっては、自己評価能力の向上や改善の促進といった内部質保証の向上に繋がり、内部質保証システムの構築に寄与することができる。とともに、機構をはじめとする認証評価機関にとっては、適切な自己評価に基づく評価の環境が整えられ、評価に係る負担軽減・効率化に繋がるといえる。引き続き、機構では、これらの研修を実施し、評価者の資質向上を図ることが望まれる。なお、評価関係者や評価担当者への研修の実施に当たっては、例えば、大学等が評価後に改善

に活かした事例や、学生への教育研究に効果的な事例を盛り込むなど、研修内容を工夫することが望まれる。

《 大学評価フォーラムの開催 》

評価文化をより一層浸透させることは、我が国の高等教育の質向上につながることから、高等教育関係者のニーズや国際的な質保証の動向に留意しつつ、我が国の高等教育の課題に着目したテーマにより、大学評価フォーラムを継続して実施することが望まれる。今後は、各回の成果・課題を迅速に実施計画に組み込み、大学教育の質保証に反映することが重要である。また、高等教育質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）やアジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）等への参加を通じて、国際的な動向を把握し、その中で機構がリーダーシップを発揮するようなプログラムを発信していくことが期待される。

《 内部質保証人材の開発 》

大学評価に携わる専門職人材の育成は、我が国の大学教育の質保証と不断の改革・改善への基盤構築にとって不可欠な喫緊の課題であり、大学や関係機関と連携・協議を進め、養成体制や研修・資格認定等を含めた組織的・制度的な検討が望まれる。大学等における内部質保証においては、評価室長、内部評価者、評価室員等、多様なニーズがあるため、それぞれにきめ細かく対応できるよう、プログラムを設計し提供する必要がある。機構には、評価制度の在り方や社会的動向に留意しつつ、内部質保証人材の開発という観点から、プログラムを開発して、継続的に研修等の機会を提供し、大学等と連携して人材開発事業を行うことを期待する。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行い、さらに発展・充実させることが適当であると判断する。

（２）国際的な質保証に関する活動

【第２期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

機構は、国際的な高等教育質保証に関する議論が活発化するなか、国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力を行っている。また、機構が行う国際的な連携活動は、海外の質保証機関との覚書の締結による二国間連携と質保証ネットワーク等を通じた多国間の連携の両方を推進しており、これらの活動は、内外の高等教育の質保証関係者の活動の強化に資すると評価できる。

本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

機構は、海外の質保証機関にとって、質保証についての考え方を共有できるよき連携パートナーであると認識されている。特に、中国及び韓国との間で日中韓質保証機関協議会を発足させ、機構が積極的な連携活動を展開していることは、他の地域でも関心が高い。機構は、諸外国の機関との連携をより強めて国際的な活動を行い、日本の高等教育の国際通用性を高める活動に力を入れていくことが望まれる。

《 国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力による活動 》

我が国の高等教育及び質保証の国際通用性を向上させるため、これまでに確立した諸外国の質保証ネットワークとの連携・協力体制を活用し、今後の具体的なテーマに即した共同事業の展開により、高等教育関係者に還元することが重要である。例えば、機構が参画する日中韓質保証機関協議会では、キャンパス・アジア共同教育プログラムのモニタリングを通して、共同ガイドラインの策定に向けた議論を主体的に進めている。機構が、このように連携・協力体制にある諸外国の質保証機関と具体的な共同事業のテーマ設定や運営方法について協議を重ねて連携活動を進めることを期待する。

《 高等教育資格等に資する情報発信の検討 》

「大学等における学位及び評価の国際通用性に関する調査研究」を基に、ユネスコの高等教育の資格認定に関する地域条約で定められている national information center に求められる機能について検討を進めることを期待する。

本委員会では、機構の当業務について次期中期目標期間に向けた展開を検討した結果、当業務を行う意義・必要性は明確であり、今後も機構が当業務を行い、さらに発展・充実させることが適当であると判断する。

Ⅵ 業務運営の効率化等

【第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

業務運営については、下記①から⑤の観点により検証を行った。

①大学関係者等の参画を得た業務運営

機構では、業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、大学等の評価について審議する大学機関別認証評価委員会等及び機構が行う学位の授与等の審査を行う学位審査会等において、大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等、各方面の有識者等の参画を得て、幅広い見地から審議がなされ、効率的に業務運営が行われてきているといえる。

②内部統制

機構は、機構長を議長とする企画調整会議を月例で開催し、機構の管理・運営及び業務等に関して企画立案、連絡調整を行っている。また、自己点検・評価委員会を開催し定期的に業務の進捗管理を行っているとともに、機構組織内による自律的な監査と監事による客観的な視点による監査等を実施している。機構全体で取り組むべきリスクへの対応が系統的に整理・構築されており、それが機構内に周知されていることから、機構長のリーダーシップの下、内部統制の仕組みが構築されているといえる。

③業務の効率化

機構は、各種業務の効率化や省エネルギー化への対応等を実施し、自助努力による真摯な対応により中期計画に掲げる「一般管理費（退職手当を除く。）について毎事業年度につき3%以上の削減、その他の事業費（退職手当を除く。）について毎事業年度につき1%以上の削減」を上回る経費削減が図られたことは評価できる。

④人員の適正な配置

認証評価事業における評価実施校数の変動や、国際連携に関する業務量の増大等、各年度の業務内容や諸課題に応じて柔軟な組織の見直しが継続的に進められており、適切に減増のある人員配置がなされているといえる。

⑤契約の適正化

随意契約等見直し計画を策定し、計画に基づく取組により随意契約の適正化が進められている。また、一般競争入札等により契約を行う場合についても、マニュアルの策定、契約情報のウェブサイトによる情報提供を行うなど、競争性・透明性が十分確保される方法により実施しており、特に、一者応札への対策として、原因分析を行ったうえで適切な改善方策を検討し、その結果を公表したことなど、一層の契約の適正化に向けた取組を行い、着実に効果をあげてきていることは評価できる。さらに、内部監査及び監事監査等により、会計処理に対する確認が適切に行われていることが窺える。

以上のことから、本委員会では、実績等を検証した結果、機構の当業務が中期計画の実現に向けて適切に進められていると判断する。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

業務運営の効率化等に関しては、主として経費削減の観点からもその努力がなされてきたが、業務の質を落とさずに、新たな展開、新たな取組にも対応が行えるよう、内部資源の活用を柔軟に行っていくことが期待される。また、過度かつ無理な削減、効率化・簡略化を図ろうとせず、本来業務の質の低下や士気の低下を招かぬよう留意する必要がある。

また、機構長のリーダーシップによる管理運営を図るには、内部組織にいる各員の協力が欠かせないものである。今後もより一層、機構長が目指す目的・目標を全部署に周知し、理解を得ていくことが重要である。

さらに、人員の配置に当たっては、活動の継続性等本来の活動が阻害されないよう、将来への投資も含めて、十分留意する必要がある。業務の見直しや組織の改廃を行うに当たっては、適正な効率化や職員の能力向上が常に図られていると理解しているが、より一層の努力を期待したい。

VII 海外の質保証機関の関係者による検証

国際連携に関する外部検証委員会では、国内の委員による自己評価書に基づく検証に加えて、海外の委員による国際的な視点からの検証を行った。海外の委員には、「自己評価説明書」（英文）と根拠書類等を基に個別に面談し、説明及び質疑応答を行い、後日、評価報告書の提出を受けた。

本章では、外部検証委員会の下に設置した「国際連携に関する外部検証委員会」の委員である海外の質保証機関の関係者（3名）の意見概要をまとめている。

海外のいずれの委員も、機構の活動の有効性、及び国際的な高等教育の質保証への貢献に対して高く評価している。機構は質の高い評価事業、学位授与事業、及び調査研究や国際連携活動を行っている質保証機関であるとともに、日本の高等教育制度を世界に発信する広報大使的な重要な役割を担っていると評している。また、機構が研究開発部を有し、そこにおける調査研究活動が、評価や学位授与の事業の発展に寄与している点に注目している。特に、事業改善の検証を行う仕組みが機能しており、評価機関側と高等教育機関側の双方にとって、“健全な改善スパイラル”が存在すると評している。機構では自らの活動の分析のみならず、他国の質保証の動向に関する情報も公表しているが、委員は、機構が国際的な質保証の情報を日本の高等教育界に提供して重要な貢献をしていることも評価している。さらに、機構の幅広い国際連携活動や国際的な質保証への貢献も認めており、より広い範囲への展開を期待している。その一方で、機構は、活動の幅と効果について見直して、高等教育関係者や日本の社会、学生等へより適切に対応することが重要であると指摘し、そのためには、機構が自らの使命や目的と活動との関連性を整理し、より明確な戦略を掲げるべきであると助言している。

具体的な意見は以下に示すとおりである。

【第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

認証評価事業と調査研究

認証評価事業

機構が、毎年、実施した認証評価の検証を行い、開放的かつ進化する認証評価システムとして認証評価事業を発展させてきていることは特筆すべきである。特に、第2サイクルへの移行時に改善した機関別評価基準の基本方針に、大学等に対して内部質保証システムの概念を定着させるという考え方を置いたことは大きな発展である。機構は、認証評価基準に、学習成果、教育研究活動の公表および内部質保証システムに関する項目を盛り込み、国際的な質保証の動向に沿っているといえる。評価結果において、「優れた点」と「改善を要する点」を公表している点は、当該機関のみならず高等教育界においても有益である。また、英語による評価の概要を公表することは、機構の認証評価の国際的な信頼性を高めるものといえる。さらに、機構は選択評価事項として、「研究活動の状況」、「地域貢献活動の状況」、「教育の国際化の状況」

の評価を開発してきているが、これらは日本の高等教育の課題を反映しており、高等教育の更なる発展を促す仕組みとして将来性があると考えられる。

《今後の発展に向けた所見》

- ・ 認証評価の検証にかかるアンケート調査は、機構の評価業務の改善のために評価プロセスに重点を置いている。しかしながら、検証では評価による効果を見極めることが重要である。認証評価による高等教育の質の改善効果や、学生の学修に与えた影響を検証して、効果的な評価システムの在り方を検討することが望まれる。なお、毎年のアンケート調査が、大学や評価者に負担にならないよう配慮されたい。
- ・ 機構の機関別認証評価においては、第2サイクルの評価では、第1サイクルの評価で指摘した「改善を要する点」への対応を機関に求めているが、そのようなフォローアップの仕組みは十分とはいえない。報告書をまとめて評価プロセスが終結するのではなく、評価を各機関の内部質保証における恒常的な改善体制に資するものとするのが重要である。そのために、評価の判定後、ある一定期間を経て、各機関がどのような対応をしたかを求めるフォローアップの仕組みを評価プロセスに取り入れることも検討されたい。
- ・ 「選択評価」は、日本の高等教育の発展を牽引するものと考えられる。「研究活動の状況」、「地域貢献活動の状況」、及び「教育の国際化の状況」の3つの選択事項が、日本の高等教育制度全体を改善する上で重要であると高等教育機関の関係者に訴えることに注力されたい。

評価と学位の国際通用性

機構の選択評価「教育の国際化の状況」の新しい枠組みは時宜を得たもので、他の国の参考になり得るものである。また、キャンパス・アジア共同教育プログラムのモニタリングに関する取組は、特に価値があるものといえる。

《今後の発展に向けた所見》

- ・ 機構が開発した「教育の国際化の状況」に関する選択評価は、日本の高等教育機関が国際通用性のある教育を提供していることを戦略的に発信し海外展開を進めていく上で、将来性のあるものといえる。
- ・ 学位の国際的な質保証の取組として、キャンパス・アジア共同教育プログラムのモニタリングを、今後、諸外国へ拡大することを検討されたい。

質保証の情報提供

機構における調査研究では、機構の評価事業・学位授与事業に関する検証や分析だけでなく、他の国の質保証に関わる情報収集や比較調査も行っており、広範囲にわたっている。この成果は主に冊子等で公表されており、海外の事例だけでなく、異なった高等教育における質保証のためのアプローチを日本国内に広く紹介し、国際的な動向を伝達するという重要な貢献をしている。また、機構は、日本の高等教育制度を世界に発信する広報大使的な役割を担っている。特に、機構の出版物「Quality Assurance for Higher Education in Japan(2012)」には、認証評価の検証アンケートによって、

認証評価の有効性に関して、実証された点と限界がある点の両方を記述しており、各国の質保証機関にとってモデルとなる出版物である。

《今後の発展に向けた所見》

- ・ 海外の質保証情報の提供と日本の高等教育制度の発信を行っていることは、機構の強みの一つであるといえる。時間や資源を費やして、質、量を伴った刊行物を発行できる国は少ないといえる。これまでの活動をぜひとも継続されたい。

国際連携活動

国際的な質保証ネットワークへの参画

機構は APQN の中では重要な役割を担っており、高等教育の質保証活動を主導しているといえる。機構は、海外の質保証機関にとって、国際的な場において質保証についての考え方を共有できる良きパートナーとなっている。

《今後の発展に向けた所見》

- ・ 機構は、諸外国のモデルとなる評価事業や国際活動を行っている。国際的な場で、より積極的に活動し、質保証ネットワークに参画して貢献されたい。特に、APQN の枠を超えて主導的役割を担うことにより、アジア地域における高等教育質保証の発展に結びつく活動が期待される。

海外の質保証機関等との連携・協力活動

機構と海外の質保証機関等との様々な連携活動は、日本国外においてもよく知られている。国際ネットワークへの参画の他に、諸外国の質保証機関との覚書締結による協力、他国への調査訪問、「インフォメーション・パッケージ」等による海外の質保証制度の報告書発行、「キャンパス・アジア」プログラムのモニタリングのような他国との質保証に関する共同プロジェクトの実施、アジア太平洋地域の質保証機関の人材に対する研修、日本の高等教育や質保証に関する概要の英文刊行等がある。これら機構の国際的活動は、“Capacity Building”（能力の強化・構築）、“Capacity Sharing”（能力の共有）、“Capacity Recognition”（能力の認知）に資するといっていよう。

《今後の発展に向けた所見》

- ・ 機構は、機動的に国際的質保証機関と連携して、日本の高等教育の質保証を推進しているといえるが、達成すべき事項を整理して、今後の方向性について検討する時期にあるといえよう。
- ・ 質保証の成果に対する信頼や学位の比較・通用性に関して、適切な国際的機関等と声明を取り交わすことも考えられよう。
- ・ 日中韓質保証協議会と ASEAN 質保証ネットワーク (AQAN: ASEAN Quality Assurance Network) との連携に関して、主導的役割を果たすことを検討されたい。

日中韓質保証機関協議会

機構が日中韓質保証機関協議会に参画することは、国際連携を促進する上で重要である。また、関係国の質保証機関と共同ガイドラインを策定し、共同でモニタリングを実施することは、学生の国際的な流動を促進する上でも効果的である。

《今後の発展に向けた所見》

- ・ 日中韓質保証機関協議会において、機構が積極的な活動を行っていることに注目し、成果に期待する。この協議会を日中韓にとどまらず、他の国々も参加できるような仕組みを検討されたい。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

調査研究

機構に研究開発部が設置されていることは大きな特徴であり、高等教育の質保証を担う機構の強みの一つである。研究開発部における調査研究が、機構が行う評価事業や学位授与事業の信頼性を確保していると考えられる。評価、学位授与の手法や国際通用性に関する調査研究は、質保証のための能力の強化・構築（キャパシティ・ビルディング）、非伝統的な学位授与の在り方、及び国際的な質保証に係る共同プログラムの効果的な実施といった、今日の質保証活動において重要な問題を反映しているものといえる。

《今後の発展に向けた所見》

- ・ 教育と雇用、学習成果を測るための指標、イノベーション、及び高等教育機関の役割増大といった、新しい分野の研究についても検討されたい。
- ・ 調査収集した海外の情報をより多くの関係者に伝えるためには、必要に応じて翻訳することも重要である。また、機構による主要な調査研究成果は英訳版も刊行して、質保証の国際コミュニティに発信することも望まれる。

国際連携活動

日本の質保証の取組に関する情報発信を強化する計画は、大学評価フォーラムの継続的開催や、国際通用性の向上への更なる努力とともに、機構のプレゼンスを高め、質保証業務にも影響を与えたい。

《今後の発展に向けた所見》

- ・ 国際連携に関わる課題として掲げられている活動は、基盤的研究を含め、いずれも価値のあるものである。機構は、これらの活動を通じて、日本だけでなく国際的な質保証の場において、主導的な役割を果たすことができるであろう。しかし、これらすべての活動を行うということでは、理論的根拠や目的が分かりにくい。機構の使命に照らして、個々の活動の妥当性、有用性、達成可能性を確認しつつ、自由裁量の範囲で行う活動の中から、挑戦的で、かつ、自らの使命をより明確に達成し得る活動を選択するべきといえよう。

用語解説

●キャンパス・アジア構想

日本と中国、韓国の大学が、質の保証を伴う交流を拡大し、学生や教員の留学・移動を活発にして人材育成に協力するよう、三ヵ国の政府が後押しをする構想。第2回日中韓サミット（平成21年10月）の共同声明に盛り込まれたことに始まる。本構想下で、三ヵ国の大学間で1つのコンソーシアムを形成し、単位の認定や成績管理、学位授与等を統一的に行う交流プログラムを実施する事業（日中韓のトライアングル交流事業—CAMPUS Asia パイロットプログラム）を三ヵ国で支援。10のプログラムが2011年に開始した。機構は「日中韓質保証機関協議会」を基盤に、本プログラムの質保証にかかる取組のモニタリングを通じて同構想を支援している。

[参考：キャンパス・アジア構想]

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1292771.htm

●大学情報データベース

国立大学法人評価における教育研究に関する評価の際に国立大学法人及び評価者が資料として活用すること等を目的に機構により構築されたデータベース。「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、平成23年度末で運用を停止した。

[参考：大学情報データベース]

http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/database/index.html

●大学評価情報ポータルサイト

大学等の評価に係わる情報の提供等を通じて、広く社会に対して高等教育に関する理解の増進を図るため、全国の国公立の大学、短期大学、高等専門学校から提供があった自己点検評価書や認証評価の評価結果報告書等を一元的に提供するウェブサイト。

[参考：大学評価情報ポータルサイト]

<http://portal.niad.ac.jp/index.html>

●大学ポートレート（仮称）

「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」（平成 23 年 8 月 5 日：文部科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」において、大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みとして整備することが提起された。平成 24 年 2 月、「大学ポートレート（仮称）準備委員会」が発足し、大学団体が連携し、高校や産業界の意見も反映して整備を進めることとしており、機構は準備委員会の事務局として参画している。

[参考：「大学ポートレート（仮称）」の検討状況について]

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/1321061.htm

●単位累積加算制度

複数の高等教育機関で随時修得した単位（科目等履修生の単位を含む）を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学士の学位を授与する制度。平成 3 年 2 月の大学審議会答申においては、本制度は「なお慎重に検討を要する課題」とされている。現在、機構はこの制度の考え方に基づき、「まとまった教育」として大学に一定期間在学した者や、短期大学・高等専門学校卒業等者を基礎資格とした上で、大学卒業者と同等以上の学力を有すると認められた者に対して、学士の学位を授与している。

[参考：単位積み上げ型の学位授与（学士）]

http://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/index.html

●短期大学・高等専門学校の専攻科

短期大学及び高等専門学校を卒業した者（これと同等以上の学力があると認められた者を含む）に対して、当該短期大学及び高等専門学校の本科の教育の基礎の上に精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的に設置された課程。

[参考：機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧]

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/senkouka/index.html

●ユネスコの高等教育の資格認定に関する地域条約―「アジア太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」について―

世界の6つの地域（南米及びカリブ、アラブ諸国、欧州、アフリカ、アジア太平洋、地中海）ごとに策定されている学位等の認証に関する条約。これらの条約は、高等教育における国際協力を推進し、締約国間の学位等の相互認証により教員や学生の流動性確保の障害を取り除くことを目的としている。アジアについては、「アジア太平洋地域における高等教育の学業、卒業証書及び学位の認証に関する地域条約」（1983年採択、1985年発効）があるが、2011年にこれの改訂版である条約が東京で採択された。日本はいずれも未批准。2011年の条約については11カ国が批准。

資 料 編

資 料 編 目 次

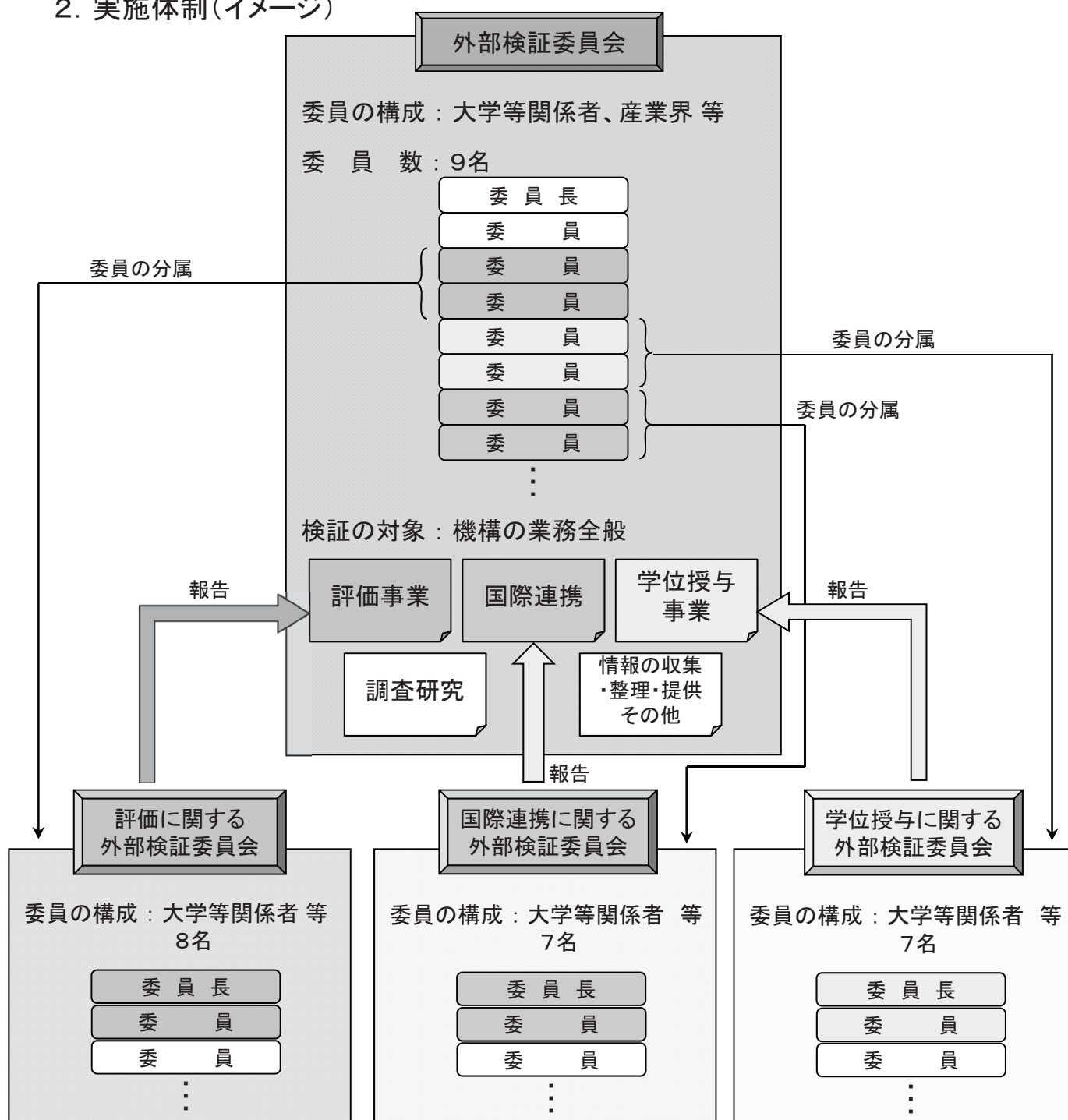
独立行政法人大学評価・学位授与機構の外部検証について（概要）	3 5
独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証実施要項	3 7
独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会規則	3 9
独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会委員名簿	4 1
独立行政法人大学評価・学位授与機構評価に関する外部検証委員会委員名簿	4 2
独立行政法人大学評価・学位授与機構学位授与に関する外部検証委員会委員名簿	4 3
独立行政法人大学評価・学位授与機構国際連携に関する外部検証委員会委員名簿	4 4
独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会開催状況等	4 5
外部検証に係る自己評価書	4 6
Self-Assessment Report of NIAD-UE for External Review 2012	7 9
独立行政法人大学評価・学位授与機構法	1 0 3
独立行政法人大学評価・学位授与機構第2期中期目標・中期計画対照表	1 0 8

独立行政法人大学評価・学位授与機構の外部検証について

1. 趣 旨

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）では、第2期中期目標期間（平成21年度から平成25年度まで）に係る業務の進捗・達成状況（平成21年度から平成23年度の3か年）について検証を行うとともに、次期中期目標期間における機構の業務の在り方の検討に資することを目的として、平成24年度に、外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置する。

2. 実施体制(イメージ)



3. 実施方法

「平成21年度から平成23年度に係る業務の実績に関する自己評価書」の作成

機構において、第2期中期目標期間（平成21年度から平成25年度まで）に係る業務の進捗・達成状況（平成21年度から平成23年度の3か年）を整理し、活動の成果をとりまとめるほか、今後の課題等を明確にし、自己評価を行う。

外部検証の実施

外部検証委員は、第2期中期目標期間に係る業務の進捗・達成状況等について機構からのヒアリング等を踏まえ、検証、評価及び提言を行う。

step1：検証 ＊機構が作成した「平成21年度から平成23年度に係る業務の実績に関する自己評価書」を使用し、機構の業務運営等の状況について再検証を行う。
＊中期目標期間中における達成度について検証を行う。

step2：評価 ＊検証を踏まえて機構が業務を行う意義、必要性、継続性について評価を行う。

step3：提言 ＊機構における事務・事業の特性を考慮しつつ、検証結果に基づいて次期中期目標期間における機構業務の方向性、あり方について提言を行う。

外部検証の結果報告

○平成24年度末に外部検証結果を確定させ、平成25年度当初に「外部検証報告書」として公表する。

独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証実施要項

平成24年9月6日

外部検証委員会決定

(趣旨)

第1 独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号）第19条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が実施する外部検証については、独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会規則及びこの要項の定めるところによる。

(目的)

第2 外部検証は、第2期中期目標期間に係る業務の進捗・達成状況について検証を行うとともに、次期中期目標期間における機構の業務の在り方の検討に資することを目的とする。

(外部検証委員会の体制、業務内容等)

第3 外部検証委員会は、機構の業務全般について、業務の有効性・適切性に関する検証等を行う。

2 小委員会は以下の各号に定める業務について、有効性・適切性に関する検証等を行う。

- ①評価に関する外部検証委員会 評価事業及び関連する調査研究・業務
- ②学位授与に関する外部検証委員会 学位授与事業及び関連する調査研究・業務
- ③国際連携に関する外部検証委員会 国際連携業務及び関連する調査研究

(外部検証の実施方法等)

第4 外部検証委員会及び各小委員会は、機構が平成21年度から平成23年度までに実施した業務について、中期計画の項目ごとの業務実績、自己評価結果及び今後の実施計画等に基づき、中期計画の実現に向けた進捗・達成状況について検証する。

また、次期中期目標期間における業務の在り方の検討に資するため、業務を行う意義・必要性、継続性について評価を行うとともに、今後の業務の進め方について意見を述べる。

2 検証等は、機構が提出する「自己評価書」等の資料に基づく書面調査及び機構からのヒアリング調査により行う。

3 評価は、項目別に下記の区分により行う。

【第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等についての検証】

S 機構の中期計画の実現に向けて事業を行った結果、中期計画を上回って進捗している。

A 機構の中期計画の実現に向けた事業が適切に進められている。

B 機構の中期計画の実現に向けた事業が概ね適切に進められている。

C 機構の中期計画の実現に向けて事業が進められているが、まだ途上である。

【次期中期目標期間に向けた展開と課題に資する提言等】

(業務を行う意義・必要性)

- X 業務を行う意義・必要性が明確である。
- Y 業務を行う意義・必要性が明確とは言えない。
- Z 業務を行う意義・必要性が認められない。

(業務の遂行)

- S 今後も業務を行い、さらに発展・充実させるのが適当である。
 - A 今後も業務を行うのが適当である。
 - B 今後も業務を行う必要があるが、今後の業務の実施にあたっては改善を加える余地がある。
 - C 業務を行うには、大幅な改善が必要である。
- 4 小委員会は、所属する各委員より提出された評定・意見等に基づき、小委員会として検証等の結果の原案をまとめ、委員会に報告する。
 - 5 外部検証委員会は、小委員会より提出された検証等の結果の原案又は所属する各委員の評定・意見等に基づき、委員会としての評定・意見等を決定し、検証等の結果をとりまとめる。

(外部検証結果の公表)

- 第5 外部検証委員会でとりまとめた検証等の結果は、外部検証報告書として刊行するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、公表する。

(雑則)

- 第6 この要項に定めるもののほか、外部検証の実施に関し必要な事項は、外部検証委員会が別に定める。

独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会規則

平成19年6月21日

規則第1号

最終改正 平成24年9月4日

(設置)

第1条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）に、外部検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、機構がその業務運営等の状況について点検・評価を行った結果について、機構の職員以外の者による検証を行うことを任務とする。

(組織)

第3条 外部検証委員は、機構の職員以外の者から、評議員会の意見を聴いて機構長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(小委員会)

第5条 委員会に次表の小委員会を置き、委員会の権限に属する任務のうち、それぞれ同表の右欄に係るものを処理することとする。

名称	内容
評価に関する外部検証委員会	評価業務の有効性・適切性に関する外部検証
学位授与に関する外部検証委員会	学位授与業務の有効性・適切性に関する外部検証
国際連携に関する外部検証委員会	国際連携業務の有効性・適切性に関する外部検証

2 小委員会の委員は、機構の職員以外の者から、企画調整会議の意見を聴いて機構長が委嘱する。

3 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員の互選により選任する。

4 委員長は、当該小委員会の会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会に出席することのできない委員は、書面をもって表決をなし、又は他の委員に表決を委任することができる。この場合は、出席とみなす。
- 5 前4項の規定は、小委員会の議事について準用する。

(任期)

第7条 委員の任期は、機構長が委嘱した日の属する年度の末日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の審議事項に関する調整は研究企画室において行う。

- 2 前項の業務のうち委員会の庶務は、評価企画課、学位審査課及び国際課の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月21日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月4日）

この規則は、平成24年6月4日から施行する。

附 則（平成24年9月4日）

この規則は、平成24年9月4日から施行する。

独立行政法人大学評価・学位授与機構 外部検証委員会 委員名簿

(任期：平成24年9月1日～平成25年3月31日)

◎石井 紫郎	日本学術振興会学術システム研究センター顧問
かわた 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
くろだ としじ 黒田 壽二	日本高等教育評価機構理事長 金沢工業大学学園長・総長
さいとう やすし 齋藤 康	千葉大学長
さ の けいこ 佐野 慶子	日本公認会計士協会常務理事 佐野慶子公認会計士事務所所長
○すずき のりひこ 鈴木 典比古	大学基準協会専務理事
せきぐち おさむ 関口 修	郡山開成学園理事長 短期大学基準協会理事長
まつもと よういちろう 松本 洋一郎	東京大学理事・副学長

Peter Williams (Dr.) 英国高等教育質保証機構 (QAA) 前会長

(◎…委員長、○…委員長代理)

独立行政法人大学評価・学位授与機構 評価に関する外部検証委員会 委員名簿

(任期：平成24年9月1日～平成25年3月31日)

あおやま 青 山	あきら 彰	東京都立国際高等学校長
かわた ◎河 田	ていいち 悌 一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
きょうかね 京 兼	じゅん 純	明石工業高等専門学校長
さいとう ○齋 藤	やすし 康	千葉大学長
さとう 佐 藤	こうき 弘 毅	目白大学長 日本私立短期大学協会長
しばた 柴 田	ようざぶろう 洋 三 郎	福岡県立大学長
すずき 鈴 木	のりひこ 典比古	大学基準協会専務理事
たかはし 高 橋	ひろし 宏 志	日弁連法務研究財団理事長 中央大学教授

(◎…委員長、○…委員長代理)

独立行政法人大学評価・学位授与機構 学位授与に関する外部検証委員会 委員名簿

(任期：平成24年9月1日～平成25年3月31日)

あ ぼ じゅんこ 阿 保 順 子	長野県看護大学長
かつら こうよう 桂 晃 洋	日立製作所総合教育センター 日立総合技術研修所長付
きたむら きよし 北 村 聖	東京大学教授
こくぶん りょうせい 國 分 良 成	防衛大学校長
せきぐち おさむ 関 口 修	郡山開成学園理事長 短期大学基準協会理事長
な か お みつひろ ○中 尾 充 宏	佐世保工業高等専門学校長
まつもと よういちろう ◎松 本 洋 一 郎	東京大学理事・副学長

(◎…委員長、○…委員長代理)

独立行政法人大学評価・学位授与機構 国際連携に関する外部検証委員会 委員名簿

(任期：平成24年9月1日～平成25年3月31日)

おおもり 大 森	まさる 勝	野村證券法人企画部長
さかき ○ 榊	よしゆき 佳 之	豊橋技術科学大学長
すずき ◎ 鈴 木	のりひこ 典比古	大学基準協会専務理事
た な か 田 中	あきひこ 明 彦	国際協力機構理事長
Syed Ahmad Hussein (Dato' Dr.)		マレーシア資格機構(MQA)会長
Judith Eaton (Dr.)		米国CHEA会長
Peter Williams (Dr.)		英国高等教育質保証機構(QAA)前会長

(◎…委員長、○…委員長代理)

独立行政法人大学評価・学位授与機構外部検証委員会開催状況等

「外部検証委員会」の開催①

- 平成24年9月6日(木)：「外部検証委員会」第1回会合
- ・外部検証の実施方法について協議
 - ・機構から機構の業務等についてヒアリング 等

「評価に関する外部検証委員会」の開催①

「学位授与に関する外部検証委員会」の開催①

「国際連携に関する外部検証委員会」の開催①

- 9月10日(月)：「国際連携に関する外部検証委員会」第1回会合
- 9月24日(月)：「評価に関する外部検証委員会」第1回会合
- 10月18日(木)：「学位授与に関する外部検証委員会」第1回会合
- ・機構から業務実績等のヒアリング 等
- 9月中旬～10月下旬：各小委員会の委員による評価・意見等の提出

「評価に関する外部検証委員会」の開催②

「学位授与に関する外部検証委員会」の開催②

「国際連携に関する外部検証委員会」の開催②

- 11月7日(水)：「学位授与に関する外部検証委員会」第2回会合
- 11月12日(月)：「評価に関する外部検証委員会」第2回会合
- 12月11日(火)：「国際連携に関する外部検証委員会」第2回会合
- ・小委員会としての検証等の結果の原案のとりまとめ

海外の質保証機関の関係者による検証

- 10月12日(金)：Syed Ahmad Hussein 委員を訪問
- 10月19日(金)：Peter Williams 委員を訪問
- 12月4日(火)：Judith Eaton 委員を訪問
- ・機構から業務実績等のヒアリング 等
- 10月中旬～12月末：委員による意見等の提出

「外部検証委員会」の開催②

- 平成25年1月8日(火)：「外部検証委員会」第2回会合
- ・各小委員会から検証等の結果の原案について報告
 - ・機構から業務実績等のヒアリング
- 1月中旬～1月下旬：委員による評価・意見等のコメントの提出
- 2月：「外部検証委員会」による検証等の結果の原案のとりまとめ
「外部検証報告書」(案)の作成

「外部検証委員会」の開催③

- 3月13日(水)：「外部検証委員会」第3回会合
- ・「外部検証報告書」(案)の協議

外部検証結果の公表

- 4月下旬：「外部検証報告書」の公表

外部検証に係る自己評価書

I 評価事業

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う。	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間における教育研究活動等の最終的な評価の確定作業とその検証を実施し、次期評価に向けた評価方法の改善につなげる検討を行ってきた。 以下の小項目計画の履行状況から、本項目は中期計画どおりに履行していると言える。	
(1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等に関する評価		
① 国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、平成20年度に実施した国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価について、多面的な調査を行うこと等により検証する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 平成20年度に行った国立大学法人等の平成16～19年度の教育研究活動等の評価（いわゆる暫定評価）については平成21年度に、平成22年度に行った第1期中期目標期間の評価の確定（確定評価）については平成23年度に、それぞれ各国立大学法人等の評価担当者及び機構における評価者へのアンケート調査により検証した。暫定評価の調査では評価の基本方針や方法等の有効性が認められたが、同時に、効率的な評価の実施に関する指摘もあった。この検証結果を踏まえ、確定評価にあたっては、大学情報データベース及び法人からの提出資料を活用し、暫定評価の評定結果を変えうる顕著な変化があったかどうかのみを確認することとし、評価方法の効率化を図った。その結果、確定評価の評価方法に対し、肯定的（「適切」「おおむね適切」）な回答が、法人担当者においては60.7%、評価者においては84.8%にのぼり、検証結果が評価方法の改善に有効に活用されたことから中期計画どおりに履行したと言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 国立大学法人等の第1期中期目標期間の評価に関する検証作業は終了している。	機構は文部科学省の国立大学法人評価委員会から国立大学法人等の中期目標期間における教育研究の状況についての評価の実施を要請されている。これは、国立大学等の教育研究活動の自主性・自律性や専門性の観点から、国から独立した自律的な第三者評価機関である機構による大学関係者を中心としたピアレビュー評価が適当であるとの理由による。国立大学法人等の第1期中期目標期間における教育研究活動等に関する評価の実施において、国公立大学の教員等を中心とする評価委員によって教育研究の専門性を踏まえた評価を行ったこと、及び評価実施後のアンケート調査による検証結果から、国立大学関係者等がこの評価を概ね肯定的に受け止めていることなどから、当初の要請に的確に応えたといえる。 平成28年度に実施される国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究活動等に関する評価にあたっては、国立大学法人等からパブリックコメントにより得られた意見を評価実施要項等に反映させるとともに、大学側の負担軽減にも配慮しつつ効率的に評価を実施できるように計画しており、第1期における評価の知見と経験をもとに、機構において引き続き国立大学法人等の教育研究活動等に関する評価を効率的に実施する。
② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価の最終的な確定作業を行うとともに、当該評価確定後の検証を行い次期評価に向けた評価方法の改善につなげるための検討を行う。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 平成21年度に国立大学法人等の第1期中期目標期間の評価の確定に係る評価方法及び評価体制を整備した。平成22年度に86の国立大学法人と4の大学共同利用機関法人に対する評価の確定作業（確定評価）を実施し、評価結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に報告した。平成23年度には、確定評価の検証を行うとともに、それを踏まえて国立大学法人等の第2期中期目標期間の評価方法を検討し、評価の基本方針である「評価実施要項（案）」をとりまとめた。当該評価実施要項案には、確定評価の検証結果をもとにして、評価の簡素化等、評価方法の改善策が講じられていることから中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 国立大学法人等の第2期中期目標期間に係る評価方法について検討し、平成24年度には、「評価実施要項」を確定し、法人への説明会を実施する。また、平成25年度は、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」を作成する。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第 2 期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
2 認証評価 大学等の教育研究水準の向上に資するため、学校教育法第 110 条の認証評価機関として、評価を受ける大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院を設置する大学の意向にもかんがみ、当面、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行うこととするが、民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止の検討を行う。 なお、認証評価業務の効率的な実施については、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。 また、これまで機構が実施した評価に関して検証を行い、評価システムの改善につなげるとともに、その成果の普及を図る。	認証評価機関として、平成 21 年度～23 年度に大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院から、それぞれの求めに応じて、機構が定める評価基準に従って教育研究活動等の状況を評価した（ただし、短期大学については、平成 23 年度の申請が無かったことから、平成 22 年度まで実施。）。短期大学を対象とする機関別認証評価事業については、平成 24 年 1 月に文部科学省に廃止の届け出を行った。大学機関別認証評価の第 2 サイクルにあたる平成 24 年度から、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価である選択的評価事項を「大学機関別選択評価」として改め、大学の個性の伸張と特長の明確化に資する評価への要望に応えることとした。大学機関別選択評価では、これまでの選択的評価事項をもとにした A「研究活動の状況」と B「地域貢献活動の状況」を選択評価事項として実施するとともに、平成 25 年度から新たな評価事項 C「教育の国際化の状況」を実施する。平成 22～23 年度において、これら選択評価についての評価方法及び評価基準を開発した。 認証評価業務の効率的な実施のために各年度に検証を行って改善に努めるとともに、機関別認証評価に係る手数料を改定したほか、評価作業の効率化と経費削減を図った。大学機関別認証評価手数料は平成 23 年度実施分から 1 学部あたり 30 万円から 35 万円、1 研究科あたり 20 万円から 35 万円とし、平成 24 年度から基本費用 200 万円から 360 万円に、1 学部・研究科あたり 35 万円から 63 万円とした。高等専門学校機関別認証評価手数料は平成 24 年度実施分の基本費用 160 万円を 240 万円、1 学科あたり 20 万円を 30 万円とすることとした。 これらの評価手数料の引き上げ等により、機関別認証評価事業については、平成 25 年度を目途に運営費交付金を計上しないよう取り組みを進める。 各年度に大学、短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価、及び法科大学院認証評価に関して評価対象校及び評価担当者にアンケート調査を行い、検証結果報告書を取りまとめて公表するとともに、評価システムの改善に努めた。 以下の小項目計画の履行状況から、本項目は中期計画どおりに履行していると言える。 また、新たに平成 25 年度から選択評価事項 C「教育の国際化の状況」を実施するにあたり、実施に向けて評価体制の具体的な整備を図る必要がある。	平成 16 年の学校教育法の改正により採り入れられた認証評価は、実施されてから日も浅く、各認証評価機関でも実施、検証しながら改善を積み重ねている段階にあり、評価の国際通用性の観点でも課題が残されている状況である。機構は、次期中期目標期間においても我が国の認証評価に果たすべき役割は大きく、機関別認証評価、法科大学院認証評価いずれも引き続き継続して実施する。 また、これらの認証評価に加えて、選択評価事項 A「研究活動の状況」、選択評価事項 B「地域貢献活動の状況」、及び選択評価事項 C「教育の国際化の状況」も継続して実施することとし、さらに社会の要請に応じて、調査研究を進めて新たな選択評価事項の開発も検討する。

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
(1) 大学、短期大学、高等専門学校からの教育研究活動等の総合的状況に関する評価		機構では、これまで実施した第1サイクルの大学・高等専門学校の認証評価の検証に基づき、第2サイクルでは、国際的にも重視されている学習の成果と大学等の内部質保証機能に重点を置いた機関別の評価を実施している。このような認証評価の実施とその検証状況について、認証評価機関連絡協議会等を通して他の認証評価機関に提供し、情報を共有して我が国の認証評価の質の向上に努める。 機構における第2サイクル期間中の平成26年度以降においても多数の大学が機構の認証評価を受審したいとの意向を示していることから、機構において継続して大学機関別認証評価を実施する。また、高等専門学校については、他に認証評価機関が存在しないこと、及び機構における第1サイクルの評価の検証に基づいた第2サイクルの評価の継続性の観点からも、機構が高等専門学校機関別認証評価を実施する。
① 大学、短期大学、高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める評価基準に従って当該大学等の教育研究活動等の総合的状況について評価を行う。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 大学機関別認証評価は、平成21年度37件、平成22年度25件、平成23年度7件であった。 短期大学機関別認証評価は、平成21年度1件、平成22年度5件であった。 高等専門学校機関別認証評価は、平成21年度0件、平成22年度2件、平成23年度6件であった。 なお、短期大学機関別認証評価事業は平成23年度をもって終了した。 いずれの評価においても、各年度に、機構が定める評価実施方法に則って行った評価結果を評価報告書としてとりまとめ、「認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載するとともに、当該大学等へ通知している。 これらのことから中期計画どおり履行していると言える。	機構は我が国を代表する評価機関として、評価機関の国際的なネットワークに参画して、高等教育の質保証の観点から我が国の評価の国際通用性の向上のため、諸外国の質保証機関と積極的な情報交換を行っている。また、評価に係る主な調査研究として、事業として実施した認証評価の実証的検証を行い、その成果を評価事業における改善に活かしている。このような活動は、我が国の高等教育の評価の発展充実に大きな役割を果たすとともに、評価の国際通用性の向上にも寄与している。機構のこれまでの高等教育の質保証に関わる国際的活動の信頼は、評価の実施主体としての認証評価機関であることによるところが大きい。このため、引き続き認証評価を実施して、その知見を基に、我が国の高等教育の評価の国際通用性の向上に努める。
③ 機構が行った当該大学等の評価について、評価報告書を作成し、当該大学等及びその設置者に通知し、公表する。	【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 機構が定める評価の実施方法に則って大学機関別認証評価、及び高等専門学校機関別認証評価事業を行い、評価報告書を作成して当該大学等に通知するとともに公表する。 なお、平成24年度以降の第2サイクル（高等専門学校においては、平成23年度以降）の認証評価の実施にあたっては、評価基準等の改定の趣旨が活かされるよう、適切に実施する。	また、機関別認証評価の実施にあたっては、各年度の評価の検証結果や、評価や大学改革に関する国際的動向、評価に対する社会的要請等も踏まえ、常に効率的、効果的な実施方法について検討を行い、改善を図る。
② 評価を適切に行うため大学等関係者や学識経験者で構成される組織を設け、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 各年度に、機構が行う評価の実施方法及び評価対象校の状況に応じて、大学機関別、短期大学機関別、高等専門学校機関別の各認証評価委員会の下に、複数の評価部会と財務専門部会を設置するとともに、評価結果に対する意見申立に対処する意見申立審査会を設置し、大学等関係者及び学識経験者に各委員会の委員及び専門委員を委嘱した。 また、評価実施各年度の6月には評価担当者に対して、共通理解の下で公正かつ適切に職務を遂行できるよう「評価作業マニュアル」等を用いて研修を行った。 各認証評価委員会等を組織し、各認証評価の実施が適切に行われたこと、また、評価担当者の研修については研修終了後のアンケート調査から研修の有効性が確認されていることから、中期計画どおり履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 機構が行う評価の実施方法及び評価対象校の状況に応じて体制を整備し、評価担当者の研修を行う。 機関別認証評価では、手数料の引き上げに伴い、事業運営にあたり運営費交付金を計上しないよう取組を進める。また、大学の評価では、平成25年度より新たに追加となる選択評価事項C「教育の国際化の状況」の実施に向けて、評価体制の具体的な整備を図る。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
④ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 各年度に、評価対象校及び評価担当者にアンケート調査を行い、その検証結果を報告書としてまとめて公表した。 アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であることが確認され、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価書の内容が適切であったこと、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることが確認された。 平成22年度には、平成17～21年度における検証結果、この間の大学教育及び大学評価に関する国内外の議論、大学設置基準等関連法令等の改定等を踏まえて、平成24年度からの第2サイクルに向けて大学機関別認証評価の評価基準等の改定を行った。主な改善点は、「学修成果、教育の内部保証システム、教育情報の公表」の重視、及び、評価の効率化である。また、平成23年度には、高等専門学校機関別認証評価の第1サイクルの検証結果の総括と、それを踏まえて第2サイクルにおける改善点を示した検証結果報告書を作成した。 このことから、中期計画どおりに履行したと言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 前年度に評価を実施した大学等に対する検証を実施する。平成24年度には大学機関別認証評価の第1サイクルの検証結果の総括と、それを踏まえた検証結果報告書を作成し、評価システムの更なる改善に努める。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等		
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題	
(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	機構における法科大学院に係る認証評価については、機関別認証評価と同様に、平成22年度までの第1サイクルの認証評価の検証に基づいて平成23年度からの第2サイクルの評価基準等を大幅に改定した。法科大学院の認証評価を実施している各認証評価機関でも、未だ評価方法の改善の途上にある段階であるといえる。このことから、機構では引き続き認証評価を実施しつつ、検証に基づく改善の状況について他の認証評価機関と情報を交換しながら我が国の法科大学院の認証評価の質の向上に努める必要がある。また、法科大学院制度に関しても種々の改善課題が指摘されている状況から、平成26年度以降も継続して法科大学院認証評価を実施し、他の認証評価機関と協力して法科大学院の充実発展に努める。		
① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育活動等の状況について評価を行う。			【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 法科大学院認証評価は、平成21年度3件、平成22年度0件、平成23年度1件であった。また、追評価については平成21年度には3件、平成22年度には1件の追評価を実施した。各年度に、機構が定める評価実施方法に則って行った評価結果を評価報告書としてとりまとめ、「認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載するとともに、当該大学等へ通知している。年次報告書等の分析・調査についても同様に行なっており、評価結果への付記事項を通知するとともに公表している。これらのことから中期計画どおり履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 機構が定める評価の実施方法に則って法科大学院認証評価事業を行い、評価報告書を作成して当該大学等に通知するとともに公表する。
③ 機構が行った当該法科大学院の評価について、評価報告書を作成し、当該法科大学院を置く大学に通知し、公表する。			
② 評価を適切に行うため、大学等関係者、法曹三者、及び学識経験者で構成される組織を設け、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 各年度に、機構が行う評価の実施方法及び評価対象校の状況に応じて、法科大学院認証評価委員会の下に、複数の評価部会を設置するとともに、評価部会間を調整する運営連絡会議を設置した。また、授業科目担当教員の適合性を判定する教員組織調査専門部会と機構の評価を受けた法科大学院から毎年提出される年次報告書を確認する年次報告書等専門部会を設置した。さらに、必要に応じて追評価専門部会、及び評価結果に対する意見申立に対処する意見申立審査専門部会も設置した。委員及び専門委員として、大学等関係者、法曹三者、及び学識経験者に委員及び専門委員を委嘱した。 また、評価実施各年度の6月には評価担当者に対して、共通理解の下で公正かつ適切に職務を遂行できるよう研修を行った。 法科大学院認証評価委員会等を組織し、評価の実施が適切に行われたこと、また、評価担当者の研修については研修終了後のアンケート調査から研修の有効性が確認されていることから、中期計画どおり履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 機構が行う法科大学院認証評価の実施方法及び評価対象校の状況に応じて体制を整備し、評価担当者の研修を行う。		

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
④ 法科大学院の特性を考慮し、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 各年度に、評価対象法科大学院及び評価担当者にアンケート調査を行い、その検証結果を報告書としてまとめて公表した。 アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であることが確認され、書面調査・訪問調査の実施内容及び自己評価書の内容が適切であったこと、対象校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、対象校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることが確認された。 また、平成22年度には、第1サイクルの検証結果やアンケート調査、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告）」の改善方策を踏まえ、適格認定における総合判断の採用や重点基準の設定、法律基本科目の量的・質的充実等、第2サイクルに向けてより適切な認証評価を行うための評価基準の改定を実施した。 このことから、中期計画どおりに履行したと言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 前年度に評価を実施した法科大学院に対する検証を実施する。	

外部検証に係る自己評価書

Ⅱ 学位授与事業

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
1 学位授与 学位授与事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ確実な実施と、そのために必要な検討を遅滞なく行うことを前提として、次の業務を行う。 なお、学位授与業務については効率化を図り、原則として手数料収入で当該経費を賄うよう運営することの実現を図る。 また、学位授与基準の検討等の周辺業務の実施についても効率化・合理化を図ることにより、計画的な経費の縮減を進める。	単位積み上げ型による学士の学位授与、及び省庁大学校修了者に対する学位授与のいずれにおいても、学士、修士、又は博士の水準を有している者に学位を授与した。 学位授与業務について、省庁大学校修了者に対する修士及び博士の審査にあたっては、研究開発部の教員の関与を積極的に進めて審査委員の負担軽減を図った。また、修士の学位授与審査について、平成22年度までは論文1篇につき3人以上の担当専門委員による論文審査及び試験を行っていたが、平成23年度からは、審査の質の担保に留意しつつ業務の合理化に努め、2人の担当専門委員により審査を行った。さらに審査に係る謝金単価の見直しを行い、省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、手数料収入30,578千円に対して支出30,511千円となり、収支均衡を実現した。 以下的小項目計画の履行状況から、本項目は中期計画どおりに履行していると言える。	機構の学位授与制度は、広く社会で行われている高等教育段階の多様な学習の成果を評価し、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して、学位（学士、修士、博士）を授与するものである。我が国において大学以外で学位を授与することのできる機関は機構のみであり、社会で求められる学習機会の多様化と生涯学習の成果の認定のためにも、単位積み上げ型による学士の学位授与事業を実施する必要がある。また、大学・大学院と同等の水準の教育課程を有する省庁大学校の修了者に対する学位授与を行うことも、高等教育段階の多様な学習の成果を評価する観点から重要なことである。これらのことから、機構が学位授与事業に係る自己収入比率を高めつつ、効率的に以下の事業を継続して実施する。
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について		機構における単位積み上げ型による学士の学位授与に当たっては、申請者の多様な学習機会における修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験により、各専攻分野における学士の水準を有していることを判定する。これは、高等教育機関における一定の教育を受けた基礎資格を有する者が、大学の科目等履修による単位、又は大学と同等の水準にあると認定された短期大学・高等専門学校の専攻科における単位を積み上げて学習することにより、学士の学位取得ができる制度に基づいている。機構の学位授与事業は、我が国における高等教育段階における学習機会の多様化、及び生涯学習への展開に寄与するものであり、近年は約3,000名の申請がある。今後も同程度の申請が見込まれることから、学位授与申請者に対する審査、及び大学と同等の水準にある単位の認定を行って、機構において単位積み上げ型による学士の学位授与を継続して実施する。
① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験を適切な方法で行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。また、不合格者に対しては、不合格の理由を明らかにするなど、今後の学修に資するよう配慮する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、毎年度4月期と10月期の2回、学位授与申請を受け付け、修得単位の審査及び学修成果・試験の審査を経て、申請後6月以内に学士の学位を授与した。学位授与数は平成21年度2,718件、平成22年度2,778件、平成23年度2,762件であった。審査にあたっては、専門委員会及び部会において専攻の区分ごとに、申請者の修得単位の審査、及び申請者の学修成果に対する小論文試験等により学位の水準を有していることを判定し、学位審査会において学位授与を決定した。 なお、申請者のうち、「学修成果のテーマの設定が適切でない」又は「学修成果の内容が水準に達していない」という理由で学修成果・試験の結果が不可となった者に対して、不可の理由が明確となるよう「学修成果書き直しのための留意事項」を通知した。また、「試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない」という理由で不合格となった申請者にも具体的な理由を通知すべく、コメント案の作成を試行した。 以上のことから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 これまでと同様に、毎年度、4月期と10月期の2回、学位授与申請を受け付け、厳正な審査を行った上で、申請後6月以内に学士の学位を授与する。不合格者への対応については、個々の不合格者に対するコメント案作成の試行を踏まえ、不合格者に対する不合格理由をより詳細に通知することを検討する。	①学位授与申請者に対する審査 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化に向けて、単位積み上げ型による学士の学位授与は、「新しい学士への途」として社会に定着してきている。申請者が学士の水準を有することを審査することとは、機構により授与される学位と大学の学位の等質性を確保するための根幹であり、審査の検証とそれに基づく審査方法の改善等を行いつつ、大学以外において我が国で学位を授与することのできる唯一の機関である機構において、継続的に事業を行う。また、引き続き申請者の利便性の向上に努めるとともに、我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展、大学における教育の実施状況、認定専攻科修了見込み申請者に対する学位授与の円滑化の要請等を踏まえ、必要に応じて専攻の区分や修得単位の審査の基準等審査方法・基準を見直し、整備する。 ②短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定 単位積み上げ型による学士の学位授与を申請する学習者が大学以外の教育機関で修得した単位を用いることができるよう、短期大学及び高等専門学校の専攻科の教員組織及び教育課程を大学教育に相当するものとして認定することは、短期大学及び高等専門学校の専攻科修了生に学士の学位取得の途を開くことができ、単位積み上げ型による学士の学位取得者のうちで、短期大学又は高等専門学校修了者が80%を超えている状況からも、機構が継続してこの認定業務を行う。また、認定した専攻科が教育水準を維持していることを保証することは重要な機能であり、継続して教育の実施状況等の審査を行う。

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
② 申請等に関しては、事業の円滑な実施等に十分配慮しつつ、利便性の一層の向上を図る。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 機構が行う学士の学位授与制度の目的、仕組み、学修方法、申請の手順等を解説した「新しい学士への途」を改訂し、印刷媒体で配付するとともに、ウェブサイトにも掲載して、閲覧やダウンロードができるようにした。また、資料請求への対応を業務委託して業務の効率化を図った。さらに、学位取得者へのアンケート調査により得られた意見を「新しい学士への途」の充実・改善に役立てた。 事業の円滑な実施のために、電子申請を推進し、4月期の利用率は平成21年度25.4%に対して平成22年度は42.2%（平成23年度4月期は震災による計画停電のために電子申請は中止）に増加し、10月期は平成21年度38.3%に対して平成23年度53.3%と顕著に増加し、事業の円滑な実施に寄与したといえる。また、平成22年度から、10月期に限り岡山地区試験場を増設して中国・四国地方在住者への利便を向上させ、大阪地区試験場の混雑緩和を行った。 申請者及びその在学機関の利便性の向上のため、希望する申請者には在学機関に学位記を送付している。 また、受験上の特別措置を希望した者に対して、試験日時・会場、試験時間、及び口述筆記等の特別措置を実施した。平成21年度には新型インフルエンザ感染のため欠席した者に対して追試験を実施するなど、申請者の便宜を図った。 以上より、申請者の利便性の向上に努め、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、円滑に試験を実施していることから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 申請者の意見を踏まえた「新しい学士への途」の改訂や、電子申請の利用推進を一層図り、在学機関への学位記送付も引き続き行う。さらに、学位取得者等に対するアンケート調査も引き続き実施して、それを分析して学位授与事業の利便性の向上に向けた取組を行う。また、特別措置を必要とする申請者に適宜、対応するとともに知見を蓄積して今後の円滑な業務実施に備える。 また、認定専攻科修了見込みの申請者の特性に応じた審査方法など、事業の円滑な実施と業務の効率化とのバランスを踏まえつつ検討し、可能なものから実施する。	
③ 短期大学及び高等専門学校	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 認定を希望する短期大学及び高等専門学校の専攻科に対して、専門委員会及び部会において、授業科目担当教員が大学設置基準に定める教員に相当する資格を有しているか、教育課程が大学教育に相当する水準を有しているか等を審査し、審査の結果、補正が必要と判定された専攻科については補正を求め、補正部分の審査を行った上で、学位審査会において認定の可否を決定した。 平成21年度13件、平成22年度5件、平成23年度2件の審査を行い、必要な補正を行った上でいずれも認定した。また、教育課程で重要な変更が生じる認定専攻科について、平成21年度4件、平成22年度1件の再審査を行って、認定した。 以上から、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出を受けて、学位審査会及び専門委員会・部会において教育課程及び教員組織等の審査を行い、大学に相当する水準の学習機会の多様化を推進する。 また、認定申出のために、専攻科の認定申出に係るマニュアルを改善することにより、円滑な書類作成及び審査手続を図る。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
④ 上記③により認定された専攻科における教育の実施状況等について、大学教育に相当する水準を維持しているかという観点で、原則として7年ごと（認定後、最初は5年）に審査を行う。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 審査対象専攻科が大学教育に相当する水準を有しているかを専門委員会及び部会において審査し、学位審査会において適否を決定した。また、適否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織や教育課程に関する意見を伝達して今後のさらなる改善への指針を与えた。平成21年度14件、平成22年度18件、平成23年度16件の審査を行った。 以上から、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 当該年度に審査の対象となる認定専攻科について教育の実施状況等の審査を行い、当該専攻科の設置者に対して適否を通知するとともに、必要に応じて専門委員会及び部会からの意見を伝達する。 また、審査対象校のために、教育の実施状況等の審査に係るマニュアルを改善することにより、円滑な書類作成及び審査手続を図る。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について		
① 省庁大学校の課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについての審査を行い、基準を満たす課程については認定する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 認定を希望する省庁大学校の課程に対して、専門委員会及び部会において、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等が大学の学部と同等の水準にあると認められるかを審査し、審査の結果、補正が必要と判定された場合には必要な補正を求め、補正部分の審査を行った上で、学位審査会において認定の可否を決定した。平成21年度、平成22年度には認定申出がなく、平成23年度に1件の申出に対して審査を行って認定した。 また、平成23年度には、教育課程に重要な変更が生じる課程について、認定の再審査を行い、専門委員会及び部会において審査し、必要な補正審査を行った上で、学位審査会において可否を決定し、所管省庁を経由して大学校長へ通知した。 以上から、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 省庁大学校からの課程の認定申出に対しては、学位審査会及び専門委員会・部会において、当該課程の教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうかなどについて審査を行う。 また、認定申出を予定している大学校のために、課程の認定申出に係るマニュアルを改善することにより、円滑な書類作成及び審査手続を図る。	大学・大学院と同等の水準の教育が行われていると認められる省庁大学校で学んだ者が、学士、修士、及び博士の学位取得を希望する場合に、機構で審査を行って学位を授与する。この制度の下で学位授与を希望する省庁大学校に対して、教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等が大学設置基準等の関係規定に照らして大学の学部又は大学院課程に相当することを審査し、認定している。また、認定した省庁大学校の課程の状況等について同等の水準が維持されていることを保証するために、教育の実施状況等の審査を行う。機構は、我が国において大学以外で学位を授与する唯一の機関として、この学位授与事業を継続して実施する。
② 上記①により認定された課程の教育の実施状況等について大学又は大学院と同等の水準を維持しているかという観点で、原則として5年ごとに審査を行う。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 審査対象課程が大学設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する水準を有しているかを専門委員会及び部会において審査し、学位審査会において適否を決定し、当該年度内に所管省庁を経由して大学校長への適否を通知した。また、適否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織や教育課程に関する意見を伝達して今後のさらなる改善への指針を与えた。平成22年度2件、平成23年度2件の審査を行った。 以上から、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 当該年度に審査の対象となる認定課程については、学位審査会及び専門委員会・部会において教育の実施状況等の審査を行い、所管省庁を経由して当該課程の大学校長に対して適否を通知するとともに、必要に応じて専門委員会及び部会からの意見を伝達して今後のさらなる改善を求めるなど、厳正かつ適切な審査を行い、省庁大学校における教育の水準が維持されていることを確認する。 また、審査対象校のために、教育の実施状況等の審査に係るマニュアルを改善することにより、円滑な書類作成及び審査手続を図る。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
③ 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められるものに、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 省庁大学校の課程を修了した学位授与申請者に対して、学士については、申請受付後に単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い申請後1月以内に学位を授与した。また、修士、博士については、申請受付後に証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施して、申請後6月以内に学位を授与し、保留と判定された者については引き続き審査を行った上で学位を授与した。 以上から、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 これまでと同様に、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対して申請受付を実施し、学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与するとともに、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して申請後6月以内に学位を授与する。 また、省庁大学校修了者に対する論文審査及び口頭試問を適切に行うため、申請者数及び専門分野の動向を踏まえ、必要に応じ組織・運営の改善を図る。	

外部検証に係る自己評価書

Ⅲ 調査研究

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
1 調査及び研究 調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施する。	平成22年度に調査研究業務の効率化に向けて対応を検討し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進してその研究成果を事業へと反映させるために、平成23年度から「評価研究部」と「学位審査研究部」を「研究開発部」に統合改組し、効率的な調査研究業務の運営を行った。これにより国際共同プログラムの調査研究、教育の国際化に関する調査研究、学位授与事業における科目分類支援に関する調査研究など、評価担当教員と学位審査担当教員の共同研究が一層効果的に進められた。 さらに、調査研究を効率的に事業に反映させるために、教員及び事務職員による協働組織として3つの企画室を設置し、研究プロジェクトマネジメント、海外派遣研究の実施、個人情報保護ガイドラインの策定、機構の国際連携の重点課題、大学における教育情報の活用支援と公表の促進等を審議し、迅速な業務運営を行った。 このような体制で実施した以下の小項目計画の履行状況から、本項目は中期計画どおりに履行していると言える。	研究開発部では、機構の評価事業、学位授与事業に関わる調査研究、並びに国内外の高等教育における質保証に関する調査研究を行う。 現下の我が国の高等教育の大きな課題は、少子高齢化やグローバル化など社会が急速に変革する中で、大学等の機能を再構築し、教育・研究・社会サービスといった活動の質を向上させることである。そのためには、大学等自らがその使命を再定義して改革を進め、それに即した自律的な内部質保証システムを機能させるとともに、その状況を第三者による適切な評価によって検証する必要がある。 大学等が自律的な内部質保証システムを構築するには、自ら固有の内部質保証の基準を設定する必要があるが、その際には、基準設定のために参照することのできる共通の情報が望まれよう。大学等が参照する情報としては、高等教育関係者が共有すべき質保証参照規範や教育課程、及び学習成果の参照基準、並びに認証評価機関が定める評価基準、さらにそれらに基づく質保証の手法や方法論などが考えられる。機構では、学術界や高等教育関係者と連携・協力して、これらを「質保証参照情報」として関係者が共有できるようにするとともに、同時に研修等を通じて普及に努め、大学等での内部質保証の確立を支援する。機構では、これまでも種々の関連文書等を公開してきているが、それらを体系的に整理するとともに、関係機関等と連携して参照文書等を質保証参照情報として提供する。 研究開発部では、評価事業、学位授与事業の実証的研究を踏まえて、事業の改善に努めるとともに、大学等における質保証体制や学位授与の状況を踏まえて、第三者評価や外部質保証、及び学位の在り方、並びに学位及び評価の国際通用性に関して俯瞰的かつ総合的な以下の調査研究を行う。調査研究の成果は学術論文として公表する他、質保証のための参照文書、データ・情報・指標等、及び手法や方法論を実用的な質保証参照情報として公開する。さらに、これらの調査研究の成果や検討結果をもとに、高等教育政策に資する提言を表出する。 (1) 評価事業に係る評価の基盤的研究及び評価の開発・検証等の実証的研究、並びに大学等の内部質保証システムの確立及び運用に関する研究 (2) 学位授与事業に係る審査方法等の基盤的研究及び学位授与者の追跡調査研究、並びに学位の構造・機能と通用性に関する研究 (3) 大学等における学位及び評価の国際通用性に関する調査研究

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究		【(1) 評価事業に係る評価の基盤的研究及び評価の開発・検証等の実証的研究、並びに大学等の内部質保証システムの確立及び運用に関する研究】 機構が継続的に実施している評価事業における新たな評価の開発や評価実施後の検証による改善により、一層効率的な質保証のための評価に向けた調査研究を行う。また、大学等と共同して内部質保証の在り方を調査研究し、成果を学術論文等で公表する他、関係者が共有できる質保証参照情報として提供するとともに、それに基づいて大学等の評価人材育成のための研修プログラムを開発し、質保証の定着に向けた取組を行う。さらに、大学等の情報データベース「大学ポートレート(仮称)」を活用した有効な評価指標の設定やそれに基づく分析手法を開発して評価の効率化を追求する。
① 大学評価システムの検証と開発に関する研究 これまでの大学評価の適切性や効果の検証を行うとともに、高等教育政策の進展による新たな評価(分野別評価等)の要請に対応した、我が国の新たな大学評価システムの開発に関する研究を行う。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 高等教育政策の進展による新たな評価の要請への対応として、以下の調査研究を行った。 ① 大学の「機能別分化」「機能強化」に寄与するための評価方法を設計するため、平成22年度には海外動向の調査、機構内部の研究会等を行い、既存の「選択的評価事項」を平成24年度実施分より「大学機関別選択評価」として独立させることとして、その評価対象を拡大し、選択評価A「研究活動の状況」、選択評価B「地域貢献活動の状況」とするとともに、平成23年度には平成25年度以降実施する「教育の国際化の状況」の評価を新たに開発した。その際に、全国公私立大学を対象としたアンケート調査を実施してそれを踏まえた評価基準を策定した。このように政策課題を踏まえて、大学の実態調査に基づく調査研究を新たな評価の開発へと結実させた。 ② 政府による日中韓大学間交流・推進事業(「キャンパス・アジア」)が開始されたことに伴い、日中韓質保証機関協議会を設置して、国際的な教育の共通のガイドライン作成へ向けた共同研究を開始した。平成22年度には、「キャンパス・アジア」に採択された国際的な共同教育プログラムのモニタリングを3カ国の質保証機関が連携して実施することを提案し、さらに、平成23年度にはダブルディグリー/ジョイントディグリーのプログラムを実施している国内大学へのアンケート調査結果を踏まえてモニタリング基準の策定を行った。このように、大学の国際連携が政策的に進められる中で、各種の調査を踏まえた基準案の策定等、調査研究成果を日中韓の質保証機関連携によるモニタリングの展開への基盤につなげた。 ③ 日本の大学評価の国際通用性を確保する視点から、大学評価の「メタ評価」について米国・オランダ・英国・欧州(協会)・韓国の海外調査を行った。欧州では大学評価機関の外部評価が協会加盟の条件となっているなど、メタ評価が制度的に実施される状況となっており、その内容への適合性が国際通用性を高めるために望まれることが明らかとなった。これらの調査研究の成果は、評価の適切性の検証における評価報告書の分析や、日中韓の共同研究へと実際に展開している。 これまでの大学評価の適切性や効果の検証については、以下の調査研究を行った。 ① 認証評価に関する検証アンケート調査を毎年行ってきた。その結果を踏まえて、毎年、認証評価を必要に応じた改善を図るとともに、第2サイクルの評価基準・評価方法の策定を行ってきた。平成21年度には高等専門学校機関別認証評価、平成22年度には大学機関別認証評価と法科大学院認証評価を対象として、評価報告書(評価結果)を分析した。これにより我が国の高等教育機関に共通している課題を明らかにするとともに、認証評価を制度的に実施することによる改善効果があること、及び機関における自己評価と認証評価としての第三者評価との判断の違い等が示された。これらの調査研究の成果は各認証評価の第2サイクルの基準策定に活用されている。このように、調査研究の成果を認証評価事業の評価方法の改善につなげている。 ② 国立大学等の法人評価について暫定評価終了後の平成21年度、並びに確定評価終了後の平成23年度にアンケート調査を実施した。これにより国立大学等の法人評価の目的について大学間に認識の差異があることなどが、評価システムの適切性の認識にも影響していることが明らかとなった。また、国立大学法人等の第2期中期目標期間の評価の在り方についての各種の意見も得られた。これらの調査研究の成果をもとに国立大学法人評価の設計に活かしている。 以上のことから、これまでの大学評価についての検証を評価方法の適切性や効果だけでなく、評価結果まで拡大して実施しているとともに、教育の国際化や「キャンパス・アジア」のモニタリングといった政策課題を踏まえた新たな評価の開発へ結びつく調査研究を実施しており、中期計画どおりに履行していると言える。	【① 大学評価システムの開発と検証に関する研究】 大学等を取りまく社会環境の変化に伴い、機能分化、国際化、グローバル人材養成、イノベーション創出などの新たな課題が提起されており、大学等は自らがそれぞれの課題への対応に努めているが、第三者評価においてもその活動を適切に評価する必要がある。そのためには、高等教育やその政策に関する調査研究を基礎に、大学評価制度や評価方法の検討、国内外の評価制度に関する調査、及び評価の有効性・適切性の検証等を行って、大学評価システムの基盤を形成し、さらにそれをもとに新たな評価の開発へつなげることが不可欠である。機構においては、大学等の新たな課題への活動に対応するための大学評価の在り方を検討しつつ、これまでの評価経験や評価結果の実証的分析を行って、新たな評価を開発し、大学評価の改善に活用する。また、機構外の研究者等と連携して評価システムに関する調査研究を行い、我が国の高等教育政策や高等教育に関わる評価に向けた提言を行う。

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
	【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 新たな評価については、「教育の国際化の状況」「キャンパス・アジアのモニタリング」ともに調査研究結果を踏まえた基準策定に着手した段階であり、大学の種別や国際化の目的の違いを踏まえた詳細な分析を行って、実際の判定のための基盤情報を形成していくことが課題である。また、「キャンパス・アジア」のモニタリングについては、平成25年度の実施結果を踏まえて3カ国の比較や共同ガイドラインを作成する計画となっており、各国との調整が必要である。 既存の大学評価の検証については、評価結果の分析（オーバービュー）については大学や法科大学院については一部実施した段階にとどまっており、その分析を通して評価基準の精緻化を行うとともに、より国際通用性の高い評価を目指す必要がある。	
② 大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究 大学等の内部における評価及び質的向上の実態についての検証を行い、大学の教育研究や経営の質的向上に関する評価活動の在り方に関する研究を行う。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 大学等の教育研究や経営面の質的向上について、「評価可能性のアセスメント」の研究を行った。米国の政策評価分野で開発された手法が日本の大学評価に適用可能であり、その適用方法を明らかにした研究成果報告書を取りまとめた。報告書では理論、手法を日本の大学に適用した実証編、大学関係者が評価業務に用いるための実践編から成っており、大学関係者向けの研修や講習を通じて、評価業務の改善に利用できるものとなっている。また、外部の研究開発型独立行政法人の幹部職員、担当者の双方を対象に研修を行い、業務改善に役立てたという事例を得た。 大学等の教育の質的向上に関する研究として、教員の業績評価や質的向上の手法である「ティーチング・ポートフォリオ」及び「アカデミック・ポートフォリオ」について、実践的な研究を行った。ポートフォリオ作成プログラムの開発と実施、大学等で実施される作成プログラムへの参加協力、大学等における研修会の実施、導入後の更新プログラム開発を進め、普及プロセスに関する研究と普及支援体制の構築を図った。平成24年4月時点で約20機関において導入が進み、300名以上の教員がポートフォリオを作成している。このように、本研究は単なる知識の提供にとどまらずプログラムの導入と継続的な活用体制構築を実践しており、研究成果を大学等における業務につなげている。 以上のことから、大学の教育や経営の質的向上についての調査研究を行うとともに、その成果を研修等を通じて大学等へ提供し、実際に多くの機関により活用されていることから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 評価可能性のアセスメントの研究では、研究成果を実践者向けに普及するための教材や研修方法の開発と大学評価者を中心にした普及が課題である。また、本手法を活用してその成果を共有する大学関係者・協力者を得て、これらの事例をアーカイブ化に努める。 ポートフォリオによる大学等の教育の質的向上手法に関する研究では、その質の担保が問題となっているため作成プログラム及びメンターの基準枠組みの構築が急務である。また、「ティーチング・ポートフォリオ」から「アカデミック・ポートフォリオ」への移行と改善に加えて、業績評価のため利用が発生していることから、これらの事例を収集して今後の方向性の検討と導入を検討する機関への情報提供手段や機関間のネットワーク構築を行うことが課題である。	【② 大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究】 大学等の多様化・個性化が進む中では、大学等が自らの使命や目的に即して教育研究活動の質保証・質向上を自律的に進めることが不可欠である。近年は、一定の質保証に加えて、社会や地域から求められる人材の養成や教育研究の国際競争力の確保なども含めて、大学等及び大学院における教育の質的転換を図る視点も求められている。このような質保証に向けた活動を有効に機能させるためには、大学等の体制を踏まえた内部質保証のための共通の観点や基準を大学等及び評価機関が共有する必要がある。機構では、高等教育関係者等と連携して内部質保証の理論・手法・組織体制等に係る調査研究を行い、その成果を質保証参照情報として参照可能な情報として提供するとともに、研修やシンポジウムなどを通じて普及を図る。これを通じて、大学等の質的向上に向けた自律的な活動を支援するとともに、その成果を機構における評価の改善に活用する。

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
③ 大学評価に必要な情報の確立に関する研究 大学等の教育研究活動の分析に必要な定量的・定性的情報の解析を行うとともに、評価に用いることのできる大学情報の収集と活用に関する研究を行う。	【平成 23 年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 大学等の教育研究活動の分析に必要な定量的・定性的情報の解析について、以下の調査研究を行った。 ① 機構の「大学情報データベース」に収集されたデータの分析を行い、国立大学法人評価（確定評価）における指標利用の方法（顕著な変化の抽出）を提案し平成 22 年度に実施した評価事業で活用した。 ② 国立大学法人評価の評価結果報告書に記載されたデータ・指標を分析して教育成果に関わる指標の類型化を行った。この成果は、今後どのような指標を大学に対して求めることが可能か、また、それらを求める必要があるかを検討するための基礎資料として活用している。また、研究評価の指標について、論文データベースを用いた国立大学法人化後の大学の論文数の集中状況の推移の定量的分析、並びに法人評価の研究業績の「社会・経済・文化的効果」の指標の分析を行った。これらの成果を参考に、国立大学法人等の第2期中期目標期間の評価の様式や指標の設定を検討している。 ③ 学習成果アセスメントの分析や手法開発について、海外の評価機関や国際機関で行われている学習成果のアセスメントについて文献調査を踏まえて、大学の学部長等 61 名へのヒアリング調査を行い、学習成果の概念モデルを検討した。この成果をもとに、学習成果情報の情報ポータルサイトの試作版を開発した。 評価に用いることのできる大学情報の収集と活用に関する研究については、以下の調査研究を行った。 ① 新たな大学データベース「大学ポートレート(仮称)」の開発のために、米国・英国・オランダ・韓国の大学情報システムに関して海外調査を実施した。また、国立大学法人の財務諸表及び学校基本調査データのデータベース化と情報提供方法について提案を行い、これらの研究成果を、「大学ポートレート（仮称）」の仕様の策定へつなげた。 ② 大学内でデータの収集・分析を行うインスティテューショナルリサーチ(IR)機能について海外調査を行うとともに、米国の教科書の翻訳と日本への適用可能性の議論を大学の評価室教員とともに行った。また、IR 人材などを活用して学内の内部質保証システムを構築できる人材を育成するために、平成 23 年度に「評価人材育成ワークショップ」を 2 回開催し、国公私立の 6 大学における内部質保証や戦略策定における大学評価組織、及び人材の役割や育成方策について検討を行った。 以上のことから、大学情報データベース、評価報告書、論文データベース、大学へのヒアリングなどの多様な手法を用いて教育・研究の指標の分析やその表示・解析方法の研究開発を進めるとともに、新たな「大学ポートレート（仮称）」の開発、データ分析を行う IR 人材や評価人材の育成にかかる調査研究を進めていることから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成 24、25 年度の実施計画】 ○実施内容と 2 か年で解決すべき課題 大学等の教育研究活動の分析に必要な定量的・定性的情報の解析については、法人評価の報告書等の分析、大学情報データベースや研究成果データの分析をさらに継続して行うことによって、各種の評価で活用する指標の設定、指標の解釈、データベースに必要なデータ項目の設定へとつなげていくことが課題である。また、学習成果については大学評価の主要課題であるため、そのアセスメント手法の調査や情報提供システムの検討を継続して行う。 評価に用いることのできる大学情報の収集と活用に関する研究については、開発中の「大学ポートレート(仮称)」に必要な調査研究をさらに進めるとともに、開発後の活用方法の検討に着手する。また、内部質保証システムを構築する人材育成が新たな課題となっているため、内部質保証システムの在り方を参照文書としてまとめるなど、人材育成を促進するための研究を行う。	【③ 大学評価に必要な情報の確立に関する研究】 教育研究活動やそれにより生まれる学習成果・研究成果等をいかなる方法で把握・分析し、評価や質保証に活用するのかということは、大学評価の中核的課題であり、教育研究の客観的指標の必要性が指摘されている。機構では、個々の大学等では実現が難しい客観的指標を大学等と連携しつつ開発に努める。また、「大学ポートレート(仮称)」の共通基盤の設計・運用に関する調査研究を行うとともに、大学評価に必要な情報を確立して活用するために、各種の教育研究に係る情報の分析手法を開発する。「大学ポートレート(仮称)」の運営主体は高等教育コミュニティであるが、機構ではその運用を支援するとともに、他の定性的情報等と合わせて分析し、質的向上に資する情報や指標を設計して評価に活用する。

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究		【(2) 学位授与事業に係る審査方法等の基盤的研究及び学位授与者の追跡調査研究、並びに学位の構造・機能と通用性に関する研究】 高等教育制度や単位の互換性、及び学位の通用性に関する調査研究を行い、その成果を学術論文等として公表する他、大学等に有用な情報を質保証参照情報として提示する。また、機構の学位授与事業において、機構が設定した学位審査の妥当性・有効性を検証するために、学位取得者の追跡調査を行い、社会的通用性を確認するとともに、学位審査体制の改善に努める。さらに、高等教育における学習機会の多様化の状況を調査するとともに、それに対応した機構の学位授与に係る単位累積加算制度等の検討を行う。
① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究		
ア 学位の要件となる学習の体系性に関する調査研究 学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位・単位制度に関して、以下の調査研究を行った。 ① 高等教育研究を専門とする外部学識経験者と学位行政を掌る文部科学省関係者、及び学位審査研究担当教員からなる「学位システム研究会」において、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方に関する調査研究を進め、5か国比較調査の成果を平成22年度にとりまとめた。そこでは学位授与権を鍵に5か国の高等教育を捉えなおし、「大学とはなにか」という問いに対して、大学と学位授与権、大学の設置形態と設置認可、学位授与権の認可、学位の質保証などの観点から詳述した。平成22年度からは中国と韓国を加えた7か国(英仏独米日中韓)を対象に、学位授与に必要とされる学習の要件について、共通に調査する項目の検討を進めた。 ② 理工学系の大学院修士課程教育の修了要件と学位審査の実態把握のために、平成21年度には、前年度に実施した全国の国公私立大学の大学院理工学系研究科を対象とした「大学院教育・修士の学位審査に関するアンケート」調査の分析を行った。その結果、体系的なコースワークの必要性は認めつつも、研究室における指導の優位性を主張する教員がきわめて多いことが明らかになった。 ③ 平成22年度に、国立看護大学校の研究課程部の教育について実地調査を行い、高度専門職業人養成の観点から実態と将来の展望を考察し、その成果を省庁大学校修士課程相当修了者に対する学位審査及び学位授与に反映させた。 ④ 外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格(基礎資格)に関する照会を受け、教育機関の正統性に関する調査を行い、機構への申請資格の有無を判断して本人に結果を通知した。これは機構の学位授与制度が、申請に必要な基礎資格を外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めていることによるものであり、学位授与制度の適切な運用を支援するとともに、これを通じて、国際的な学位の通用性の検討を行っている。 ⑤ すべての大学を対象に学士、修士、博士の各学位と専門職学位に関して、また、すべての短期大学を対象に短期大学士に関して、各々の学位に付記される専攻分野の名称の調査を実施した。この調査は、平成5年度から継続的に実施してきたもので、平成22年度には平成21年度の調査結果を整理して、日本の大学が学位を授与する際に付記している専攻分野の名称を一覧にまとめ、機構のウェブサイト上に公開した。日本学術会議「大学教育の分野別質保証推進委員会 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」において、学位の付記名称の在り方の検討に資する情報と知識を提供した。 以上の学位授与の要件となる学修の体系的な構成と学位の構造・機能についての調査研究の成果に示す通り、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 学位システム研究会における学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方に関する調査研究を深化させ、7か国(英仏独米日中韓)の高等教育研究者による「学位システム研究会ワーキンググループ(調査作業グループ)」を中心に共通項目にもとづく調査を進めて成果を得る。 外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格(基礎資格)に関する問い合わせに対して必要な調査を行い、学位審査課と協力して学位授与制度の適切な運用を支援する。 全国の大学及び短期大学に対して、学位に付記される専攻分野の名称の調査を継続実施し、我が国の学位に関するデータを蓄積するとともに必要に応じて情報提供を行う。	【① 学位の要件となる学習の体系性に関する調査研究】 高等教育の学習者の国内外への移動が広がりを見せる中で、高等教育修了者の能力証明としての学位とその質保証が各国共通の課題となっている。我が国の学位が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性が担保されるように、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方に関する調査研究を行い、高等教育関係者が共有すべき情報を発信する。また、学位の要件となる学習の体系性、及び学位の構造・機能と国内外での通用性に関する研究を通じて、我が国の学位システムの発展と学位に係る知識の普及に努め、社会的な課題や行政的な要請に応えるべく成果をもとにした提言を行う。

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
イ 機構の学位授与制度の教育的・社会的機能に関する調査研究 機構の学位授与制度の現状及び社会的要請を継続的に把握するとともに、単位の累積加算に基づく学位授与という当機構に独自の業務の実施を通じて得られるデータを活用し、我が国の学位・単位制度の課題を実証的に研究する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 機構の学位授与制度の教育的・社会的機能に関して、以下の調査研究を行った。 ① 学位取得者に対するアンケート調査を毎年度2回ずつ実施している。平成21～23年度は主として、学修成果の作成及び小論文試験に対する学位取得者の意見・感想の自由記述の分析を行い、申請者が本制度に対して抱いている「誤解」を7つのパターンに分類・抽出した。これらの成果は、短期大学・高等専門学校等の専攻科関係者、学位授与の申請予定者を対象とした説明会における説明資料として活用した。 ② 学位授与事業における科目の分類を支援するための科目分類支援システムに「経験強化型学習」を組み込み、専攻の区分ごとに異なりうる「審査の基準を満たすことが困難な科目区分」をより優先した形の科目分類支援が期待できるようになった。情報工学区分を対象に、提案手法の有効性を確認した。 ③ 単位積み上げ型の学位授与の審査における小論文試験問題の内容分析（学修成果の内容と出題傾向の関連、審査において重視されている能力等の計量的把握）を行うため、平成22年度10月期の「学修成果」及び「小論文試験問題」を対象に、専門分野に応じて複数の評価項目を設定して学修成果を模擬的に評価するとともに、小論文試験問題の出題内容の分類・整理を行った。 ④ 伝統的な学問領域の枠を超えた研究の広がりが大学の学科構成やカリキュラムにも反映されつつあり、機構の学位授与制度においても必要に応じて、新たな専攻の区分を増設してきたが、平成22年度には「口腔保健工学」の新設を検討し、当該専攻分野における大学でのカリキュラムの状況等の調査を行った。その調査結果を学位授与事業に反映させ、「修得単位の審査の基準」を策定して平成23年度より申請の受付を開始した。 ⑤ 平成23年度は学位授与機構の創設から20年の節目にあたり、20周年記念誌の出版が企画された。調査研究に関して、学位授与機構発足時から現在までを3つの時期に区分し、各時期における主要な研究課題とその学術的・政策的背景を概説するとともに、『大学評価・学位研究』、及びその前身の『学位研究』に掲載された論稿を中心に、主要な研究成果をレビューした。 以上のように、機構が行う学位授与制度に関連する様々な調査研究を行い、現行制度における審査の妥当性、制度の改善に対する社会的要請を把握するとともに、その成果の蓄積をもとに、種々の課題に対して迅速に対応してきたことから、概ね中期計画どおりに履行していると言えるが、成果の公表の方法については、今後、さらに検討を要する点がある。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 学位取得者に対する追跡調査を、例年通り、実施する。 学位授与事業における科目分類を支援する科目分類支援システムの「学習機能」を完成させるとともに、データベース作成・更新機能等を実現し、「情報工学」区分以外での有効性を確認する。 学修成果及び小論文試験の内容に関する分析は、機構が行う学位授与業務の検証という観点からも重要であるが、一方で、実際の審査に用いた学修成果、小論文試験をデータとして利用しているため、成果の公表には慎重な配慮が求められる。学位授与申請者の個人情報の保護に最大限配慮しつつも、学術的研究に求められる「再現可能性」を維持した効果的な成果の公表方法について検討する必要がある。 新たな専攻の区分の設置について検討を行うが、その際には、これまで同様、当該専攻の大学での状況等を調査したうえで、調査研究協力者会議を設置し、平成24～25年度中に、学位に付記する専攻分野の名称の増設の必要性を含めて専攻の区分の増設の要否について結論を得る。	【② 機構の学位授与制度の教育的・社会的機能に関する調査研究】 機構の学位授与事業の遂行にあたって、学術的な論理に基づいて審査を実施するとともに、学位取得者に対する追跡調査を実施して審査の妥当性・有効性を実証的に検証して、授与した学位の社会通用性を確認する。また、機構の学位審査における修得単位認定の妥当性を検証するとともに、新たな専攻分野の設置や認定基準の改定に努める。さらに、機構の学位授与制度並びに審査体制が果たしている社会的・教育的な機能にも配慮して、現行の審査体制の見直しを図るとともに、このような学位授与の審査に関連する調査研究の成果を内外に示して、その成果を学位授与制度の改善に活かすための組織的な取組を行う。

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究		【③ 学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究】 機構における学位授与の理念とされる単位累積加算制度は、大学での課程修了を必要とせずに、科目履修の成果としての単位を体系的に累積して学位取得を可能とするものであり、この制度の基盤となる高等教育レベルの多様な学習の成果を学位につながる単位として適切に認定するための課題について調査研究を行う。近年は、インターネットを通じたオープンコースウェアの普及や、国内外の高等教育機関の連携、中等教育修了後の職業訓練と高等教育の近接化等を背景に、高等教育レベルの学習形態と学習機会は多様化している。機構における学位取得の機会を適切かつ幅広い形で社会に開くために、大学以外で提供される多様な学習の機会とその成果について、大学での学修と同等であると認める基準に関する調査研究を行う。
ア 学習形態及び学習機会の多様化に対応した高等教育と学位授与に関する調査研究 学習形態、学習機会の多様化及び学生の流動化（国内外の機関間移動等）に対応した高等教育システムと、単位の互換や累積に基づく学位授与の在り方について研究する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 学習形態及び学習機会の多様化に対応した高等教育と学位授与に関して、以下の調査研究を行った。 ① 当機構が行う、学習の成果の評価による学位の授与に関して INQA/AHE-APQN のグッドプラクティス・ワークショップにおいて報告し、学位授与事業の実態とその背景にある生涯学習に関する理念を国際的に発信した。 ② 国内の大学コンソーシアムの訪問調査を行い、高等教育機関の連携を支える単位互換制度のあり方と、それら連携によって「生涯にわたって学び続ける力」を養成する方途に関する考察を行った。 ③ 短期大学の学生に関する大規模調査に参画し、専攻科への進学や四年制大学への編入など、継続的な高等教育へのニーズを含む実態を調査し、その成果を論考及び国内外の会議での口頭発表として公表した。 ④ エラスムス・ムンドゥス及びボローニャ・プロセス導入以降のヨーロッパにおける留学生政策、学位審査における外部審査委員、及び学士－修士－博士課程の運用の実態について調査を行い、その成果を口頭発表及び論考で公表した。 ⑤ アメリカにおける高等教育段階の学生に関する情報の蓄積及び単位互換に関する情報の集約など、学生の流動化を適切に促進するインフラ・ストラクチャーに関する調査研究を行い、その成果を論考として公表した。 ⑥ アメリカにおける高等教育政策の動向のうち、特に1単位の構成条件となる学習量にかかわる議論について現状と課題を整理し、外部質保証機関による学習時間数の検証に関する議論を含めて論考及び講演で公表した。 ⑦ 中国の高等教育独学試験制度、及び韓国の独学学位試験制度と単位銀行制度について、それぞれ専門の研究者及び実務責任者を招へいして講演会を開催し、東アジア諸国における大学の課程によらない学位取得機会に関する最新情報の収集と発信を行った。 ⑧ ヨーロッパ域内、アジア域内及びアメリカ国内など、複数の高等教育機関におけるジョイント・ディグリー・プログラムの運用と適格認定について、実態を明らかにするための調査研究を行って課題を分析し、その成果に基づく知見をもとに政策提言を行うほか、国際会議で報告した。 以上の成果は国内外での研究会、講演会及び専門誌等を通じて発信することによって国内外の高等教育研究全体に還元するほか、機構による学位授与の制度運用を適切に展開していくための知見として蓄積され、必要に応じて参照されていることから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 国内外の非伝統的高等教育機関に関する情報の収集と分析を継続して実施する。その際、機構の学士の学位授与に関わる新たな課題、すなわち、一定の基礎資格を有する申請者の学力の確認方法の多様化と、基礎資格に代わる体系的な学修の確認方法の開発との2点について重点的な研究の継続が課題である。そこでは、直接の利害関係者や機構自体の便宜のみを勘案した制度の変更によって、時間的・空間的な試練に耐えない学位を授与するようなことにならないように、国内外高等教育の実情に対する充分な理解に立脚して、妥当かつ柔軟な学位取得機会を提供し続けつつ、機構の学位の国内外の通用性を維持し向上することに留意する。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
イ 多様な学習の成果の評価と単位の認定方法に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学における学習の成果との互換可能性の観点から評価し、学位につながる単位として認定する方法について研究する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 多様な学習の成果の評価と単位の認定方法に関して、以下の調査研究を行った。 ① 機構の学位授与制度における学習の成果の評価に関する検討として、平成21年度に、機構における高等教育レベルの学習の成果の実態に基づく、大規模な学習成果の評価の可能性に関する分析と考察を行うとともに、学習の進行の程度を示す指標としての単位の重要性の再検討を行い、その成果を国際会議と専門家会合において発表した。 ② 大学の授業科目以外の学修の取扱いに関する調査として、平成21～23年度に、大学において開設されている授業科目履修による単位修得と同等の形態をとる大学外学修（例えば、免許法認定講習・認定公開講座、学校図書館司書教諭講習など）を調査した。これらの大学外学修の受講により修得した単位の中には、大学の単位と同様の取扱いをすることが可能なものがあることを明らかにし、論考を発表した。さらに、それらの大学外学修を実施する大学を抽出して聞き取り調査を行って確認した。 ③ コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査研究を平成23年度に実施し、既調査（平成18～20年度）のものとは異なる類型の「高等教育コンソーシアムにいがた」と「大学コンソーシアム石川」を訪問し、各コンソーシアムの現状や課題について調査した。 ④ 学位・高等教育資格と資格枠組みに関する調査研究として、平成21～23年度に「生涯学習のためのヨーロッパ資格枠組み」とその一部をなす「高等教育資格枠組み」との関係、日本の学位・資格制度との関連も念頭におきながら検討し、学位取得者が共通に有すべき力とその内容が欧日ともに政策課題となっている状況について、国際会議と学会で発表した。また、学位・教育課程の改革を進めているヨーロッパから高等教育研究者を招へいして、研究会及び公開講演会を開催し意見交換を行った。 以上の成果は、大学以外で行われている高等教育レベルの学習の実態を把握し、機構の単位累積加算制度に組み込みうる大学の単位として認定するためのプロセスを検討し、多様な学習態様とその評価の態様を調査して公表したものであるが、これらは機構の学位授与事業の在り方の検討に寄与するものであり、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 高等教育レベルでの各種学習の実態把握と評価に関する調査研究として、各種の形態で実施されている大学外高等教育レベルでの学習の実態の把握に努めるとともに、それらの学習のうち機構の積み上げ単位の対象として組み込むことができ得る条件等について研究を進める。 機構の学士学位取得を目指し得る分野及び職域・階層の開拓に関する調査研究として、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科修了者からの申請が大勢を占めるようになってきた学位授与事業の現況に鑑み、看護学や保健衛生学などを中心に機構への学位授与申請者数の増加を目指し得る分野や階層について調査・検討を行う。 学位・高等教育資格と資格枠組みに関する調査研究として、ヨーロッパにおける資格枠組みと高等教育資格枠組みの互換性の向上を目指した取組の動向に引き続き着目しつつ、中等教育後の異なるセクター間（職業教育、大学・高等教育、継続教育）で行われる多様な教育・訓練と大学における学修との比較可能性の観点から、高等教育レベルの学習の要件及び学習の成果の評価に関わる課題を明らかにする。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
(3) 大学等における学位及び評価の国際通用性に関する調査研究 ※次期中期目標期間に向けた課題		【(3) 大学等における学位及び評価の国際通用性に関する調査研究】 我が国の学位及び評価の国際通用性を確保するための課題について調査研究を行う。我が国の大学等が内部質保証のために参照する基準や指針を諸外国の対応する質保証基準等に照らして、国際通用性を検討する。また、大学等の国際的な共同プログラムのモニタリングを通じて、大学等の評価において国際的に共通する観点を実証的に追究する。さらに、学生の国内外の移動や学習機会の多様化に対応するために、国内外の大学及び関係機関、並びに学習者に対する情報提供と照会対応に関する調査研究を行う。
		【① 国際連携教育プログラムの質保証に関する調査研究】 大学の国際連携が政策的に進められる中で、平成22年度から実施した日中韓の質保証機関連携による「キャンパス・アジア」共同教育プログラムのモニタリングの成果を発展させ、より広い範囲で国際的な大学間連携プログラムに対する質保証ガイドラインの策定を行い、我が国の質保証参照情報における基準や指針に照らして大学等の評価の国際的な観点を明確にする。これにより、大学等における教育の国際化に資する情報を広く提供する。
		【② “national information center” 機能に関する調査研究】 ユネスコの高等教育の資格認定に関する地域条約で定められているnational information center機能を調査し、我が国における情報センターの在り方を検討する。学生の国内外の移動や学習機会の多様化への対応は機構の学位授与と深く関連することから、広く単位の互換性や学位の通用性に係る基準についての調査研究を行い、その成果を国内外の大学及び関係機関、並びに学習者に対して情報提供を行うとともに、個別照会への対応の在り方について検討する。
(4) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供し、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者の利用に供する。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 調査研究成果の公表については、大学評価及び学位授与を中心として、これらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート、資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を毎年発行し、関係高等教育機関等への送付、ウェブサイトへの掲載等、外部に公表・提供してきた。また、各研究者が有する研究業績等を『研究等業績報告書』として平成23年度よりウェブサイトへ掲載、公表を行っている。さらに、研究者の研究活動の支援として、外部資金獲得及び適正な執行のための支援、海外派遣制度に基づく派遣研究者への支援、機構の記念事業の支援等を行っており、中期計画どおりに履行していると言えるが、今後一層の充実を図るため、調査研究成果の公表方法等の工夫や『大学評価・学位研究』の知名度の向上について検討することとしている。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 調査研究成果の公表について、引き続き『大学評価・学位研究』を発行するほか、平成24年度より学術機関リポジトリを導入し、『大学評価・学位研究』の論文等を掲載する。また、『大学評価・学位研究』の知名度の向上について研究成果刊行物編集委員会で検討を行う。	【(4) 研究成果の公表等】 大学評価及び学位授与を中心として、これらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート、資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を刊行するとともに、学術機関リポジトリにも掲載して、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者等の利用に供する。また、機構の研究者が広く高等教育関係者と成果を公表し討議するために、研究集会や国際会議等への参加、関連学協会の学会誌等への投稿を支援する。さらに、研究成果を機構の事業に反映させるとともに、それを大学等が質の向上に向けた取組を行う際に参照できるように構成して、質保証参照情報として提供する。

外部検証に係る自己評価書

Ⅳ 情報の収集、整理、提供

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
1 情報の収集、整理、提供		機構の評価事業、学位授与事業に関連する情報を適切に収集、整理し、事業の遂行に活かすとともに、有用な情報を関係機関や学習者に提供して、我が国の高等教育の質の向上、及び高等教育段階の学習の機会を提供することは、機構の任務であり、以下の業務を継続して実施する。
(1) 大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供		【大学等の教育研究活動等の状況に関する情報及び自己点検・評価等の情報の収集、整理、提供】 文部科学省の「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に係る協力者会議」における審議の中間まとめにおいて提言されているとおり、大学が公的な教育機関としての説明責任と教育の質の保証・向上という責務を果たすための支援方策として、「大学ポートレート（仮称）」の構築が必要とされている。機構では、これまでの経験を活かしつつ、大学コミュニティによる運営方針に基づき、「大学ポートレート（仮称）」の円滑な運用に努める。 さらに、機構では、学术界や高等教育関係者と連携・協力して、大学等が参照することのできる質保証参照情報を公開して、関係者が共有できるようにする。 【国際的な質保証情報の収集、整理、提供】 我が国の大学等における質保証を伴った教育研究活動及び質保証システムの国際通用性の向上に資する情報提供という観点から、高等教育における国際的動向の把握、及び国際ネットワークで得られた優良事例や我が国の大学等が求める有益な情報を提供するとともに、我が国の高等教育制度・質保証システムの状況を国際的に発信することが求められる。そのため、機構では、フォーラムやセミナーによる大学等や他の評価機関への情報の提供、機構が行う認証評価の関係資料並びに諸外国の質保証システムの概要の発信等、これまで実施してきた国際的な活動を継続し、さらに発展させる。 【評価事業に関する広報】 高等教育機関の多様な発展に寄与するために評価事業に係る情報を提供し、我が国の大学等の質保証の国際的な情報発信の拠点として活動を一層充実することは機構にとって重要な使命である。今後とも、「機構ニュース」や国際連携事業のウェブサイト等を通じて情報の積極的な発信に努めるとともに、従前の広報活動の分析等を行い、より利用者に適した効果的な広報活動を行う。
① 大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するための情報を収集・整理し、提供する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 (大学等の教育研究活動等の状況に関する情報及び自己点検・評価等の情報の収集、整理、提供) 大学・高等専門学校、他の評価機関及び関係者に向けて、評価活動の理解の促進を図るために、大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報等の収集・整理を行って、大学評価情報ポータルサイト等を活用して情報を提供した。その結果、大学評価情報ポータルサイトへの登録機関数は平成21～23年度に亘って、372→454→497と増加し、各方面への情報提供の充実につながった。 また、毎年度、機構が行う認証評価の理解を深めることを目的としてリーフレットを作成し広く提供した。 以上のように、大学等及び他の評価機関の協力を得て、評価活動に資する情報を収集・整理し、関係者に提供したことから、中期計画どおり履行していると言える。 (国際的な質保証情報の収集、整理、提供) 諸外国の質保証機関等が実施するセミナー、及びAPQN、INQAAHEの年次総会等への参加を通じて、また、各国の質保証機関への訪問調査や文献調査等により、国際的な質保証動向の情報収集を行い、大学等や他の評価機関、及び関係者に向けて、整理した情報をウェブサイトで提供した。 以上のように、諸外国の質保証機関等の協力を得て、評価活動に資する情報を収集・整理し、関係者に提供したことから、中期計画どおり履行していると言える。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
	【平成 24、25 年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 （大学等の教育研究活動等の状況に関する情報及び自己点検・評価等の情報の収集、整理、提供） 大学評価情報ポータルサイトを通じて、引き続き、大学等の評価や教育研究に関する情報を一元的に発信するとともに、大学等に働きかけ、登録数の増加を図る。 なお、現在の大学評価情報ポータルサイトの機能は、「大学ポートレート（仮称）」に移行する。 また、機構が行う認証評価について、必要に応じてリーフレットの内容の見直しを図るなど、評価活動に関する情報提供に努める。 （国際的な質保証情報の収集、整理、提供） 諸外国の最新の質保証動向に係る情報を引き続き収集・整理し、ウェブサイトを通じて関係者に公開・提供する。	
② 学習者の保護や国際的通用性の観点から、評価を中心とした包括的な質保証の情報を収集・整理し、情報提供を行う。	【平成 23 年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 （国内の大学等の質保証の情報の収集、整理、提供） 国内の大学等の質保証の情報については、大学評価情報ポータルサイトにおいて、各大学の自己点検・評価に係る情報や、認証評価、国立大学法人評価等の第三者評価に係る情報等を収集・整理し、提供していることから、中期計画どおり履行していると言える。 （国際通用性を高めるための情報の収集、整理、提供） 質保証に関わる用語の定義を英文で対照し、国際通用性を高めることを目的として平成 19 年に刊行した「高等教育に関する質保証関係用語集」を平成 21 年及び平成 23 年に改訂した。また、評価の国際動向を把握するために、日本、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア、オランダ、及びフランスの各国の質保証システムの概要を日本語版と英語版で作成して公開し、ウェブサイトを通じて関係者に提供した。 以上のように、評価を中心とした包括的な質保証に係る国際通用性を高めるための情報を収集・整理、及び提供したことから、中期計画どおり履行していると言える。 【平成 24、25 年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 （国内の大学等の質保証の情報の収集、整理、提供） 引き続き、大学評価情報ポータルサイトを通じて、国内の大学等の質保証の情報を一元的に発信する。 （国際通用性を高めるための情報の収集、整理、提供） 高等教育の国際動向に対応するため、今後も継続して「高等教育に関する質保証関係用語集」の改訂を行う。質保証システムの概要については、平成 24 年度に中国版、韓国版を完成させ、平成 25 年度にはドイツ版を作成する。 また、国内の大学等、及び評価機関の関係者に対するセミナーを実施するなど、国際通用性の観点からの情報提供に努める。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
③ 大学等や評価担当者の負担の軽減と機構の評価業務の効率化のため、大学情報データベースの充実やその活用を図る。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 (大学情報データベースの充実等) 平成22年度に実施した国立大学法人等の教育研究活動に関する評価の確定(確定評価)において、大学情報データベースで収集・蓄積した情報を分析し、その結果を評価担当者に提供するなど、評価業務の効率化を図った。また、その情報は大学等が自らの改善につなげる際の参考のために国立大学法人等にも提供した。しかし、この大学情報データベースは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を受けて、平成23年度末に運用を停止した。 一方で、文部科学省の「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に係る協力者会議」における審議の中間まとめにおいて、データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みの構築が提言され、大学コミュニティ(大学団体及び評価機関等)からなる「大学ポートレート(仮称)準備委員会」が平成24年2月に発足し、機構がその事務局を務めている。 以上のように、評価業務の効率化に大学情報データベースを活用したこと、及び今後のデータベースの構築に向けた取組を行っていることから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 (大学情報データベースの充実等) 平成26年度から「大学ポートレート(仮称)」を稼働させるために、準備委員会での審議を踏まえ、その構築を行う。	
④ 広報活動を通して、評価事業に関する情報を積極的に発信する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 (評価事業に関する広報) 毎月、ウェブサイトで発行している広報誌「機構ニュース」において、評価事業に関する広報を行い、事業内容に関連する情報を掲載した。また、平成21年度には、評価事業に関して、広報ビデオ「評価文化の定着」を作成し、ウェブサイト Web.TV で配信した。 また、ウェブサイトの利便性の向上のため、用語集検索ボタンの設置、各ページへのアクセスが容易となるよう導線の改良、国際連携事業のウェブサイトのリニューアルを行った。 以上のことから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 (評価事業に関する広報) 評価事業に関する広報について、今後一層の充実を図るため、ウェブサイトの利用動向の分析を踏まえ、利便性を向上させるとともに、より効果的な広報活動の在り方を検討する。	

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
(2) 大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供	【平成 23 年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 (大学等で行われている学習機会に関する情報の収集、整理、提供) 全国の国公立大学に科目等履修生制度の開設状況を照会し、開設学部、入学資格、授業料及び受講者数等の情報を収集した。また、機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科の学生募集の概要を照会し、出願資格、選考方法、受験料及び学費等の情報を収集した。これらの情報は「科目等履修生制度の開設大学一覧」、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」としてとりまとめて、公表するとともにウェブサイトで公開・提供した。 また、高等教育行政上の基礎資料として活用することを目的に、修士・博士・専門職学位の学位授与状況等調査を、文部科学省と共同で実施している。 以上のように、学習機会に関する情報を収集・整理して公開・提供したことから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成 24、25 年度の実施計画】 ○実施内容と 2 か年で解決すべき課題 (大学等で行われている学習機会に関する情報の収集、整理、提供) これまでと同様に、全国の国公立大学に科目等履修生制度の開設状況や機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科の情報を収集し、申請者等にとってより利用しやすい形で学習機会に関する情報を提供できるよう充実を図る。 また、修士・博士・専門職学位の学位授与状況等調査についても、引き続き文部科学省と共同で実施する。	【大学等で行われている学習機会に関する情報の収集、整理、提供】 高等教育段階における学習機会の多様化、及び生涯学習の観点から、大学等の学習機会に関する情報の提供を行うことは重要であり、今後も引き続き情報を収集し提供する必要がある。機構では、科目等履修生制度の開設状況や機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科についての情報が申請者等にとってより利用しやすいものとなるよう提供する。 【学位授与事業に関する広報】 高等教育の多様な発展に資するために学位授与事業に係る情報を提供すること、及び学修の成果を公的に認める学位の趣旨を社会に認知させる活動など、機構の行う学位授与の幅広い定着化とそのための環境整備を継続的に行う必要がある。従前の広報活動の分析等を行い、より利用者に適した効果的な広報活動を行う。
① 大学等で行われている学習機会に関する情報を収集・整理し、提供する。		
② 機構が授与する学位に関連する情報（「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」等）を収集・整理し、提供する。		

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
③ 広報活動を通して、学位授与事業に関する情報を積極的に発信する。	【平成 23 年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 (学位授与事業に関する情報の広報) 毎月、ウェブサイトで発行している広報誌「機構ニュース」において、学位授与事業に関する広報を行い、事業内容に関する情報を掲載した。また、平成 21 年度には、学位授与事業に関して、広報ビデオ「さらなるキャリア・アップをめざして～学士の学位取得者へのインタビュー～高等専門学校専攻科修了者の場合」を作成し、ウェブサイト Web. TV で配信した。 機構の学位授与制度についての社会の理解を深めるため、平成 22 年度には全国生涯学習フォーラムに出展し、平成 23 年度には制度の紹介パンフレットを全日本中学校長会に提供して周知に努めた。また、平成 22～23 年度には各都道府県の職業能力開発センターのキャリア形成支援窓口で機構の学位授与制度の紹介リーフレットを配布した。 また、平成 23 年度には、学位授与事業 20 周年記念事業について、『学位授与の 20 年』の刊行及び刊行記念研究会に関する広報を行った。 以上のように、学位授与事業に関する情報を積極的に発信したことから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成 24、25 年度の実施計画】 ○実施内容と 2 か年で解決すべき課題 (学位授与事業に関する情報の広報) 学位授与事業に関する広報について、今後一層の充実を図るため、ウェブサイトの利用動向の分析を踏まえ、利便性を向上させるとともに、デジタルブックの導入等、より効果的な広報活動の在り方を検討する。機構の学位授与制度についての社会の理解を深めるため、各都道府県の職業能力開発センターのキャリア形成支援窓口で機構の学位授与制度の紹介リーフレットを配布するなど、今後も引き続き発信を行い、社会に周知するための方策を図る。	

外部検証に係る自己評価書

V その他附帯する業務

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
1 その他上記の業務に附帯する業務		機構の事業に関連して、我が国の高等教育の質保証を確立するための人材の開発、及び質保証の国際通用性を確立するための業務は、機構における高等教育の支援業務として重要なものである。そのために、以下の業務を継続して実施する。
(1) 評価文化の定着と評価に携わる人材の育成		【国内の評価機関等との連携・協力】 大学等の認証評価に携わる評価者の資質の向上、評価業務の効率化のためのデータの共通化・共有化、国内外への情報発信等は評価機関間の共通課題であり、今後一層、他の評価機関と連携・協力して取り組む必要がある。機構では、我が国の認証評価機関から構成される認証評価機関連絡協議会を中心に、評価機関等との更なる連携・協力を進める。
① 評価事業の円滑な実施を図るため、国内の評価機関等との連携・協力を進める。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 (国内の評価機関等との連携・協力) 認証評価機関の評価事業の円滑な実施のために、「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設置して情報共有を図るとともに、連携・協力の在り方を検討し、平成23年1月に認証評価機関10機関で「認証評価機関連絡協議会」を組織した。平成23年度には、協議会が共同で評価事業研修を開催するとともに、認証評価の実施状況の分析結果に係る共同記者発表を行った。また、国立大学法人評価に係る教育研究評価に関しても「国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会」を組織し、連携・共同実施の在り方等を協議した。 これらのことから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 (国内の評価機関等との連携・協力) 国内の評価機関等との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整及び連携・協力を行う。	【評価関係者及び評価担当者に対する研修】 高等教育の質保証の理解を深めるとともに、評価機関における評価業務を円滑に行うために、大学等の評価関係者及び評価担当者に定期的に研修の機会を設けることは重要である。評価を受ける大学等にとっては、自己評価能力の向上や改善の促進といった内部質保証の向上に繋がり、内部質保証システムの構築に寄与することができるとともに、機構をはじめとする認証評価機関にとっては、適切な自己評価に基づく評価の環境が整えられ、評価に係る負担軽減・効率化につながるという、今後も引き続き大学等の自己評価担当者に対する研修を実施する。 【大学評価フォーラムの開催】 評価文化をより一層浸透させることは、日本の高等教育の質向上につながることから、高等教育関係者のニーズや国際的な質保証の動向に留意しつつ、日本の高等教育の課題に着目したテーマにより、大学評価フォーラムを継続して実施する。 【内部質保証人材の開発】 大学等における内部質保証においては、評価室長、内部評価者、評価室員など多様なニーズがあるため、それぞれにきめ細かく対応できるよう、プログラムを設計し提供する必要がある。このことから、機構が、評価制度の在り方や社会的動向に留意しつつ、内部質保証人材の開発という観点から、プログラムの開発を含めて、研修等の機会を提供し、大学等と連携して人材開発事業を行う。
② 大学等の評価関係者及び評価担当者の育成のための活動を行う。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 (大学等の自己評価担当者に対する研修) 評価に対する理解を深め、円滑な評価の実施のために、大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価及び高等専門学校機関別認証評価のそれぞれについて、大学等の自己評価担当者に対する研修会を実施している。参加者に行ったアンケートの結果からもおおむね成果が上がっていると判断できる。これらのことから中期計画どおり履行していると言える。 (大学評価フォーラム) 大学評価フォーラムは、評価文化の定着のための取組の一環として、社会のニーズを踏まえた課題に焦点を当てたテーマで開催している。幅広く国公立大学等から多数の出席者を集め好評を得てきたことから、中期計画どおりに履行していると言える。 (評価人材育成プログラムの開発) 研究開発部での評価人材の育成に係る調査研究を基に、平成23年度に大学の評価担当者を招へいしてワークショップを2回開催し、プログラム開発の検討を行ったことから、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 (大学等の自己評価担当者に対する研修) 評価に対する理解を深めることを目的として研修会を実施していく。また、参加者からの要望や評価に関	

	する社会的動向を踏まえつつ、必要に応じて実施方法等の見直しを図る。 (大学評価フォーラム) 評価文化をより一層浸透させることを目指し、高等教育機関における質保証への自主的な取組を支援するため、我が国の高等教育において課題となっているテーマに焦点を当て、継続して実施する。 (評価人材育成プログラムの開発) 研究開発部で実施する「内部質保証システムを構築・運用するための参照文書の作成」、「内部質保証力向上のための診断ツール適用の実践」及び「内部質保証における教員活動の評価手法適用の実践」の各調査研究を基に、ワークショップの開催等により大学等の評価担当者の意見を聴取しつつ、評価人材の育成プログラムを設計し、提供する。	
(2) 国際的な質保証に関する活動 国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力による活動を行う。	【平成 23 年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 (国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力による活動) 国際的な質保証ネットワーク INQAAHE や APQN の年次総会等に参加し、各国地域の質保証の動向や取組に関する情報交換や議論を行った。なお、機構の理事が APQN の理事(2011～2013 年)に就いており、アジア太平洋地域における質保証に関して連携・協力を深める活動を推進した。 また、海外の質保証機関等との連携・協力については、覚書を締結した 10 機関を中心に訪問調査を行った。さらに、中韓との間で日中韓質保証機関協議会を発足させ、「キャンパス・アジア」のモニタリングについて、両国の質保証機関 (HEEC、KCUE) と具体的な協議を進めてきた。 以上のような活動から、中期計画どおりに履行していると言える。 【平成 24、25 年度の実施計画】 ○実施内容と 2 か年で解決すべき課題 (国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力による活動) 国際的な質保証ネットワークによる国際会議への参加、覚書締結機関等との研修・セミナー等の開催、及び中韓との「キャンパス・アジア」モニタリング実施等を通じて、海外の質保証機関との連携・協力を積極的に進める。	【国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力による活動】 我が国の高等教育及び質保証の国際通用性を向上させるべく、これまでに確立した諸外国の質保証ネットワークとの連携・協力体制を活用し、今後の具体的なテーマに即した共同事業の展開により、高等教育関係者に還元することが重要である。 特に日中韓質保証機関協議会では、「キャンパス・アジア」のモニタリングを通して、共同ガイドラインの策定に向けた議論を主体的に進めており、機構では、連携・協力体制にある諸外国の質保証機関と具体的な共同事業のテーマ設定や運営方法について協議を重ねて連携活動を進める。 【高等教育資格等に資する情報発信の検討】 研究開発部で実施する「大学等における学位及び評価の国際通用性に関する調査研究」を基に、ユネスコの高等教育の資格認定に関する地域条約で定められている national information center に求められる機能について国際連携企画室において検討を進める。

外部検証に係る自己評価書

VI 業務運営の効率化等

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
1 大学関係者等の参画を得た業務運営 大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行う。評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 （評議員会及び運営委員会） 機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織している。また、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織している。これらの審議機関を適時適切に開催し、中期計画どおりに履行しており、今後も継続して実施する必要がある。 （各認証評価委員会） 各認証評価委員会では、各年度において、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て業務運営を行っている。このことから中期計画どおり履行していると言える。今後も委員の負担軽減を図りつつ、適切な評価事業の遂行のため継続して実施する必要がある。 （国立大学教育研究評価委員会） 毎年度国立大学教育研究評価委員会を設置し、第1期中期目標期間の評価結果を確定し、第2期中期目標期間の評価方法に関する事項について審議を進めたため、中期計画どおりに履行していると言える。 （学位審査会） 機構が行う学位の授与に係る審査を行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て、学位審査会を設置した。さらに、その下に、分野別に審査を行うため52の専門委員会及び部会を設置し、毎年度、国公立大学の教員等で学識経験のある者を専門委員に委嘱した。 また、学位審査会等の運営にあたっては、申請者が多い部会については臨時専門委員を委嘱したほか、研究開発部の教員の関与を積極的に進めるなど、委員の負担軽減を図っていることから、中期計画どおりに履行していると言え、今後も機構が行う学位の授与に係る審査を行うため、継続して実施する必要がある。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 （評議員会及び運営委員会） 平成24、25年度においても、評議員会及び運営委員会を適時適切に開催し、高い識見を有する外部有識者の参画のもと、適正な業務運営を行う。 （各認証評価委員会） 委員の負担軽減を図りつつ、適切な評価事業の遂行のため継続して実施する。その際は、引き続き評価制度に対する社会的動向に留意していくこととする。 （国立大学教育研究評価委員会） 第1期中期目標期間の評価に係る検証結果等も踏まえ、平成24年度には「評価実施要項」の確定、それに基づき、平成25年度には「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の作成等の具体的な評価方法について審議を行う。 （学位審査会） これまでと同様に、申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行う学位審査会を設置するとともに、その下に具体的な審査を行うため、分野別の専門家で構成される専門委員会及び部会を設置し、審査体制を適切に整備する。 また、学位授与事業の適切な実施のため、専門分野の動向を踏まえ、必要に応じ組織・運営の見直しを図る必要がある。	【評議員会及び運営委員会】 機構は、大学等の教育研究活動に深く関わりのある評価を行う機関であり、かつ、大学のみが有する機能である学位授与を大学以外で行う唯一の機関であることから、大学等関係者の幅広い参画を得て業務運営にあたる必要がある。評議員会及び運営委員会の場において、独立行政法人通則法に定められた事項に係る議事にとどまらず、大学等関係者のニーズを踏まえた幅広い議論を行い、業務運営へと反映をさせていくことが重要であり、これら会議を継続して設置する必要がある。 【各認証評価委員会】 法令に基づく認証評価の実施にあたり、機構内のみならず大学関係者及び学識経験者等の参画を得て業務運営を行うことは重要である。また、計画的な確保の観点から、委員の負担軽減に努める必要がある。 また、適切な評価の実施のため、引き続き計画的な確保に努めるとともに、評価制度の在り方や社会的動向に留意し、必要に応じて委員構成の見直しを図る。 【国立大学教育研究評価委員会】 法律の規定に基づき、機構は、文部科学省に設置された国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務の実績のうち教育研究の状況についての評価を実施することとされている。平成28年度には、第2期中期目標期間の評価を実施することから、国立大学教育研究評価委員会を設置し、評価に係る事項についての審議を行う必要がある。 また、第2期中期目標期間に係る評価の実施に向け、具体的な実施方法等について検討を進め、平成28年度に、評価結果を審議する。また、第2期中期目標期間に係る評価の検証結果も踏まえて、第3期中期目標期間に向けて、より効率的な評価の実施等、評価方法の改善につながるための審議を行う。 【学位審査会】 機構が行う学位の授与に係る審査を行うため、高度な学識を有する者の参画を得ることは必要不可欠であり、引き続き審査体制を適切に整備する必要がある。 また、学位授与事業の適切な実施のため、専門分野の動向を踏まえ、必要に応じ組織・運営の見直しを図る。

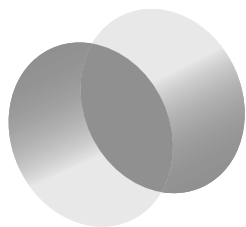
中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
2 内部統制 (1) 自己点検・評価 毎年度、自己点検・評価委員会において、すべての業務・事業に対して自己点検・評価を行う。 さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 （自己点検・評価の実施） 監事2人を含む自己点検・評価委員会を開催し、各年度中の業務の進捗状況や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」等の各種指摘事項への対応状況を自己点検・評価し、機構全体での進行管理に努めるとともに、各年度の業務の実績について審議し、業務実績報告書としてとりまとめ、中期計画どおりに履行しており、今後も継続して実施する必要がある。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 （自己点検・評価の実施） 平成24、25年度においても、自己点検・評価委員会による業務の進行管理を行うとともに、各年度の業務の実績について、自己点検・評価を行い、業務実績報告書としてとりまとめる。 また、平成24年度には、第2期中期目標期間に係る業務の進捗・達成状況について検証を行うとともに、次期中期目標期間における業務の在り方の検討に資することを目的として、外部検証委員会を開催する。	【自己点検・評価の実施】 定期的に業務の進捗状況や各種指摘事項への対応状況を自己点検・評価することにより、機構全体の進行管理を行うことは、内部統制の観点からも重要である。また、中期目標期間中を通しての外部検証の枠組みについても、業務の見直し・改善のため重要である。これら枠組みは、次期中期目標期間においても継続する必要がある。 また、効果的・効率的な自己点検・評価もしくは外部検証のため、必要に応じ、その実施方法については随時見直しを図る。
(2) 機構長のリーダーシップ 機構長のリーダーシップのもと、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッション、機構に与えられた目的・目標を効果的かつ効率的に達成するための取組を行う。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果と検証 （機構長のリーダーシップ） 機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議（機構長、理事、監事、部課長以下各部課室の担当係長、教員を参集）を月例で開催し、同会議において各事業年度の年度計画、予算配分、各種委員会委員の選考に係る協議を行ったほか、認証評価等の申請状況や学位授与申請に係る試験実施状況の報告等、事業の報告による情報共有、海外出張報告を通じた諸外国の質保証機関の現状把握を行うとともに、東日本大震災の影響により喫緊の対応が求められた節電対策の周知、政府が進める独立行政法人改革の動向に対する協議を行った。 また、機構全体で取り組むべき重要課題（リスク）を把握したことにより、平成23年度には、個人情報保護ガイドライン及び防災マニュアルの策定について協議し管理運営方針の周知徹底を図った。 さらに、「機構長裁量経費」を設け、機構長のリーダーシップの下で、予算を戦略的・機動的に配分する取り組みを行った。 以上のことから、独立行政法人として社会に求められる、機構長のリーダーシップは、十分に発揮されてきたと考えられる。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 （機構長のリーダーシップ） 平成24、25年度においても、これまでと同様に機構長のリーダーシップを発揮させる取り組みを行っていくほか、企画調整会議の場における事業の実施状況の報告等や、監事による各種監査結果の報告内容を踏まえ、組織の管理・運営及び円滑な業務遂行等に影響を及ぼす可能性のある重要な課題（リスク）の把握に努め、把握されたリスクに対しては速やかな対応をとれるような体制を講じていく。	【機構長のリーダーシップ】 内部統制の充実・強化を図るために法人の長がリーダーシップを発揮できる環境整備の重要性に鑑み、監事との連携をより強化しながら様々な取り組みを進めていく。

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
(3) 監査の実施 監事と連携の上、内部監査を行う。さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。	【平成23年度までの実績に関する自己評価】 ○成果と検証 (監査の実施) 機構における監査は、機構組織内による自律的な監査である内部監査と、監事による客観的な視点による監事監査に分別される。 内部監査については、役員直轄の「監査室」が主体となり、旅費規程との整合、物品発注、資産管理、出勤簿整理、科学研究費補助金全般について日々監査を行うほか、機構内の契約監視委員会において競争性のない随意契約の見直しと1者応札について点検を行っている。 監事監査は大きく、業務に関する監査と会計に関する監査に分けられるが、まず、業務に関する監査としては、各事業年度とも、評議員会、運営委員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会に出席し、関係法令や規則等の遵守状況、中期計画・年度計画の進捗状況、組織の運営状況等に関する定期的な監査（執行状況確認）を実施し、随時、意見を述べている。 次に、会計に関する監査についても、各年度とも、財務諸表、事業報告書及び決算報告書についての監査を実施するとともに、会計監査人による監査結果の報告並びに説明を受け、会計処理の適正さを確認し、機構長へ報告している。 また、内部監査の一環ではあるが、「契約監視委員会」の委員に就任し、外部の視点から意見を述べている。 さらに、平成23年4月には、監事による内部統制強化と内部監査業務の的確な実施を行うために、役員直轄の「監査室」を設け、内部統制の強化や監事監査のバックアップ体制の充実を図った。 以上の取組から、機構長の内部統制の充実のために、内部監査及び監事監査は有効に機能していると考えている。 【平成24、25年度の実施計画】 ○実施内容と2か年で解決すべき課題 (監査の実施) 機構における監査は、前述のとおり内部監査と監事監査が有機的に連携しており、有効に機能していると考えているが、2名の監事が非常勤であるという実態を踏まえ、内部統制のさらなる強化を図るために、平成24年度から機構の各業務について、組織としての達成状況や業務遂行における問題点の洗い出しをするため、重点的に監査を実施する部署を決めて、ヒアリング等により密度の濃い監査を実施し改善すべき問題点があれば、機構長に対し意見を述べることとしている。 これらの取組により、さらに機構長による内部統制が強化されるものと考えている。	【監事による監査の実施】 監事が行う監事監査については、法人の長が内部統制を適切に整備・運用しているかどうかに留意することが重要であり、今後とも監査を重視していく。

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第 2 期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
3 業務の効率化 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、3 %以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、1 %以上の削減を図る。	【平成 23 年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 （既存経費の見直し、業務の効率化） 業務については、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約等を行うとともに、ルーチン業務のアウトソーシング等により、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図った。特に、省エネルギー化への対応については執務室の空調設備の自動運転の改善、冷暖房温度設定（夏季 28℃、冬季 20℃）、夏季のクールビズの徹底等、光熱水量の節約に対して積極的な取組を実施するとともに、平成 23 年度においては東日本大震災の影響による電力不足の状況を踏まえ、空調設備の使用制限・抑制や蛍光灯の間引き、複写機の使用集中化による台数制限、エレベーター稼働数の半減等の具体的取組内容と節電目標を示した「節電行動計画」の推進により電力量の大幅な抑制を図った。 また、事業経費についても大学評価事業、学位授与事業、情報収集・整理・提供事業等において、謝金単価の引下げや会議の開催場所、開催回数の見直しを行うなど、事業経費の見直しや業務の効率化を図った。 さらに、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の推進については、サーバ内の共有フォルダ活用による情報の共有化及び、通知文書等のグループウェアや電子メールによる送付、委員への連絡、外部への調査依頼等の送付に電子メールやウェブサイトを活用することによるペーパーレス化の推進、業務システムの最適化の実現等を図った。 それらの取組により、平成 23 年度予算において、一般管理費（退職手当を除く。）については、平成 20 年度予算に比較して 76,062 千円（20.9 %）の削減を図ったほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成 20 年度予算に比較して 317,830 千円（21.0 %）の削減を図ったことから、中期計画を上回った実績であると言える。 【平成 24、25 年度の実施計画】 ○実施内容と 2 か年で解決すべき課題 （既存経費の見直し、業務の効率化） 引き続き、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。特に、省エネルギー化への対応については、平成 23 年度に策定した機構における「節電行動計画」を今後の電力供給状況等を踏まえて実施内容を検討した上で、引き続き実施する。 また、一般管理費（退職手当を除く。）について、対前年度予算に比較して 3 %以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、対前年度予算と比較して 1 %以上の削減を図る。	【既存経費の見直し、業務の効率化】 機構の行う業務については、引き続き、既存経費の見直し、効率化を進める。 また、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）」により、大学入試センターと統合し、廃止される国立大学財務・経営センターの業務の一部を承継することが予定されていることから、法人統合の際には 3 機関で重複する管理部門の効率化を図る必要がある。
4 人員の適正な配置 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。	【平成 23 年度までの実績に関する自己評価】 ○成果とその検証 （人員の適正配置） 評価事業部において業務量の変動及び国際連携に関する業務量の増大に伴い、改組や各課の人員の見直しを行ったほか、管理部門の簡素化を図るための改組や、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究を推進し、その研究成果の事業への反映を図るため研究部を統合するなど、組織の見直しを行った。 また、業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行った結果、職員全体で計 23 名の減員となったこと、また、これらの取組により、平成 23 年度予算において、人件費（退職手当を除く。）については、平成 20 年度予算に比較して 126,172 千円（11.4 %）の削減を図ったことから、中期計画どおりに履行していると言える。今後も業務量の変動に応じた組織の見直しと人員の適正配置を継続して実施する必要がある。 【平成 24、25 年度の実施計画】 ○実施内容と 2 か年で解決すべき課題 （人員の適正配置） 平成 24 年度及び平成 25 年度においても、当該年度の業務量の変動を踏まえ、必要に応じ組織の見直しを図るとともに人員の適正配置を行う。	【人員の適正配置】 業務運営の効率化等を図るとともに、諸課題に適切かつ迅速に対応していくためには、柔軟な組織体制を継続的に維持していくことが重要であることから、引き続き、各事業の業務量の変動に応じた組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する必要がある。

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
5 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。		【随意契約の適正化の推進】 既に「随意契約等見直し計画」で定めた目標は達成している状況であるが、引き続き、契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進する。 また、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 【内部監査等】 引き続き会計処理の適正や内部統制の強化を図る観点から、内部監査、監事監査、契約監視委員会を継続して実施する必要がある。 また、更なる会計処理の適正の向上を図るため、チェック体制については、必要に応じて見直しを図る。
(1) 機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。		
(2) 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 また、内部監査及び第三者（監事等）により、契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行う		

中期計画等	大学評価・学位授与機構における自己評価等	
	第2期中期目標期間における業務の進捗状況及び今後の計画等	次期中期目標期間に向けた展開と課題
	【平成 24、25 年度の実施計画】 ○実施内容と 2 か年で解決すべき課題 (随意契約の適正化の推進) 競争性・透明性を十分確保するため、公募及び競争契約を行う場合のマニュアルに沿った契約の締結や、情報提供を積極的に行うなど、引き続き、競争性・透明性を確保するための取組を継続して実施する。 また、1 者応札・応募の改善について、機構のウェブサイトで公表している改善方策を着実に実施するとともに、平成 22 年度から開始した事業者に対するアンケート調査の回答データをさらに蓄積・分析し、1 者応札・応募が、より一層改善されるよう努める。 (内部監査等) 内部監査、監事監査、契約監視委員会のそれぞれの視点において、適切な会計処理が行われていることから、現在の監査を継続的に実施する。	



External Review of National Institution for
Academic Degrees and University Evaluation (NIAD-UE)

Self-Assessment Report



2012

NIAD-UE
National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

© National Institution for Academic Degrees and University Evaluation 2012

1-29-1 Gakuen-nishimachi, Kodaira, Tokyo 187-8587 Japan

Tel +81 42 307 1625

Fax +81 42 307 1559

Website www.niad.ac.jp

Contents

Preface	1
Attainment of Mid-term Objectives and Plans for International Collaborative Activities	3
Next Step: Further Developments and Future Challenges	11
APPENDIX	
<Reference Data>	16



Preface

The National Institution for Academic Degrees and University Evaluation (NIAD-UE) was established in 1991 as the National Institution for Academic Degrees, which conferred academic awards in Japan outside the university sector. In 2000, it added the function of conducting evaluations and accreditations of higher education institutions. NIAD-UE has been formally recognized as an organization responsible for higher education quality assurance in Japan since it was designated as an incorporated administrative agency in 2004.

Over the last 20 years, NIAD-UE has been providing alternative routes to earning academic degrees (bachelor, master's and doctoral) for individual learners in non-degree awarding institutions, including those under the jurisdiction of ministries other than Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). To date, NIAD-UE has awarded academic degrees to approximately 58,000 individuals as the only institution besides universities that has degree-awarding authority in Japan. NIAD-UE is steadfastly working to enhance the international compatibility of its academic degrees.

As a quality assurance agency, NIAD-UE initially carried out 'trial university evaluations' on national universities. Upon this experience, NIAD-UE developed an evaluation methodology under the Certified Evaluation and Accreditation (CEA), a national quality assurance framework established under the Educational Law. Formally starting them in 2006, NIAD-UE carries out institutional CEAs for universities, junior colleges, colleges of technology, and professional graduate law schools of universities. In 2008 and 2010, at the request of the National University Corporation Evaluation Committee set up within MEXT, NIAD-UE conducted evaluations of education and research activities at all national universities and inter-university research institutes in Japan.

NIAD-UE carries out its evaluation and accreditation activities based upon an 'open' and 'evolving' concept. Every year, therefore, it conducts a study to verify the



effectiveness and appropriateness of its evaluation processes, and works to enhance its CEA quality based on the results. NIAD-UE has a research department that conducts studies on various quality assurance topics. In these ways, NIAD-UE is playing a leading role in enhancing the quality of higher education institutions in Japan, while strengthening the accountability of the higher education sector to society and contributing to the quality enhancement and distinctiveness of Japan's higher education institutions.

Going beyond these concrete evaluation and degree-awarding functions, NIAD-UE is also expected to take the initiative in fostering an 'evaluation culture' within Japan's higher education community. From this perspective, NIAD-UE has published a series of five *Evaluation Culture in Japan* volumes, the core parts of which are published separately in English and distributed abroad to elevate the international compatibility of Japan's quality assurance system.

NIAD-UE carries out its quality assurance activities taking into account of the latest international standards and trends. The basic policy of NIAD-UE's international collaborative activities is, through its evaluation and degree-awarding activities, to enhance the international recognition and compatibility of Japanese higher education and to strengthen the global competitiveness of its higher education institutions. To this end, NIAD-UE proactively engages in a range of activities to support higher education enhancement. These include organizing forums and seminars, developing information-dissemination tools such as the *Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education*, *Information Package for Quality Assurance*, and a portal site for University Evaluation Information, working with overseas partners including study visits and collaborative projects under the Japan-China-Korea QA Council. Additionally, NIAD-UE participates actively in International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education (INQAAHE) and Asia-Pacific Quality Network (APQN) as a regular member, and provides the members of quality assurance organizations in other countries with training programs designed for assessors. In such ways, NIAD-UE acts as an international 'bridge builder' between Japanese institutions in and their overseas counterparts.



Attainment of Mid-term Objectives and Plans for International Collaborative Activities

Amidst an onrush of globalization, higher education institutions are expected to contribute to creating, transmitting and applying the kind of knowledge that responds to demands of 21st century society. In strengthening international competitiveness, the trend is for emphases to be placed on its economic and industrial aspects; however, the 21st century demands strengthening competitiveness from academic and cultural perspectives as well.

As Japan's leading quality assurance agency for higher education, NIAD-UE conducts institutional evaluations and accreditations and awards academic degrees to individuals by providing alternate routes for evaluating learning outcomes, while carrying out various international collaborative activities. NIAD-UE is also responsible for and working actively to nurture, develop and solidify an 'evaluation culture' within the Japanese higher education sector by providing a platform for discussing quality assurance and sharing information on it.

I. Research activities and the work of NIAD-UE

NIAD-UE was established as a national body for the purpose of evaluating higher education institutions at a juncture when a system of quality assurance (QA) by third-party evaluation was formally introduced in Japan. Subsequently designated an incorporated administrative agency, NIAD-UE is proactively carrying out activities to enhance of the quality of Japan's higher education sector while working to create a vibrant evaluation culture in it.

1. 'Open' and 'evolving' system of evaluation and accreditation

Since its establishment, NIAD-UE has advocated an 'open' and 'evolving' system of evaluation and accreditation. From 2000 NIAD-UE conducted 'trial university evaluations' of national universities. Based on the results, in 2006 NIAD-UE began



carrying out institutional Certified Evaluations and Accreditations (CEAs) and CEAs for university-affiliated professional graduate law schools. Both have entered their second cycle.

Every year, NIAD-UE verifies its evaluation processes through a comprehensive survey carried out by distributing a questionnaire to all institutions and boards in Japan. Based on the results, NIAD-UE makes improvements to its CEA process. The results were also used to establish the evaluation criteria and methods for the second CEA cycle. The survey findings were analyzed based on all the evaluation reports of the institutional CEAs for colleges of technology conducted in 2010 and the CEAs for universities and university-affiliated professional graduate law schools in 2011. The analysis showed the CEA affect on improving education at the subject institutions, while also identifying common issues that exist among Japan's higher education institutions.

Verification/reviews of the 'National University Corporation Evaluation' have been conducted twice: the first in 2010 after a provisional evaluation was carried out, and the second in 2012 after the final evaluation process had been completed. The two verification/reviews showed a significant difference among the universities, which do not have the same objectives, in recognizing the importance and appropriateness of the evaluation, which affected its outcomes. The second phase of the National University Corporation Evaluation is being developed in light of these review findings.

NIAD-UE considers an analytical academic approach to be indispensable in conducting its questionnaire surveys on par with peer reviews and in designing its evaluation and accreditation processes. Accordingly, NIAD-UE's research department surveys the quality assurance trends of other countries and works to create new quality assurance concepts and methodologies. Its recent research projects have three core themes: 'learning outcomes and quality assurance,' 'human resource development for internal and external quality assurance,' and 'development of new evaluation methods.'



2. Quality assurance of academic degrees

The Research Group on International Comparisons of Academic Degrees has been organized to study the theoretical bases of degree systems and conduct a comparative study of various systems around the world. The group comprises academics, MEXT experts, and NIAD-UE research staff. It has recently published a report on its comparative study of five countries. NIAD-UE's system of awarding degrees is underpinned by such research, and is recognized internationally as seen by the fact that its system is registered in INQAAHE's 'Good Practices in Quality Assurance' database.

NIAD-UE has recently been carrying out research on developing a new framework for assessing internationalization in Japanese universities and designing an international QA monitoring framework for a government-led trilateral exchange program ('CAMPUS Asia' * pilot project) among Japan, China and Korea. Such research is closely aligned with Japan's national agenda. As an outcome of the research, the Institutional Thematic Assessment on Internationalization for Higher Education will be introduced in 2013 and made available to universities that request it. As learning outcomes are an essential element in quality assurance, NIAD-UE is working on analyzing learning outcome assessments and developing assessment methods, while conceptualizing models for learning outcomes. Research projects are also being carried out on the international recognition and quality assurance of academic degrees.

3. Providing information on quality assurance

NIAD-UE publishes the annual academic journal '*Research on Academic Degrees and University Evaluation*.' The achievements of our research staff have also been published on the NIAD-UE website since 2011.

NIAD-UE also publishes a large volume of books, research reports and information. Some of international importance is translated into English (see Table 1). They have received high appraisal at conferences held by INQAAHE, APQN and other



organizations. The *Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education* is distributed and highly appraised within Japan's higher education sector. So as to reflect the latest educational trends and stakeholder feedback, the *Glossary* has been reviewed and revised with new words added every other year since 2007. NIAD-UE also publishes the *Overview of Quality Assurance System in Higher Education of Japan* in both Japanese and English. These publications are compiled into a comprehensive 'Information Package' on Japanese quality assurance initiatives and systems. In working to promote mutual understanding between the Japanese higher education sector and its overseas counterparts, NIAD-UE widely distributes this package to quality assurance agencies both in Japan and abroad, including higher education institutions, educational ministries, and embassies. They are also made available in the form of files that can be downloaded from NIAD-UE's website, and there is a link to them on the UNESCO portal "Recognized Higher Education Institutions."

In addition, NIAD-UE publishes a series of *Overview of Quality Assurance System in Higher Education* in other countries, providing so far basic information in bilingual format on five countries: Australia, France, the Netherlands, UK, and USA. These publications serve as a tool to be used by Japanese institutions in effectively cooperating with their international partner institutions. Our webpage is regularly updated in providing information on quality assurance related to international joint education programs and recent quality assurance developments in other countries.

NIAD-UE holds an annual 'University Evaluation Forum' to promote quality assurance initiatives by Japanese higher education institutions. The forum focuses on key issues based on contemporary societal needs (see Table 2). Highly appraised, the forum is widely attended by a few hundred participants every year.

II. International Activities

Worldwide, the majority of higher education institutions and systems have internal and external quality assurance programs, recognizing the importance of educational quality enhancement. In advancing Japanese higher education, international engagement in quality assurance is imperative. Accordingly, an important NIAD-UE



mission is to gain the trust of the international community in its quality assurance programs. Given this recognition, NIAD-UE is proactively devising and carrying out international collaborative activities.

1. International QA networks

NIAD-UE actively discusses and exchanges views and updated information on QA with counterparts in other countries and regions by participating in international QA conferences (see Table 3) and engaging as a regular member of INQAAHE and APQN.

In close alliance with APQN, NIAD-UE works to enhance quality assurance in the Asia-Pacific region, providing its members with various opportunities, including:

- International workshop to share good practices within the international QA community (October 2011):

Fifteen experts from twelve APQN-member institutions participated in this Tokyo workshop. A total of forty-nine people including observers attended the event. It was highly appraised by the participants, and a summary of the proceedings was posted on the NIAD-UE website for the benefit of the region's higher education institutions.

- Training program for Vietnamese officials (December 2011):

At the request of APQN, NIAD-UE provided an intensive four-day training program for five officials of the General Department of Education Testing and Accreditation, Ministry of Education and Training (GDETA-MOET) of Vietnam. The program included a workshop and lectures, and visits to educational and QA institutions. Positive feedback was received from the participants.

- APQN board member and consultants:

NIAD-UE's vice-president is serving as an APQN board member for the 2011-2013 term, contributing to the development of quality assurance collaborative activities in Asia-Pacific region. Also, a professor of NIAD-UE was chosen as a registered APQN consultant.



2. International collaboration with overseas quality assurance agencies

Currently, NIAD-UE has memorandums of understanding for cooperation with 10 overseas quality assurance agencies (see Table 4). Centered around these partnerships, NIAD-UE acts as an international 'bridge builder,' conducting surveys and visits and holding discussions with overseas quality assurance institutions (see Table 5). Workshops and other activities for supporting quality assurance activities on an international level include the following:

- International workshop on *Information Package for Quality Assurance* in cooperation with UK and Chinese partners: the Quality Assurance Agency of UK (QAA) and Higher Education Evaluation Center of the Ministry of Education of China (HEEC) (Held in Bangkok, March 2010):

NIAD-UE organized this workshop with counterpart QA agencies to discuss the importance of mutual understanding and information sharing as pertains to international quality assurance. Inputs were provided by UNESCO, NIAD-UE, QAA, HEEC, and APQN. NIAD-UE reported the outcomes of the workshop in a parallel session on QA initiatives at APQN's annual conference. Consequently, NIAD-UE's initiative of publishing an information package was recognized as a 'good practice' for promoting mutual understanding among various QA systems.
- Training program for Indonesian assessors (October 2010):

NIAD-UE provided a training program for an Indonesian partner institution, Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi (BAN-PT).
- International symposium hosted by Taiwan partner institution (June 2011):

NIAD-UE presented updated information on Japan's quality assurance at this symposium held by the Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT), while gathering information on the latest developments in the US, Hong Kong, the Philippines, and Taiwan. Following the symposium, NIAD-UE made a contribution to HEEACT's journal for higher education (February 2012).
- European Commission Quality Assurance International Conference (December 2011):



NIAD-UE introduced its QA approaches in Japan and East Asia at the conference, and exchanged views and opinions on inter-regional QA collaboration.

3. Japan-China-Korea Quality Assurance Council

Following the Japan-China-Korea Trilateral Summit Meeting held in 2009 where the three countries agreed to promote international cooperation in higher education, NIAD-UE took the initiative in establishing a framework to further collaborative approaches to quality assurance among the three countries. Consequently, with support from the three governments, the Japan-China-Korea Quality Assurance Council was established in March 2010 among NIAD-UE, HEEC (China) and KCUE (Korea) to facilitate from a QA perspective international collaboration between universities in the member countries.

The three QA agencies have met four times so far, and have established three project groups on the following themes:

- PG1: Enhancing Mutual Understanding
- PG2: Cooperation in QA of International Education Programs
- PG3: Staff/Expert Exchanges

NIAD-UE's role in the Council is to lead the PG2 in producing joint guidelines for international quality assurance among the three countries. The Council agreed to undertake joint monitoring of the CAMPUS Asia* pilot programs with a view to identifying good practices and common issues, and disseminating them broadly to Asia's various higher education sectors. The monitoring process will be carried out in two phases over five years. The first will be implemented in 2013.

In Japan, NIAD-UE set up the CAMPUS Asia Provisional Committee, which develops program monitoring criteria and methods. NIAD-UE presented its concept for monitoring pilot programs at an international conference on CAMPUS Asia hosted by a Korean university in February 2012.



NIAD-UE also works to support higher education institutions by providing them with opportunities to discuss ways of advancing educational collaboration within the East Asian region. Inviting partner quality assurance agencies from Asia to it, NIAD-UE organized and chaired a working group session at the 'International Symposium on Exchange among Universities with QA in the East Asian Region' hosted by MEXT in September 2011, in which ideas were exchanged among representatives of higher education institutions in the region.

*CAMPUS Asia: 'Collective Action for the Mobility Program of University Students in Asia.'

This government-led initiative seeks to strengthen exchange and cooperation among universities in Japan, China, and Korea. Aimed at developing collaborative educational programs, each project is implemented by a consortium of universities from the three countries. So far, 10 projects have been selected via joint screening by the three countries.



Next Step: Further Developments and Future Challenges

I. Research activities and the work of NIAD-UE

Working to improve its evaluation and degree-awarding programs, NIAD-UE's research department carries out holistic, comprehensive studies and research on third-party and external quality assurance practices, the condition of various degree systems, and the international compatibility of degree and evaluation systems. In doing this, it carries out research to verify the level of quality-evaluating and degree-awarding programs in light of the performance of such programs in universities. The outputs and findings of this research are published and disseminated widely to stakeholders, not only in the form of academic papers but also guidelines and reference documents including data and indicators for practical use by higher education institutions. NIAD-UE also provides leadership and support to higher education institutions by devising proposals and putting together research reports and analyses aimed at promoting a vibrant and diverse higher education sector.

NIAD-UE's strategic priorities are as follows:

- 1. Basic research on evaluation methods, empirical research on evaluation development and verification, and research on the establishment and operation of universities' internal quality assurance systems**

NIAD-UE will continue to conduct studies and research aimed at enhancing the effectiveness of its evaluation and accreditation systems. To this end we will work to develop new evaluation systems and assess their performance after evaluations have been conducted. In collaboration with universities and other institutions, NIAD-UE will advance research on good practices with regard to internal quality assurance. The outputs and findings of this research and analysis will be made widely available through published papers and documents that higher education institutions can easily access and share. These results will be used to develop and provide training programs to foster quality assurance assessors and staffs in universities. NIAD-UE will work to instill greater efficiency in its evaluation and accreditation processes by creating more



effective evaluation criteria and, based on them, developing QA analysis methods that will utilize an information database tentatively called 'University Portrait.'

2. Basic research on degree-awarding methods, follow-up surveys on degree awardees, research on the structure and function of degree-related learning processes and on degree compatibility

NIAD-UE works to award degrees in a lifelong learning environment. In that vein, we conduct basic research on higher education systems, particularly credit and degree compatibility, and publish the results in academic papers, while generating QA reference materials of usefulness to universities. We will continue to carry out follow-up surveys on degree awardees in order to improve our degree-awarding operations. The surveys will also look at their careers of NIAD-UE degree recipients and examine to what extent non-traditional academic degrees are recognized and useful in Japanese society. Furthermore, we will do research on the diversifying modes of learning and examine how NIAD-UE's degree-awarding system applies to them in terms of credit accumulation and transfer.

3. Study on the international compatibility of Japan's degree-awarding and evaluation systems

In promoting students mobility, it has become increasingly important for each country to ensure the international comparability and compatibility of its higher education system. NIAD-UE will coordinate with researches and policymakers in this regard.

In particular, through a joint monitoring project for transnational collaborative provision with overseas partners, NIAD-UE will identify criteria and practices commonly used among higher education institutions and quality assurance agencies at an international level. Additionally, in a higher education environment that is rapidly changing with student mobility and diversification of learning modes, we will study a framework of providing well-researched, reliable information and responding to inquiries on quality assurance to institutions and prospective students.



The areas of research projects include:

(1) Quality assurance for transnational collaborative programs

Quality assurance is steadily gaining importance in programs to promote internationalization. Using the outputs from the joint monitoring project under the CAMPUS Asia, launched in 2011 in collaboration with HEEC and KCUE, NIAD-UE will draw up joint QA guidelines for transnational education to be applied by quality assurance agencies in Japan, China and Korea. In a domestic context, NIAD-UE will use these guidelines to further develop assessment criteria with international perspectives, which can help higher education institutions map out their internationalization initiatives. NIAD-UE will widely disseminate such information on the internationalization of higher education.

(2) Function of national information center

A new convention, *Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education*, signed in November 2011 by UNESCO-member states, calls for a national information center on qualifications to be established in each state. NIAD-UE will study the functions of a Japanese national information center looking at various centers already established in the other countries and regions. Closely related to NIAD-UE's work on awarding degrees, this study will be coordinated with our other research projects on academic degrees including the compatibility of credits and recognition of degrees. The findings will be made available to stakeholders including higher education institutions and interested individuals.

II. International Activities

NIAD-UE is intent upon being increasingly more active on an international level, with a view that international activities are advantageous in enhancing our work on evaluation, accreditation, and degree awarding.

The CEA system was formally adopted in Japan in 2005. Now, one cycle of the system has just been completed at NIAD-UE. Each Japanese quality assurance agency is still



in the process of improving its operations while verifying and the putting the new system into practice. Given the need for all of Japan's quality assurance agencies to meet the challenges of the new CEA system and make related operational improvements particular in the area of international compatibility, NIAD-UE can use its experiences with international activities to play a significant role in contributing to development of the Japanese quality assurance sector.

Toward making further contributions to enhancing Japan's higher education as a quality assurance agency, NIAD-UE will carry out its CEA activities while conducting thematic assessments on the states of (1) research activities, (2) community engagement/outreach, and (3) internationalization for higher education. Concurrently, we will apply our international agenda to research on developing possible schemes for assessing quality assurance in higher education that responds more closely to the demands of society.

In this context, it will be NIAD-UE's mission to build a stronger relationship of trust as a quality assurance agency within the international community. NIAD-UE will develop and advance its international collaborative activities even more proactively as it moves ahead.

Our primary activities for development:

1. Collection, compilation, and dissemination of information on international quality assurance

NIAD-UE collects information and data on higher education overseas and disseminates them widely within the Japanese higher education sector so as to improve the international compatibility of its education provision and quality assurance. Our key role is to provide information and updates on international trends including QA good practices garnered through our activities in international networks and collaborative undertakings. On the other hand, to gain stronger international trust in Japan's higher education, it will be necessary to more vigorously disseminate information on its quality assurance initiatives to the international community. To



these ends, NIAD-UE will continue developing avenues for providing information on Japan's higher-education and quality-assurance systems and for sharing information on recent international trends and developments. Included among these avenues will be organizing seminars and workshops, publishing reports and booklets, and providing international updates on our website.

2. Annual NIAD-UE University Evaluation Forum

NIAD-UE will continue to hold its annual University Evaluation Forum on timely themes coinciding with needs in higher education. While deepening the roots of an evaluation culture in Japan, these forums help to enhance the quality assurance activities of higher education institutions by sharing with them international trends in good practices.

3. International QA networks and international collaboration with QA partners

Establishing international compatibility in quality assurance is becoming increasingly important in Japan. NIAD-UE will work to advance more projects and initiatives in this area in collaboration with overseas partner agencies, and will widely share its outputs and findings with higher education institutions in Japan. In particular, NIAD-UE is conducting a joint project with China and Korea to develop common guidelines for quality assurance in transnational collaborative programs. We will work to expand this kind of collaborative activity with other overseas quality assurance agencies.

4. Information on qualifications for higher education

NIAD-UE will examine feasible ways of providing information through a national information center to be established in Japan based on the outputs of a study project that will be carried out by our research department on the function of the center as stipulated in the *UNESCO Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education*.

APPENDIX

<Reference Data>

Table 1: NIAD-UE's major Publications in English

1. <i>Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education (3rd edition, 2011)</i>
2. Overviews of Quality Assurance Systems in Higher Education (Japan, USA, UK, Netherlands, Australia, France)
3. Key documents of NIAD-UE's Certified Evaluation and Accreditation : General Principles and Standards for Evaluation and Accreditation
4. <i>Evaluation and Quality Assurance of Higher Education in Japan (February 2008)</i>
5. <i>Quality Assurance for Higher Education in Japan (March 2012)</i>

Table 2: NIAD-UE University Evaluation Forum (2009-2011)

Theme of the Forum	Participants	Satisfactory rate
Effective Use of Academic Resources for Enhancement of the Internal Quality Assurance System — For Developing University's Distinctiveness — (August 2009)	336	87.6%
Establishing a Quality Assurance System based on the Learning Outcomes – Effective Assessment, Visualization and Publication of the Learning Outcomes – (August 2010)	383	81.3%
New Paradigm of Quality Assurance in the Age of Globalization – The “Functions” Viewing from the Practices at International Organizations – (October 2011)	363	79.1%

Table 3: Participation in International Network Conferences (2009-2011)

Conference, Meetings	Year and venue
The 6th Japan-China Rectors Conference	Oct 2009, China
The Observatory on Borderless Higher Education (OBHE) 2009 Global Forum	Oct 2009, Malaysia
Global HR Forum 2009	Nov 2009, Korea
CHEA 2010 Annual Conference and National Accreditation Forum, International Seminar	Jan 2010, USA
APQN 2010 Conference and Annual General Meeting	Mar 2010, Thailand
AQAN Roundtable Meeting	Jul 2010, Indonesia

The 2010 Strategic Leaders Global Summit	Sept 2010, Australia
2010 ASEM Accreditation International Seminar	October 2010, Korea
CHEA 2011 Annual Conference and National Accreditation Forum, International Seminar	Jan 2011, USA
APQN 2011 Conference and Annual General Meeting	Mar 2011, India
INQAAHE 2011 Conference	Apr 2011, Spain
UNESCO East Asia Summit Meeting on the Recognition of Higher Education Qualifications in the Asia Pacific Region	Jun 2011, Thailand
HEEACT International Conference	June 2011, Taiwan,
ASEM Seminar on Regional Quality Assurance	Jul 2011, Germany
2011 AQAN Seminar	Oct 2011, Brunei
The 7th Japan-China Rectors Conference	Oct 2011, Kyoto, Japan
The 2011 KCUE International Forum	December 2011, Korea,
Quality Assurance International Conference (EC & Flemish Ministry)	Dec 2011, Belgium
CHEA 2012 Annual Conference and National Accreditation Forum, International Seminar	Jan 2012, USA
APQN 2012 Conference and Annual General Meeting	Mar 2012, Cambodia

Table 4: MoU Partner QA Institutions with NIAD-UE

Europe	Year of the MoU concluded
Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA), UK	Feb 2007
Accreditation Organization of the Netherlands and Flanders (NVAO)	Jun 2010
Netherlands Organization for International Cooperation in Higher Education (Nuffic)	Jun 2010
Evaluation Agency for Research and Higher Education (AERES), France	Mar 2011

Asia	Year of the MoU concluded
Higher Education Evaluation Center of the Ministry of Education (HEEC), China	Sep 2007
Hong Kong Council for Accreditation of Academic and Vocational Qualifications (HKCAAVQ)	Mar 2010
Korean Council for University Education (KCUE)	Aug 2010
Malaysian Qualifications Agency (MQA)	Mar 2011

National Accreditation Agency for Higher Education (BAN-PT), Indonesia	Mar 2011
Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT)	Jun 2011

Table 5-1: Study Visits and Meetings with Partner Institutions (2009-2011)

Visit	Institutions visited	Month, Year
Study visit to UK and the Netherlands (study on higher education information and international credential evaluations)	QAA, NVAO, Nuffic	Jul 2009
Study visit to Australia (study on quality assurance system in Australia)	DEEWR, Universities Australia, Group of Eight, 4 other institutions	Oct 2009
Study visit to UK and Germany (study on Quality Assurance for International Collaborative Programs)	Universtiy of Reading, University of Leicester, University of Erlangen-Nurnberg	Dec 2009
Study visit to UK and the Netherlands (study on Quality Assurance for International Cooperative Programs)	Leiden University , University College London, 6 other universities	Feb 2010
Study visit to Europe (Austria, Germany, Sweden, and the Netherlands) (study on Quality Assurance for International Cooperative Programs)	University of Hohenheim, SNAHE, and 2 other universities	May 2010
Study visit to the Netherlands (Site visit of internationalisation as a distinctive (quality) feature for internationalisation as Observer)	NVAO, Nuffic, EUA	Oct 2010
Study visit to UK, France and Belgium (study on Quality Assurance for International Cooperative Programs, Site visit (as Observer) to Ghent University as Observer)	QAA, AERES, Ghent University, 2 other institutions	Nov 2010
Study visit to France (study on quality assurance system in France)	AERES, CTI, OECD	Jun 2011
Study visit to UK (study on recent QA matters in UK)	QAA, UUK, City University London, The Open University	Nov 2011

Study visit to the Netherlands and UK (study on the new Dutch QA system and work of Naric Centre)	NVAO, Nuffice, UK-NARIC	Feb 2012
Study visit to Thailand (study on the MIT Programme and iAward)	SEAMEO-RIHED, AUN	Feb 2012

Table 5-2: Workshops organised in collaboration with Partner Institutions (2009-2011)

Workshop	Partner institutions	Venue, Year
2010 International Information Package Workshop	QAA, HEEC	Thailand, Mar 2010,
Japan-Europe Quality Assurance Seminar	NVAO, Nuffic	Tokyo, Jun 2010
Japan-ASEAN Information Package In-House Seminar	BAN-PT, MQA, PAASCU, ONESQA, GDETA	Tokyo, Sep 2010
Training Program for Assessors in Indonesian Quality Assurance Agency	BAN-PT	Tokyo, Oct 2010
Japan-Australia Higher Education Quality Assurance Seminar	TEQSA, ALTC, Australian Embassy	Tokyo, Dec 2010
International Symposium on Exchange among Universities with Quality Assurance in East Asia Region, Working Group C	MQA, BAN-PT, HEEC, KCUE	Tokyo, Sep 2011
APQN/INQAAHE Workshop on Good Practices in Quality Assurance	APQN members	Tokyo, Oct 2011
APQN Training Program for the Vietnamese Ministry of Education and Training	The Vietnamese Ministry of Education and Training (MOET)	Tokyo, Dec 2011

独立行政法人大学評価・学位授与機構法

(平成15年7月16日法律第114号)
最終改正：平成19年6月27日法律第96号

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 役員及び職員（第7条—第13条）
- 第3章 評議員会（第14条・第15条）
- 第4章 業務等（第16条・第17条）
- 第5章 雑則（第18条・第19条）
- 第6章 罰則（第20条—第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人大学評価・学位授与機構とする。

（機構の目的）

第3条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

（事務所）

第4条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第5条 機構の資本金は、附則第8条第2項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）

第6条 機構でない者は、大学評価・学位授与機構という名称を用いてはならない。

第2章 役員及び職員

（役員）

第7条 機構に、役員として、その長である機構長及び監事2人を置く。

2 機構に、役員として、理事2人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第8条 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により機構長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第9条 機構長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

(機構長の任命)

第10条 文部科学大臣は、通則法第20条第1項の規定により機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する評議員会の意見を聴かなければならない。

(役員欠格条項の特例)

第11条 通則法第22条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第23条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法第11条第1項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第12条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第13条 機構の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 評議員会

(評議員会)

第14条 機構に、評議員会を置く。

2 評議員会は、20人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議する。

4 評議員会は、第10条の規定による機構長の任命に関し文部科学大臣に意見を述べるほか、機構の業務運営につき、機構長に対して意見を述べることができる。

(評議員)

第15条 評議員は、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、機構長が任命する。

2 評議員の任期は、2年とする。

3 通則法第21条第1項ただし書及び第2項並びに第23条第2項の規定は、評議員について準用する。

第4章 業務等

(業務の範囲)

第16条 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 学校教育法第104条第4項の規定により、学位を授与すること。

三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附随する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第35条において読み替えて準用する通則法第34条第2項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第1号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

3 第1項第1号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（積立金の処分）

第17条 機構は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第5章 雑則

（主務大臣等）

第18条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第19条 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第6章 罰則

第20条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処する。

一 第16条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第17条第1項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第22条 第6条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成15年10月1日から施行する。

（機構の成立）

第2条 機構は、通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号。以下「整備法」という。）第2条の規定の施行の時に成立する。

- 2 機構は、通則法第16条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第3条 機構の成立の際現に整備法第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の4第1項に規定する大学評価・学位授与機構（以下「旧機構」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

第4条 前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第2項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第5条 附則第3条の規定により旧機構の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく退職手当は、支給しない。

- 2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

- 3 機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職する者が、附則第3条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 4 機構は、機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職し、附則第3条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで旧機構の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第6条 附則第3条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第7条第1項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第8条第2項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第7条 機構の成立の際現に存する国家公務員法第108条の2第1項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第3条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和24年法律第174号）の適用を受ける労働組合となるものとする。

この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

- 3 第1項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して60日を

経過する日までは、労働組合法第2条ただし書（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第8条 機構の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、旧機構の業務に関するもので政令で定めるものは、政令で定めるところにより、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第9条 機構の成立の際、整備法第2条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和39年法律第55号）第17条の規定に基づき文部科学大臣から旧機構の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（国有財産の無償使用）

第10条 国は、機構の成立の際現に旧機構の職員の住居の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（不動産に関する登記）

第11条 機構が附則第8条第1項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第12条 この法律の施行の際現に大学評価・学位授与機構という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

（政令への委任）

第13条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成17年7月15日法律第83号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条、第68条の2及び第69条の2の改正規定並びに附則第3条、第6条、第7条（税理士法（昭和26年法律第237号）第8条第1項第1号中「第68条の2第3項第2号」を「第68条の2第4項第2号」に改める改正規定に限る。）、第9条及び第10条の規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 （平成19年6月27日法律第96号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

独立行政法人大学評価・学位授与機構 第2期中期目標・中期計画 対照表

中 期 目 標	中 期 計 画
(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。
(前文) 独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性にかんがみ、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等(大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。)の教育研究水準の向上を図るとともに、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。 (1) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。 (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学位を授与すること。 (3) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。 (4) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。	

中 期 目 標	中 期 計 画
中期目標の期間において、機構は、これまで評価文化の普及に努めてきたが、今後は、評価文化の定着を図ることが重要である。このため、効果的・効率的な評価方法を開発し、適切な評価等を実施することにより、我が国の大学等に対する評価の発展に先導的な役割を果たしていくことが必要である。また、国内外における大学の質保証に関する調査及び研究や、情報の収集、整理、提供などを積極的に行うことを通じて、我が国における評価文化の定着と国際的な質の保証の取組などに先導的な役割を果たすことが求められる。 学位授与の関係では、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、学位取得の申請者の多様化等に対応し、適切かつ着実に業務を実施していくことにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展に寄与していくことが求められる。 このような役割を果たすため、機構の中期目標は、以下のとおりとする。	
I 中期目標の期間 機構が実施する業務は、大学等の教育研究水準の向上、高等教育の段階における多様な学習成果の適切な評価の実現などの公共的重要性から、長期的視点に立って推進すべきものが多いため、中期目標の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。	

中 期 目 標	中 期 計 画
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 機構の行う業務については、既存経費の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の削減を図る。	1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、１％以上の削減を図る。
2 事務・事業の見直しに対応した組織の見直しを図る。	2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。
3 平成２２年度末までに、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合する。統合に向けて必要な組織・体制を整備する。	3 平成２２年度末までに、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合する。このため、必要な組織・体制を整備する。
4 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進することとする。	4 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。 ① 機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 また、内部監査及び第三者（監事等）により、契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行う。
5 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	5 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

中 期 目 標	中 期 計 画
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 総合的事項 (1) 機構の高等教育の発展に資するという業務の性格にかんがみ、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行う。 (2) 機構の業務運営及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。	1 総合的事項 (1) 大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行う。評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。 (2) 毎年度、自己点検・評価委員会において、すべての業務・事業に対して自己点検・評価を行う。 さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。

中 期 目 標	中 期 計 画
2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う。 ○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、もって国立大学法人等の教育研究の水準の向上等に資する。	2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う。 ○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等に関する評価 ① 国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、平成20年度に実施した国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価について、多面的な調査を行うこと等により検証する。 ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価の最終的な確定作業を行うとともに、当該評価確定後の検証を行い次期評価に向けた評価方法の改善につなげるための検討を行う。

中 期 目 標	中 期 計 画
3 学位授与 機構は、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。 なお、学位授与事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ確実な実施並びに効率化及び合理化の双方について実現を図る。 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。 また、短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているかについての審査を行い、認定することにより、当該特攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。	3 学位授与 学位授与事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ確実な実施と、そのために必要な検討を遅滞なく行うことを前提として、次の業務を行う。 なお、学位授与業務については効率化を図り、原則として手数料収入で当該経費を賄うよう運営することの実現を図る。 また、学位授与基準の検討等の周辺業務の実施についても効率化・合理化を図ることにより、計画的な経費の縮減を進める。 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験を適切な方法で行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。また、不合格者に対しては、不合格の理由を明らかにするなど、今後の学修に資するよう配慮する。 ② 申請等に関しては、事業の円滑な実施等に十分配慮しつつ、利便性の一層の向上を図る。 ③ 短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているかについての審査を行い、基準を満たす専攻科については認定する。 ④ 上記③により認定された専攻科における教育の実施状況等について、大学教育に相当する水準を維持しているかという観点で、原則として7年ごと（認定後、最初は5年）に審査を行う。

中 期 目 標	中 期 計 画
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 省庁大学校の課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについての審査を行い、認定することにより当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められるものにそれぞれの学位を授与する。	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について ① 省庁大学校の課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについての審査を行い、基準を満たす課程については認定する。 ② 上記①により認定された課程の教育の実施状況等について大学又は大学院と同等の水準を維持しているかという観点で、原則として5年ごとに審査を行う。 ③ 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められるものに、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。

中 期 目 標	中 期 計 画
4 調査及び研究 以下の調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。 (1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究 大学等の質の向上及び社会に対する説明責任を果たすための効果的かつ効率的な評価システムの構築を目的とし、大学等の評価に関する調査研究を行う。これらの成果を機構の評価の改善に活かすとともに、情報提供事業等への活用を通じて、大学等の評価活動や他の評価機関を含めた多元的な評価システム全体の充実と、評価に関する知識の普及に貢献する。	4 調査及び研究 調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施する。 (1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究 ① 大学評価システムの検証と開発に関する研究 これまでの大学評価の適切性や効果の検証を行うとともに、高等教育政策の進展による新たな評価（分野別評価等）の要請に対応した、我が国の新たな大学評価システムの開発に関する研究を行う。 ② 大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究 大学等の内部における評価及び質的向上の実態についての検証を行い、大学の教育研究や経営の質の向上に関する評価活動の在り方に関する研究を行う。 ③ 大学評価に必要な情報の確立に関する研究 大学等の教育研究活動の分析に必要な定量的・定性的情報の解析を行うとともに、評価に用いることのできる大学情報の収集と活用に関する研究を行う。

中 期 目 標	中 期 計 画
(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究 我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、高等教育における多様な学習機会に対する社会の要請を踏まえて、学位授与の要件となる高等教育レベルの学習の成果の評価並びに学位に関する調査研究を行う。これらの成果を機構の学位授与制度の展開に活かすとともに、情報提供事業等への活用を通じて、我が国の学位システム全体の発展と学位に係る知識の普及に貢献する。	(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究 ① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究 ア 学位の要件となる学習の体系的性に関する調査研究 学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。 イ 機構の学位授与制度の教育的・社会的機能に関する調査研究 機構の学位授与制度の現状及び社会的要請を継続的に把握するとともに、単位の累積加算に基づく学位授与という当機構に独自の業務の実施を通じて得られるデータを活用し、我が国の学位・単位制度の課題を実証的に研究する。 ② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究 ア 学習形態及び学習機会の多様化に対応した高等教育と学位授与に関する調査研究 学習形態、学習機会の多様化及び学生の流動化（国内外の機関間移動等）に対応した高等教育システムと、単位の互換や累積に基づく学位授与の在り方について研究する。 イ 多様な学習の成果の評価と単位の認定方法に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学における学習の成果との互換可能性の観点から評価し、学位につながる単位として認定する方法について研究する。

中 期 目 標	中 期 計 画
(3) 研究成果の公表等 調査研究成果を外部に公表することによって、高等教育機関の多様な発展に寄与する。	(3) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供し、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者の利用に供する。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。

中 期 目 標	中 期 計 画
5 情報の収集、整理、提供 (1) 大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供 大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報を収集、整理、提供し、大学等における評価活動や教育研究活動の改善に役立てるとともに、機構の行う評価の改善向上に活用する。また大学及び機構の活動について広く社会に対して理解の増進を図る。 (2) 大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供 多様な学習機会を求める者にとって、有用な学位に関する情報の収集、整理、提供を行う。また機構の学位授与について広く社会に対して理解の増進を図る。	5 情報の収集、整理、提供 (1) 大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供 ① 大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するための情報を収集・整理し、提供する。 ② 学習者の保護や国際的通用性の観点から、評価を中心とした包括的な質保証の情報を収集・整理し、情報提供を行う。 ③ 大学等や評価担当者の負担の軽減と機構の評価業務の効率化のため、大学情報データベースの充実やその活用を図る。 ④ 広報活動を通して、評価事業に関する情報を積極的に発信する。 (2) 大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供 ① 大学等で行われている学習機会に関する情報を収集・整理し、提供する。 ② 機構が授与する学位に関連する情報（「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」等）を収集・整理し、提供する。 ③ 広報活動を通して、学位授与事業に関する情報を積極的に発信する。

中 期 目 標	中 期 計 画
6 認証評価 認証評価実施に当たっては、学校教育法第110条による認証評価機関の設置状況及びその活動状況を踏まえ、当面、大学、短期大学、高等専門学校及び専門職大学院を設置する大学からの求めに応じて、認証評価を行う。 その際、民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止の検討を行う。 なお、認証評価業務の効率的な実施については、評価の質の保証に配慮しつつ検討を進めるとともに、業務運営等の効率化を行い、段階的に運営費交付金の縮減を図る。 また、評価事業の実施に当たっては、これまで機構が実施した評価に関して検証を行うとともに、大学等関係者の意見を踏まえ、常により良い評価の仕組みの構築等に向け、その改善に努めることが必要である。 (1) 大学、短期大学、高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価 大学、短期大学、高等専門学校の求めに応じて、当該大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究等の質を保証するとともに、教育研究等の改善に資する。あわせて評価結果を公表することにより当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるように支援・促進する。	6 認証評価 大学等の教育研究水準の向上に資するため、学校教育法第110条の認証評価機関として、評価を受ける大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院を設置する大学の意向にもかんがみ、当面、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行うこととするが、民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止の検討を行う。 なお、認証評価業務の効率的な実施については、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。 また、これまで機構が実施した評価に関して検証を行い、評価システムの改善につなげるとともに、その成果の普及を図る。 (1) 大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価 ① 大学、短期大学、高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める評価基準に従って当該大学等の教育研究活動等の総合的状況について評価を行う。 ② 評価を適切に行うため大学等関係者や学識経験者で構成される組織を設け、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ③ 機構が行った当該大学等の評価について、評価報告書を作成し、当該大学等及びその設置者に通知し、公表する。

中 期 目 標	中 期 計 画
(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 大学からの求めに応じて、当該大学の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該大学に提供し、当該専門職大学院の教育研究活動の質を保証するとともに、教育研究活動の改善に資する。あわせて評価結果を公表することにより当該専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるように支援・促進する。	④ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 (2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 ① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育活動等の状況について評価を行う。 ② 評価を適切に行うため、大学等関係者、法曹三者、及び学識経験者で構成される組織を設け、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ③ 機構が行った当該法科大学院の評価について、評価報告書を作成し、当該法科大学院を置く大学に通知し、公表する。 ④ 法科大学院の特性を考慮し、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

中 期 目 標	中 期 計 画
7 その他上記の業務に附帯する業務 (1) 評価文化の定着と評価に携わる人材の育成 大学等の評価活動を実効性のあるものとするため、評価に携わる人材の育成を図るとともに、評価文化定着のための活動を行う。 (2) 国際的な質保証に関する活動 国際的な質保証活動に積極的に参画するなどにより、我が国の高等教育の国際通用性の確保を図るための活動を行う。	7 その他上記の業務に附帯する業務 (1) 評価文化の定着と評価に携わる人材の育成 ① 評価事業の円滑な実施を図るため、国内の評価機関等との連携・協力を進める。 ② 大学等の評価関係者及び評価担当者の育成のための活動を行う。 (2) 国際的な質保証に関する活動 国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力による活動を行う。

中 期 目 標	中 期 計 画
Ⅳ 財務内容の改善に関する事項	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。 2 固定的経費の削減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定的経費の節減を図る。 また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続することとする。 職員の給与水準については、検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。	1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の削減 平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（1,109百万円）に比べて5%以上削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は給与、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。 また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続することとする。 職員の給与については、検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表を行う。

中 期 目 標	中 期 計 画
3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	Ⅳ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 6億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。
	Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。
	Ⅵ 剰余金の使途 1 評価業務の充実 2 学位授与業務の充実 3 調査研究業務の充実 4 情報収集・整理・提供業務の充実

中 期 目 標	中 期 計 画
V その他業務運営に関する重要事項 1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。 ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。 (2) 人員に係る指標 常勤職員数（期限付職員を除く。）については、その職員数の抑制を図る。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 4, 6 8 9 百万円 ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。